

令和8(2026)年度版 入園申込みのしおり

認可保育園・小規模保育所・事業所内保育所・家庭福祉員（保育ママ）
東京都認証保育所・定期利用保育事業・子育て支援サービス事業のご案内

提出前にあらかじめ申請書類のコピーを取ることを推奨します。

育児休業給付金の支給期間延長手続きの際に保育所等の利用申込書の写しが必要な場合があります。
提出いただいた書類は、いかなる事情でも返却できません。

「入園申込みのしおり」に沿って
説明動画を配信しています。


【はじめての保育園】

【保育所入所に関するご案内】

動画はこちらから



©大田区

受付時間	8時30分から17時まで（土・日・祝日、年末年始は除く）
申込方法	窓口に直接提出、郵送で提出、 もしくは電子申請で提出してください。  電子申請はこちらから！ (カテゴリ検索⇒20_保育 を選択してください) 郵送の場合、申請書類一式を下記の受付窓口まで 追跡可能な郵便(書留等) で郵送してください。 ※申請締切日必着です。料金不足の場合は申請書類を受け取れないためご注意ください。
受付窓口	大田区役所保育サービス課 保育利用支援担当（3階21番窓口） 所在地：〒144-8621 蒲田五丁目13番14号 電話：03-5744-1280 FAX：03-5744-1715

※各担当のお問い合わせ先は裏表紙に一覧で記載しています。

【大田区公式LINEで保育園検索】

認可保育園、小規模保育所、事業所内保育所の施設情報を検索することができます。

入園申込みのしおりと併せてご活用ください。



【大田区公式LINE】

※本冊子発行後に内容が変更となる可能性があります。
最新の情報についてはホームページの確認をお願いします。



保育トップページ

1 保育園を選ぶ P.4~

- ・保育施設の種類 P.4
- ・クラス年齢の決め方 P.4
- ・教育・保育給付認定について P.5~6
- ・認可保育園、小規模保育所
事業所内保育所を利用するための条件 P.7
- ・保育施設一覧表 P.8~13
- ・小規模保育所・事業所内保育所について P.14
- ・連携施設について P.14~15

2 申込みをする P.16~

- ・申込みに必要な書類 P.16~18
- ・申込み書類の提出について P.19
- ・申込みスケジュール P.20
- ・大田区外保育園の申込み
大田区外からの申込み P.21~23
- ・出産予定のお子様を申込みする方へ
申込み児童以外に出産予定がある方へ P.24
- ・障がいや疾病
アレルギーがあるお子様の申込み P.25
- ・医療的ケアを必要とするお子様の申込み P.26

3 申込書類提出後の変更 P.27

4 選考について P.28~

- ・大田区保育の実施及び
保育の確保利用調整基準 P.28
- ・利用調整基準調整指数 P.29
- ・選考の方法について P.30
- ・世帯指数の算定方法・算定例 P.30
- ・世帯指数が同点となった場合の選考基準 P.30
- ・育児休業の延長が許容できる場合について P.30

5 結果発表 P.31

- ・結果発表の方法・時期 P.31
- ・内定を辞退する場合 P.31

6 注意事項 P.32~

- ・注意事項 P.32~35

7 よくある質問 P.36~

- ・よくある質問 P.36~38

8 入園前の手続き P.39~

- ・園との面接、健康診断 P.39
- ・延長保育料の口座振替(区立保育園) P.39
- ・保育園に在園できる期間 P.40

9 保育料及び保育料階層について P.41~

- ・保育料の無償化について P.41
- ・保育料階層の決定方法 P.41
- ・保育料一覧表 P.42
- ・延長保育料の減額(区立保育園) P.43
- ・保育料の滞納 P.43

10 延長保育を利用する P.44~

- ・区立保育園の月ぎめ延長保育 P.44~45
- ・私立保育園等の延長保育 P.45

11 育児休業明け入所予約制度 P.46~

- ・申込みができる方 P.46
- ・実施園(区立保育園) P.46
- ・申請書の提出から
入所予約内定まで P.46~47
- ・注意事項 P.47
- ・入園までの0歳児クラスの
空きの活用について P.47

12 認可保育園以外のサービス P.48~

- ・大田区家庭福祉員(保育ママ) P.48~49
- ・定期利用保育 P.50~51
- ・大田区こども誰でも通園制度(おててひろば) P.51
- ・東京都認証保育所 P.52
- ・認可外保育施設等保護者負担軽減補助金 P.53
- ・保育サービスアドバイザー P.54
- ・ファミリー・サポートおおた P.54
- ・一時預かり事業 P.55
- ・緊急一時保育 P.56
- ・病児・病後児保育 P.57

13 付録 P.58~

- ・幼児教育・保育の無償化 P.58
- ・区立保育園の民営化について P.59
- ・各種保育情報提供サイトのご紹介 P.60

入所選考の基本ルール

以下のルールを必ずご確認ください。入所選考上不利または内定取消し・退園になる可能性があります！

※育児休業については自主的育児休業も含まれます。ただし、P. 46 育児休業明け入所予約制度は含みません。

ルール① 入所選考は 締切日までに提出いただいた書類のみ で行います。

- ・締切日を過ぎて受け取った書類は、翌月の利用調整から反映します。
- ・提出書類に不備・不足があると、利用調整上不利になることがあります。

就労の指数については P. 34 をご確認ください

※4月（一次）入所のみ不足書類受付期間があります。詳細は P. 20 の申込みスケジュールをご確認ください。

ルール② 入所選考は 世帯状況が申込時から入所月の月末まで継続している ものとして行います。

- ・ご家庭の状況に変化（勤務条件の変更や妊娠の判明等）があった場合、利用調整指数が変更となります。
- ・その結果、内定が取消しになる可能性があります。変更が生じたら早急に保育サービス課にご連絡ください。

※毎年入所後に変更が判明し指数見直しの結果、退園になるケースが発生しています。

※育児休業明けの短日数・短時間勤務を取得する場合は P. 33 を参照ください。

指数見直しによる内定取消しの例（申込時から入所月の月末までに勤務条件が短くなった場合）

申込時の勤務条件：月20日/160時間 →内定時の指数11点

短くなった勤務条件：月20日/140時間 →見直し後の指数10点

→指数見直しにより、内定取消しの可能性があります。

ルール②の例外 指数の引継ぎ

申込時から入所月の月末までに転職した場合、以下の条件を満たせば指数の変更はありません。

◀前職退職日から1か月以内に、前職と同等以上の勤務条件で再就職をする▶

- ・前職 勤務条件：月20日/160時間、退職日：5月31日
- ・新職 勤務条件：月20日/160時間、就労開始日：6月30日

※上記の確認は、前職就労証明書、前職退職証明書および新職の就労証明書をもって行います。

※（自主的）育児休業中の方が復帰せずに退職した場合は指数の引継ぎの対象ではありません。

※申込み後に転職が決まった場合は、早急に保育サービス課にご連絡ください。

ルール③ 空き状況にかかわらず、利用したい順に希望園を選択してください。

- ・申込み時に空きがない保育園でも、転園等により空きが生じた結果、内定が出る場合があります。

ルール④ 申請書の有効期限は 提出月の翌月1日から6か月間 です。

- ・申請書の有効期限は「保留通知書（保育所入所・家庭的保育事業等あっせん保留通知書）」に記載しています。有効期限が切れることは事前・個別に通知いたしません。あらかじめご了承ください。

育児休業の延長について

育児休業に関する手続き（取得、延長、給付金の給付等）は、勤務先の担当者または在職中の事務所を管轄するハローワークに直接お問い合わせください。

※保留通知書（保育所入所・家庭的保育事業等あっせん保留通知書）は、育児休業給付金の支給を保証するものではありません。

※令和7年4月から育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが変更になりました。

詳細は厚生労働省のホームページをご確認ください。

〈厚生労働省ホームページ〉

※提出いただいた書類は、いかなる事情でも返却できません。育児休業給付金の支給期間延長手続きの際に保育所等の利用申込書の写しが必要な場合がありますので、提出前にあらかじめコピーを取ることを推奨します。



1 保育園を選ぶ 保育施設の種類

本冊子でご案内する保育施設は以下のとおりです。種別により対象年齢や申込先が異なります

種別	対象年齢 クラス	申込先	内容
認可保育園 P.8~13	0~5歳児クラス	保育サービス課	児童福祉法に基づき設置された保育園です。施設の内容や人員の配置など、同法によって定められた基準に沿って運営されています。
【地域型保育事業】 小規模保育所 事業所内保育所 P.8~14	0~2歳児クラス (0歳は事業所内保育所のみ) ※3歳児クラス以降は、連携先の認可保育園等に優先的に入所できます。 (P.15 参照)		子ども・子育て支援法に基づく「地域型保育事業」として区が認可する定員19名までの保育所です。事業所内保育所は、事業所の従業員の子どものほか、一定の枠内で地域の子どもが利用できます。
家庭福祉員 (保育ママ) P.48~49	0,1歳児クラス	保育サービス課	家庭福祉員が自宅かグループ保育室にてお子様をお預かりし、家庭的な保育を目指しています。区が紹介をして保護者と家庭福祉員が直接利用契約します。
定期利用保育事業 P.50~51	1,2歳児クラス (一部の施設では0歳でも可)	各施設	東京都が施設や職員の基準を定めており、毎日の利用のほか、利用者が預けたい曜日や保育時間を柔軟に決められる保育事業です。
東京都認証保育所 P.52	施設により異なります	各施設	東京都の基準により、0歳児保育の必置や13時間保育の開所が定められた保育所です。
一時預かり事業等 上記以外の事業 P.55~57	施設により異なります	各施設	運営実態は様々です。施設を利用する際は、事前に運営状況や保育内容を十分にご確認ください。

クラス年齢の決まり方

令和8年4月1日の満年齢で、クラス年齢が決まります。

クラス	生年月日
0歳児クラス	2025(令和7)年4月2日~
1歳児クラス	2024(令和6)年4月2日~2025(令和7)年4月1日
2歳児クラス	2023(令和5)年4月2日~2024(令和6)年4月1日
3歳児クラス	2022(令和4)年4月2日~2023(令和5)年4月1日
4歳児クラス	2021(令和3)年4月2日~2022(令和4)年4月1日
5歳児クラス	2020(令和2)年4月2日~2021(令和3)年4月1日

例) 2025(令和7)年4月6日生まれのお子様は、1歳の誕生日を迎えても0歳児クラスです。

教育・保育給付認定について

認可保育園等を利用する場合、お子様に保育が必要とされる認定（教育・保育給付認定）を受ける必要があります。認定には、「認定区分」「保育が必要な事由」「保育の必要量」「認定有効期間」の項目があり、お子様 1 人につき 1 枚「教育・保育給付認定証」が交付されます。なお、認証保育所等の認可外保育施設を利用し、無償化の対象（P.58 参照）となるためには「施設等利用給付認定」の申請が必要です。

保育園から提出を求められる場合があるため、教育・保育給付認定証がご自宅に届いた際は大切に保管してください。

(1) 認定区分

お子様の「年齢」「利用する施設」によって認定区分が異なります。

認定区分	申請対象	利用施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上で教育を希望される場合	幼稚園、認定こども園
2号認定 (満3歳以上保育認定)	満3歳以上で保育の必要な事由に該当し、 保育所等での保育を希望される場合	保育所、認定こども園、 企業主導型保育所
3号認定 (満3歳未満保育認定)	満3歳未満で保育の必要な事由に該当し、 保育所等での保育を希望される場合	保育所、認定こども園、 地域型保育事業（小規模保育所など）、 企業主導型保育所

- ※1 認可保育園等を利用している方・認可保育園等の申込み中の方へ
3号認定（満3歳未満）から2号認定（満3歳以上）への切り替えは、3歳の誕生日までに大田区から新しい教育・保育給付認定証を送付します。
- ※2 1号認定は教育施設（幼稚園等）利用者が対象です。認定申請は施設に直接お問合せください。
- ※3 大田区内には現在、認定こども園はありません。

(2) 保育の必要量

保育を必要とする事由や保護者の状況に応じて以下の区分の認定を行います。保育の必要量を変更する際には別途保育サービス課でお手続きが必要です。区分により保育園の利用時間が異なりますのでご注意ください。

区 分	内 容
保育標準時間	1日あたり原則8時間、最長11時間（フルタイム就労を想定） 区立：7時15分から18時15分 私立、小規模、事業所内は園によって時間帯が異なります。
保育短時間	1日あたり最長8時間（パートタイム就労を想定） 区立：8時30分から17時15分（うち8時間利用可能） 私立、小規模、事業所内は園によって時間帯が異なります。

※保育の必要量は、保護者が選択していただくものとなっております。

(3) 保育時間

保育時間は、認定された保育の必要量の範囲で保護者の就労時間、通勤時間やお子様の状況等を踏まえて決まります。保育の必要量は、最長で保育園等を利用することができる時間であり、そのままお子様の保育時間となるわけではありません。実際の保育時間は、認定された保育の必要量の範囲内で、保護者とお子様の状況などを踏まえて、在園している保育園と個別調整となります。

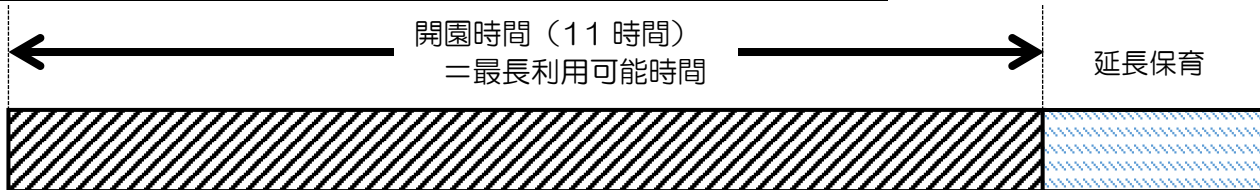
※（自主的）育児休業中の保育の利用時間は、開園時間内の最長8時間を原則とします（産休中の方はこの限りではありません）。これを超える場合は、保育園にご相談ください。なお、育児休業取得を機に教育・保育給付認定における保育標準時間、保育短時間が自動で切り替わることはありません。

※入所直後は、集団生活に無理なく慣れていけるように短い時間でのお預かりとなります。徐々に通常の時間に移行していきますのでご了承ください。なお、勤務等で短い時間でのお預かりが困難である方は園にご相談ください。

※休園日は、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）です。

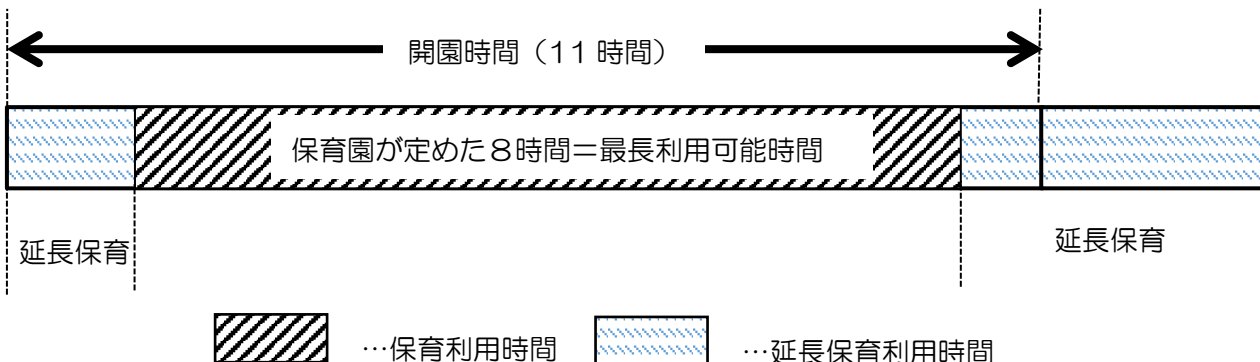
〈保育標準時間〉

保育園開園時間の11時間以内で保育を必要とする時間が保育時間となります。
開園時間を超えて行う保育については、延長保育料がかかります。



〈保育短時間〉

保育園が定めた8時間を常に超えない時間が保育時間となります。
急な残業等の理由で8時間を超えての保育が必要な場合は、延長保育料がかかります。
※保育園が定めた8時間は、各保育園によって異なります。
保育短時間を利用する際は必ず園にご確認ください。



認可保育園、小規模保育所、事業所内保育所を利用するための条件

施設での保育を希望される場合は、お子様に保育が必要とされる認定にあたり以下の「保育を必要とする事由」のいずれかを常態としていることが必要です。

※お子様に「集団保育を経験させたい」「幼児教育の場として利用したい」という理由は、保育が必要な事由に該当しません。

種別	状況	認定期間、在園できる期間
就労 ※1、2	1か月に48時間（目安として週3日かつ1日4時間）以上の就労を常態としている場合	小学校就学前まで（失職した場合は「求職活動」に変更）
妊娠・出産	妊娠中または出産後間がなく、保育が困難な場合	出産予定月（すでに出産されている場合は実際の出産月）を含む前後2か月間（計5か月間）
疾病・障がい	疾病や負傷、または心身に障がいがあり保育が困難な場合	必要がなくなるまで （在園児本人の介護・看護による在園は不可）
介護・看護	同居の親族を介護・看護している場合 介護・看護を要するものが、要介護3以上である場合や付添が週3日以上かつ1日4時間以上要する場合または常時観察が必要な場合	
求職活動 ※3、4	求職活動を常態としている場合	入所月を含む3か月間（期間内に就労した場合は「就労」に変更）
就学	1か月に48時間（目安として週3日かつ1日4時間）の就学を常態としている場合 通信教育は、居宅内で週4日かつ1日5時間以上の就学を状態としている場合	学校の卒業（修了）まで ※通信教育の場合、3か月間
災害復旧	災害の復旧にあたっているため、保育が困難な場合	復旧に必要な期間
（自主的）育 児休業 ※5	育児休業取得時に認可保育園等に子どもが在園し、育児休業中も引き続き保育が必要な場合 （在園中の子がいる保護者のみ対象）	育児休業対象児童が3歳に達した日の属する年度の3月末日まで 自主的育児休業の場合は休業対象児童が1歳を迎えた月の月末まで
その他	上記に類する状態として区長が認める場合	

※1 認可保育園、小規模保育所、事業所内保育所の在園のための最低要件は、1か月に48時間（目安として週3日かつ1日4時間）以上の就労を常態とし、かつ月の収入を就労日数及び就労時間で割返した結果、東京都の最低賃金相当であることが必要です。

※2 最低要件を満たさない就労で入所した場合、入所月含め3か月以内に最低要件を満たした就労証明書の提出が必要です。

※3 入所時に求職活動で入所した場合、入所月含め3か月以内に就労を開始し、就労開始後に記載された就労証明書の提出が必要です。

※4 就労内で入所した場合、入所月内に就労を開始し就労開始後に記載された就労証明書の提出が必要です。

※5 育児休業については、自営や外勤の方で「育児・介護休業法」に基づかない場合でも自主的育児休業の申出書を提出してもらうことで在園を認めています。（休業対象児童が1歳を迎えた日の月末まで）

上記の要件の在園期間が終了し、一度退園した後も引き続き保育園の利用を必要とする場合、再度の申込みが必要ですが、ただし、改めて利用調整となりますので、再入所できない場合もあります。

保育施設一覧表

大田区内の認可保育園、小規模保育所、事業所内保育所の一覧です。

令和8年4月時点

番号	種別	保育園名	開園月	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	所在地	電話	開園時間	延長時間	延長保育対象年齢
1	私立	美原保育園	57日	12	16	16	16	16	16	92	大森東1-28-2	3761-1855	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	生後57日から
2	区立	大森東一丁目保育園	57日	13	22	22	25	26	26	134	大森東1-31-2-105	3763-9670	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から
3	私立	子どもの家保育園	43日	12	15	18	18	18	18	99	大森東5-2-11	3761-1357	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から
4	区立	森が崎保育園 ※2	1歳	20	21	22	23	24	110	大森南2-2-15	3742-7071	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から	
5	私立	大森保育園	43日	6	10	10	10	10	10	56	大森南4-10-4	3741-7645	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から
6	私立	大森南保育園	57日	12	15	18	18	18	18	99	大森南4-14-5	3745-0054	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	生後57日から
7	私立	Ohana平和島保育園	1歳	6	6	12	7	7	38	大森西2-2-29	5763-5516	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から	
8	私立	グローバルキッズ 大森西園	57日	6	12	12	14	13	13	70	大森西2-15-24	5763-0303	7:30~18:30	~20:30 (2時間)	生後57日から
9	区立	大森西保育園 ※2	57日	14	23	23	23	28	28	139	大森西2-16-2	3765-8256	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から
10	私立	おはよう保育園 マチノマ大森	57日	6	10	11	11	11	11	60	大森西3-1-38 3階	6459-6033	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	生後57日から
11	区立	富士見橋保育園	1歳	16	16	17	18	18	85	大森西3-2-2-101	3765-4540	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から	
12	私立	おはよう保育園 大森町	57日	6	10	11	11	11	11	60	大森西3-16-11	6410-8510	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	生後57日から
13	小規模 A	Ohana 大森西保育園	1歳	7	7	2/7/8/11/16 番で受入れ	14	14	14	14	大森西3-29-1 田中ファミリーハイツ1階	6404-9355	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から
14	私立	大空と大地の なーさりの大森西園	57日	12	14	14	20	17	19	96	大森西4-8-5	6404-6800	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	生後57日から
15	私立	アイグラン保育園 大森西	1歳	8	8	8	6	6	36	大森西4-11-5 コンフォリア大森町1階	6423-1272	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から	
16	区立 民営	大森西第二保育園	1歳	22	23	24	27	27	123	大森西4-13-11-101	3765-4116	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	満1歳から	
17	私立	ナーサリールーム ベリーペアー大森西	1歳	20	25	25	25	25	120	(本園:2~5歳児) 大森西5-25-21 (分園:1歳児のみ) 大森西3-28-5	(本園)5763-5676 (分園)6423-0107	7:30~18:30	~20:30 (2時間)	満1歳から	
18	小規模 A	Ohana 梅屋駅前保育園	1歳	9	10	7/14/208番で 受入れ	19	19	19	19	大森西6-15-10 S-court1階	6423-0667	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から
19	私立	そらのいえ保育園	1歳	10	14	20	20	20	84	大森中1-14-1	3764-0221	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	1歳児クラスから	
20	私立	キッズガーデン 大森駅前	1歳	15	15	16	16	16	78	大森北1-2-3 4階	6423-1197	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	満1歳から	
21	私立	大森駅前保育園	43日	6	8	8	8	8	46	大森北1-6-6	6404-2525	7:30~18:30	~20:30 (2時間)	満1歳から	
22	私立	えがおの森保育園・ おもしろ駅前	1歳	10	10	13	10	7	50	大森北1-6-8	3768-1001	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から	
23	私立	メリーホピンス アトレ大森ルーム	1歳	15	15	15	15	15	75	大森北1-6-16 アトレ大森2 3階	3762-9400	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	満1歳から ※補食の提供無し	
24	私立	アスク大森保育園	57日	9	15	15	17	17	90	大森北1-10-14 5階	3766-2721	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	生後57日から	
25	私立	島田保育園	43日	12	15	20	20	20	107	大森北3-3-5	3763-1728	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	1歳児クラスから	
26	区立 民営	大森北保育園	57日	12	18	19	21	22	114	大森北3-25-2	3764-2060	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	生後57日から	
27	私立	このえ大森北保育園	57日	6	15	15	18	18	90	大森北4-9-7	6459-6861	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	満1歳から	
28	私立	大森北六丁目保育園	1歳	12	14	14	14	14	68	大森北6-9-1	3763-1262	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	満1歳から	
29	私立	さくらさくみらい 平和島	1歳	16	16	16	16	16	80	大森北6-26-22	6404-8872	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	満1歳から	
30	私立	こどもヶ丘保育園 大森北園	57日	6	11	11	21	21	90	大森北6-30-18	6404-6828	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	1歳児クラスから	
31	小規模 B	こどもヶ丘保育園 平和島園	1歳	9	10	30番で受入れ	19	19	19	19	大森本町2-6-16 オフサイドビル1階	6423-1716	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から
32	私立	AIAI NURSERY 山王	57日	6	9	10	11	12	60	山王1-26-4	6410-7420	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	生後57日から	
33	小規模 B	小嶋スマート保育所 大森	1歳	9	10	22/24/27/32/ 35番で受入れ	19	19	19	19	山王3-1-7 GS大森ビル1階	6429-9357	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から
34	私立	はくはくドンキ adventure保育園	57日	6	10	11	11	11	60	山王3-6-3 5階	6303-8912	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	生後57日から	
35	区立 民営	山王保育園	57日	17	20	24	26	26	139	山王3-32-12	3776-4154	7:15~18:15	~21:15 (3時間)	生後57日から	
36	私立	こどもヶ丘保育園 山王園	57日	6	10	11	11	11	60	山王4-14-4	6451-8681	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	1歳児クラスから	
37	私立	ケンパ西馬込	57日	6	9	9	12	12	60	西馬込1-16-18	6429-9885	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から	
38	事業所内 B	ヤクルト西馬込保育園	1歳	2	3	39番で受入れ	5	5	5	5	西馬込1-20-3 ヒラルス西馬込1階	5742-6239	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から
39	私立	キッズラボ西馬込 駅前保育園	57日	6	12	12	24	24	22	100	西馬込1-29-5	6417-1533	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	生後57日から


番号	種別	保育園名	開始月	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	所在地	電話	開園時間	延長時間	延長保育対象年齢
40	私立	未来のツリー保育園	57日	6	12	12	15	15	10	70	西馬込2-21-3	6410-7351	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	生後57日から
41	私立	にじいろ保育園 西馬込	57日	9	15	15	17	17	17	90	西馬込2-28-16	6809-9227	7:15~18:15	~20:30 (2時間15分)	生後57日から
42	小規模 A	キッズラボ西馬込 小規模保育園	1歳	/	9	8	39番で受入れ		17	17	西馬込2-35-3 WIZ・P西馬込1階	3772-7037	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から
43	私立	馬込ここわ保育園	57日	6	18	21	25	25	25	120	南馬込1-1-6	5728-9322	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	生後57日から
44	私立	グローバルキッズ 馬込園	1歳	/	8	8	8	6	5	35	南馬込1-7-14	6303-7353	7:30~18:30	~20:30 (2時間)	満1歳から
45	私立	おおた みんなの家	57日	9	12	14	15	15	15	80	南馬込1-9-1先	6809-9450	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	満1歳から
46	私立	まごめ みんなの家 ※7	57日	12	20	22	22	22	22	120	南馬込1-24-9	3777-2267	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	満1歳から
47	私立	みなみまごめ保育園	1歳	/	25	25	25	25	25	125	南馬込4-6-5	3772-0751	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	満1歳から
48	私立	にじいろ保育園 南馬込	57日	6	9	11	12	12	12	62	南馬込4-25-11	6429-2401	7:15~18:15	~20:30 (2時間15分)	生後57日から
49	私立	にじいろ保育園 南馬込四丁目	57日	6	10	12	14	14	14	70	南馬込4-29-7	6417-1320	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	生後57日から
50	私立	このえ南馬込保育園	57日	6	10	12	14	14	14	70	南馬込5-18-18	6429-7631	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	満1歳から
51	私立	グローバルキッズ 西馬込園	43日	6	12	14	15	13	10	70	南馬込5-30-2 1階	3773-0505	7:30~18:30	~20:30 (2時間)	生後43日から
52	私立	ベリベアインターナ ショナル保育園西馬込	57日	6	9	9	12	12	12	60	南馬込5-42-2 東京トヨペット馬込店2階	6303-8666	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	生後57日から
53	私立	にじいろ保育園 南馬込桜通り	57日	6	6	6	9	9	9	45	南馬込6-22-1	6417-1433	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	生後57日から
54	小規模 B	小鳩スマート保育所 北馬込	1歳	/	9	10	56番で受入れ		19	19	北馬込2-1-1 サンファスト北馬込1階	6809-9670	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から
55	私立	Gakken ほいくえん馬込	57日	6	10	11	12	12	12	63	北馬込2-30-2	5718-0126	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	1歳児クラスから
56	私立	小鳩ナーサリース クール中馬込	1歳	/	10	10	30	20	20	90	中馬込2-2-18	6303-8027	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	満1歳から
57	小規模 A	キッズガーデン 馬込駅前	1歳	/	9	10	43/48/49/50/ 55番で受入れ		19	19	中馬込2-26-4 ケンマートB館2階	6429-7515	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から
58	私立	にじいろ保育園 中馬込	57日	6	10	12	12	12	12	64	中馬込3-11-32	5728-9602	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	生後57日から
59	私立	ポピンスナーサリース クール馬込	57日	9	15	16	16	17	17	90	中馬込3-22-21	5728-9257	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	生後57日から
60	区立	馬込保育園	57日	14	16	21	22	22	22	117	中馬込3-25-2	3772-6923	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から
61	私立	美奈見ここわ保育園	1歳	/	12	12	15	15	15	69	中央1-1-7	6429-7440	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から
62	区立	入新井保育園 ※2	1歳	/	24	24	24	24	25	121	中央2-16-17	3772-6777	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から
63	私立	ナーサリー新井宿	57日	9	15	21	21	21	21	108	中央4-13-18	3775-5653	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	6か月から
64	私立	さくら中央保育園	3か月	9	12	14	15	15	15	80	中央5-30-18	5748-8373	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から
65	区立 民営	中央八丁目保育園 ※1	57日	15	15	15	15	/	/	60	中央8-28-12	3752-3651	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	生後57日から
66	私立	桐里保育園	7か月	6	10	15	15	15	15	76	池上1-13-3	3754-1600	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	1歳児クラスから
67	私立	池上どろんこ保育園	1歳	/	10	12	15	15	15	67	池上1-19-32	6410-2221	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	満1歳から ※補食の提供無し
68	私立	みらいく 池上2丁目園	57日	6	10	10	12	12	12	62	池上2-4-2	5755-3551	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	生後57日から
69	私立	ベネッセ池上保育園	1歳	/	10	12	14	14	14	64	池上3-13-4	5700-7277	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	満1歳から
70	私立	あっぷる池上保育園	1歳	/	15	15	20	21	21	92	池上3-29-11	3752-3528	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	満1歳から
71	私立	ケンバ池上	57日	6	10	11	11	11	11	60	池上4-25-9	5747-4520	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	満1歳から
72	区立	池上第三保育園	57日	12	19	22	24	27	27	131	池上5-15-22	3755-6443	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から
73	私立	グローバルキッズ 池上園	57日	6	10	11	11	11	11	60	池上6-3-10	6410-2110	7:30~18:30	~20:30 (2時間)	生後57日から
74	小規模 B	池上らる スマート保育所	1歳	/	9	10	68/69/72/77/ 78番で受入れ		19	19	池上6-10-12 IMビル1階	6410-3611	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から
75	私立	クオリスキッズ いけがみ保育園	57日	6	10	12	14	14	14	70	池上6-27-25	5700-7570	7:30~18:30	~20:30 (2時間)	生後57日から
76	私立	マミーズエンジェル 池上駅前保育園	1歳	/	18	18	18	18	18	90	池上7-1-1	3753-8188	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	1歳児クラスから
77	私立	アスク池上保育園	57日	9	10	12	15	15	15	76	池上8-1-3	5748-5821	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	生後57日から
78	私立	みらいく徳持園	57日	6	10	10	12	11	11	60	池上8-12-12	6410-2461	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	生後57日から
79	私立	池上長尾保育園	4か月	12	14	15	17	16	16	90	池上8-25-6	3759-9302	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	満1歳から
80	私立	アスクおんたけ保育園	57日	6	9	9	9	9	8	50	東嶺町5-17	5700-7281	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	生後57日から
81	私立	クオリスキッズ くがはら保育園	57日	9	12	14	15	15	15	80	東嶺町28-4	5748-0303	7:30~18:30	~20:30 (2時間)	6か月から

番号	種別	保育園名	開園月	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	所在地	電話	開園時間	延長時間	延長保育対象年齢
82	私立	北嶺町保育園	57日	12	15	22	23	23	23	118	北嶺町19-13	3729-3132	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	1歳児クラスから
83	私立	北嶺町第二保育園	1歳	10	11	13	13	13	60	北嶺町28-7	3748-8301	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	満1歳から	
84	私立	チェリッシュ 桜坂保育園	57日	6	9	9	12	12	60	北嶺町37-29	6451-7805	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から	
85	区立	わかば保育園	57日	14	21	22	26	26	135	田園調布南8-23	3759-0292	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から	
86	区立	田園調布保育園	4か月	9	10	15	17	17	86	田園調布本町7-15	3721-8654	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から	
87	私立	みらいく 田園調布本町園	57日	6	10	10	12	11	60	田園調布本町21-12	6459-7982	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	生後57日から	
88	私立	さくらさくみらい 田園調布	57日	6	12	12	16	16	78	田園調布1-27-5	5755-5139	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	満1歳から	
89	私立	認可保育所 Bambini	1歳	10	15	18	18	18	79	田園調布1-50-6	3722-1771	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	満1歳から	
90	区立 民営	田園調布二丁目保育園	57日	14	18	23	23	23	124	田園調布2-17-2	3722-5165	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	生後57日から	
91	小規模 A	キャリア保育園 田園調布	1歳	6	6	88/89/130 番で受入れ		12	田園調布2-45-9 高橋ビル1階	6715-6152	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から		
92	私立	さくらさくみらい 久が原	57日	6	12	12	14	6	60	(第一園舎:0~2歳児) 鶏の木1-5-12 (第二園舎:3~5歳児) 鶏の木3-6-11	(第一)6715-4239 (第二)6715-2242	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	満1歳から	
93	私立	さくらさくみらい 鶏の木	57日	6	12	12	15	15	75	鶏の木1-16-14	6715-5977	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	満1歳から	
94	私立	みらいく鶏の木園	57日	6	10	10	10	12	60	鶏の木1-19-3	6715-5430	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	生後57日から	
95	私立	このえ鶏の木保育園	57日	6	10	12	12	12	64	(本園:0歳児、3~5歳児) 鶏の木2-16-5 (分園:1~2歳児) 鶏の木2-20-7	(本園)6451-9578 (分園)6451-9653	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	満1歳から	
96	私立	アスクラのき保育園	57日	6	9	13	14	14	70	鶏の木2-34-20	5741-2208	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	生後57日から	
97	私立	グローバルキッズ 鶏の木園	1歳	6	6	6	6	6	30	鶏の木2-36-10	6459-8108	7:30~18:30	~20:30 (2時間)	満1歳から	
98	私立	多摩堤保育園※3	57日	9	12	16	16	11	80	矢口1-5-1 KIPビル2階	3750-5461	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	満1歳から	
99	私立	にじいろ保育園 鶏の木	57日	6	10	10	14	14	68	鶏の木3-35-13	6715-2682	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	生後57日から	
100	区立	千鳥保育園	4か月	12	12	21	26	26	123	千鳥1-1-25	3753-1001	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から	
101	小規模 B	久が原らる スマート保育所	1歳	8	9	100/183番で 受入れ		17	千鳥1-24-3	6715-2361	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から		
102	私立	グローバルキッズ 千鳥町園	1歳	10	11	11	9	9	50	千鳥1-24-5	6715-5862	7:30~18:30	~20:30 (2時間)	満1歳から	
103	私立	千鳥さくら保育園	1歳	25	26	26	26	26	129	千鳥2-28-11	3750-4983	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	満1歳から	
104	私立	久が原ハーモニー保育園	3か月	6	10	14	14	14	72	久が原1-1-9	3752-2982	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から	
105	区立	久が原保育園	57日	11	15	16	17	18	95	久が原2-16-17	3751-4651	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から	
106	私立	アスク久が原保育園	1歳	15	16	16	16	17	80	久が原2-23-10 1階	5747-3090	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	満1歳から	
107	私立	みらいく久が原園	57日	6	8	8	8	7	45	久が原4-25-2	6410-4195	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	生後57日から	
108	私立	アスクみなみ久が原 保育園	57日	6	10	11	11	11	60	南久が原1-24-16	5741-7077	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	生後57日から	
109	私立	鶏の木いまいずみ保育園	1歳	12	12	12	12	12	60	南久が原2-30-5	3756-0505	7:00~18:00	~19:00 (1時間)	満1歳から	
110	私立	このえ南千束保育園	57日	6	9	12	15	13	70	南千束1-12-2	6451-7570	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	満1歳から	
111	私立	洗心保育園	57日	6	15	15	18	18	90	南千束2-2-6	3729-2322	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から	
112	私立	にじいろ保育園 大岡山	57日	9	18	18	18	18	99	南千束3-1-6	6421-9415	7:00~18:00	~20:30 (2時間30分)	満1歳から	
113	区立	千束保育園	57日	12	16	24	24	25	126	南千束3-23-10	3729-4602	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から	
114	私立	洗足池保育園	1歳	9	9	9	9	9	45	南千束3-24-15	3748-7088	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から	
115	私立	このえ洗足池保育園	1歳	9	9	15	15	12	60	南千束3-33-6	6421-9384	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	満1歳から	
116	私立	キッズラボ 千束こどもの家	57日	6	18	18	20	18	97	(北千束園:0~2歳児) 北千束2-15-10 (大岡山園:3~5歳児) 北千束3-34-3	6425-7635	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	生後57日から	
117	私立	クオリスキッズ 北千束保育園	57日	9	12	12	15	15	78	北千束2-25-11	6425-6095	7:30~18:30	~20:30 (2時間)	生後57日から	
118	事業所内 A	てくてく保育園	57日	2	2	2	116番で受入れ		6	石川町1-1-18 東京工業大学国際交流会館本館1階	3728-5370	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	生後57日から	
119	私立	ベネッセ西馬込保育園	1歳	10	12	14	14	14	64	仲池上1-8-2	5700-7266	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	満1歳から	
120	区立	仲池上保育園 ※2	57日	17	19	23	23	23	128	仲池上1-21-16	3751-3350	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から	

番号	種別	保育園名	開園月	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	所在地	電話	開園時間	延長時間	延長保育対象年齢
121	私立	天才キッズクラブ 楽学館仲池上園	1歳	/	20	20	20	20	20	100	仲池上1-25-4	6410-3030	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	満1歳から
122	私立	森の保育園	57日	6	10	10	10	10	10	56	仲池上1-27-20 グリーンライフ仲池上1階	3754-2525	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	3か月から
123	私立	さくらさくみらい 石川台	1歳	/	12	12	14	14	14	66	東雪谷2-10-7	3728-5306	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	満1歳から
124	小規模 A	このえ石川台 小規模保育園	1歳	/	6	6	115番で受入れ		12	12	東雪谷2-11-7 カレシカ石川台1階	6421-8671	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から
125	区立 民営	雪谷保育園	57日	12	24	24	24	24	24	132	東雪谷3-6-1	3726-1583	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	生後57日から
126	私立	うれしい保育園 南雪谷	1歳	/	16	16	16	16	16	80	南雪谷3-11-9	6425-2021	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	満1歳から
127	私立	ヘネッセ雪が谷 大塚保育園	1歳	/	12	12	12	12	12	60	南雪谷3-11-20	5754-4571	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	満1歳から
128	私立	太陽の子南雪谷保育園	57日	6	10	10	10	10	10	56	南雪谷4-14-11	5754-0561	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	生後57日から
129	私立	にしじろ保育園 南雪谷	57日	6	10	10	12	12	12	62	南雪谷5-10-12	6421-9483	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	生後57日から
130	私立	アスクゆきがや保育園	57日	6	10	16	18	18	18	86	雪谷大塚町9-13-301	5754-7881	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	生後57日から
131	小規模 A	チャレンジキッズ 雪谷大塚園	1歳	/	9	9	83/84/86/87/ 129番で受入れ		18	18	雪谷大塚町13-19 パークサイドスペック田園調布1階	3727-6422	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から
132	私立	さくらさくみらい 長原	57日	6	12	13	15	14	10	70	(第一園舎:0~2歳児) 上池台1-5-2 (第二園舎:3~5歳児) 南千束1-13-9	(第一)6426-8440 (第二)6451-7808	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	満1歳から
133	小規模 A	チャレンジキッズ 長原園	1歳	/	9	10	111/137 番で受入れ		19	19	上池台1-7-7 スペックレジデンス長原1階	6421-9311	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から
134	私立	ボビズナーサリー スクール長原	57日	6	10	10	10	11	11	58	上池台1-16-7 1階・2階	5754-2130	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	生後57日から
135	小規模 A	えがおの森保育園・ かみいけだい	1歳	/	9	10	110/117/132 136番で受入れ		19	19	上池台1-20-20	6425-9611	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から
136	私立	このえ長原保育園	57日	6	12	14	16	16	16	80	上池台1-45-8	6451-7970	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	満1歳から
137	私立	はくはくキッズ 洗足池	57日	6	9	11	18	18	18	80	(baby:0~1歳児) 上池台2-37-2 1階 (mother:2~5歳児) 上池台2-26-7	6425-8795	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	生後57日から
138	私立	小池保育園※4	57日	14	17	17	17	17	17	99	上池台4-23-9	3729-4616	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	満1歳から
139	私立	グローバルキッズ 上池台園	57日	6	10	11	11	11	11	60	上池台5-5-12	6425-6816	7:30~18:30	~20:30 (2時間)	生後57日から
140	私立	あーと&えいこが好きに なる保育園 かみいけだい ※5	57日	9	20	20	20	20	20	109	上池台5-11-17	3727-2997	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	満1歳から
141	小規模 B	小鳩スマート保育所 上池台	1歳	/	9	10	56番で受入れ		19	19	上池台5-19-14 ヒルサイド上池台1階	6425-8590	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から
142	私立	なかよし保育園	43日	9	15	15	18	18	18	93	東靴谷4-2-14	3741-2054	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から
143	区立 民営	東靴谷保育園 ※6	4か月	12	25	25	29	29	30	150	東靴谷6-8-7-101	3744-4522	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	4ヶ月から
144	私立	西靴谷しろはと保育園	57日	12	18	24	25	25	25	129	西靴谷1-4-22	3745-5165	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	生後57日から
145	区立	靴谷保育園	57日	14	18	21	23	23	23	122	西靴谷2-14-18	3744-9861	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から
146	小規模 A	BaBy Pearl Nursery	1歳	/	9	10	パール幼稚園 で受入れ		19	19	西靴谷2-24-7 パークハイAD1階	6423-8228	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から
147	区立 民営	浜竹保育園	57日	17	21	24	26	26	26	140	西靴谷3-34-18	3741-5300	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	生後57日から
148	私立	ナーサリー靴谷	1歳	/	22	22	25	25	25	119	西靴谷4-5-7	3743-2974	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	満1歳から
149	私立	簡野学園ふそく 靴谷駅前保育園	8か月	8	10	20	24	24	24	110	西靴谷4-29-16 2階	6715-1510	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から
150	私立	簡野学園ふそく 北靴谷保育園	5か月	17	22	24	24	24	24	135	北靴谷1-14-10	3744-2895	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	満1歳から
151	区立	羽田保育園 ※2	1歳	/	30	30	30	30	30	150	羽田4-11-1	3741-1597	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から
152	私立	弁天橋保育園	57日	9	10	12	14	14	14	73	羽田5-18-16	3741-1691	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	生後57日から
153	小規模 A	簡野学園 ふそく保育室	1歳	/	9	10	149番/簡野学園 ふそく幼稚園 で受入れ		19	19	本羽田1-4-1	3742-8410	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から
154	区立	本羽田保育園	1歳	/	23	23	26	26	26	124	本羽田3-17-20-108	3745-0550	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から
155	区立 民営	萩中保育園 ※1	57日	16	32	32	/	/	/	80	萩中1-2-1	3734-1805	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	生後57日から
156	小規模 A	MIRATZ大鳥居保育園	1歳	/	9	9	154/157番で 受入れ		18	18	萩中3-8-8 ハイネスオートリ1階	6423-8614	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から
157	私立	第三蒲田保育園	1歳	/	12	16	22	22	22	94	萩中2-13-16	3742-1600	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から
158	私立	簡野学園ふそく 東六郷保育園	5か月	15	20	20	23	23	23	124	東六郷1-13-25	6715-1514	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	満1歳から
159	区立	志茂田保育園 ※2	57日	14	18	24	26	26	26	134	西六郷1-3-2	3735-4821	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から

番号	種別	保育園名	開園月	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	所在地	電 話	開 園 時 間	延長時間	延長保育 対象年齢
160	私立	グローバルキッズ 西六郷園	57日	6	10	11	11	11	11	60	西六郷2-9-7	6424-8101	7:30~18:30	~20:30 (2時間)	生後57日から
161	私立	西二なかよし保育園	1歳	9	9	9	11	12	50	西六郷2-30-3	5744-4475	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から	
162	私立	さくらさくみらい 西六郷	57日	6	10	12	14	14	14	70	西六郷2-54-12	6715-9639	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	満1歳から
163	私立	ポピンスナーサリースクール西六郷	1歳	9	9	13	13	13	57	西六郷3-1-7	6428-7164	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	満1歳から	
164	私立	にじいろ保育園 西六郷	57日	6	10	12	14	14	14	70	西六郷3-26-18	6424-4192	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	生後57日から
165	区立	みどり保育園	1歳	16	18	20	20	20	94	西六郷3-30-20-101	3738-5541	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から	
166	私立	よいこの保育園	1歳	12	12	12	12	13	61	西六郷4-20-6	3738-1094	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	満1歳から	
167	区立	いずも保育園	1歳	17	20	22	22	22	103	南六郷1-10-3-101	3732-0231	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から	
168	区立	南六郷保育園	1歳	14	18	23	23	23	101	南六郷1-33-1-101	3731-3430	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から	
169	小規模 A	このえ雑色 小規模保育園	1歳	9	10	172番で受入れ			19	南六郷2-7-20 フォレストクワトロ1階	6424-7028	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から	
170	私立	簡野学園ふそく 六郷保育園	8か月	12	19	23	23	23	123	南六郷3-10-11	6423-2078	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	満1歳から	
171	私立	簡野学園ふそく 仲六郷保育園	1歳	24	26	27	28	28	133	仲六郷1-29-10	3742-1513	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	満1歳から	
172	私立	このえ雑色保育園	1歳	9	9	19	19	19	75	仲六郷2-7-11	6428-6957	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	満1歳から	
173	小規模 B	こどもヶ丘保育園 雑色園	1歳	9	10	163/174/ 175番で受入れ			19	仲六郷2-32-5 コーポイノウエ1階	6428-6011	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から	
174	私立	グローバルキッズ 雑色園	1歳	9	9	12	10	10	50	仲六郷2-43-11	6715-7616	7:30~18:30	~20:30 (2時間)	満1歳から	
175	私立	高畑保育園	57日	12	25	26	29	29	150	仲六郷3-19-4	3739-3591	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	生後57日から	
176	私立	グローバルキッズ 六郷保育園	57日	6	8	8	9	8	45	仲六郷4-34-21	6424-5663	7:30~18:30	~20:30 (2時間)	生後57日から	
177	私立	アスク下丸子保育園	57日	6	10	10	10	10	56	下丸子1-8-23	5732-1129	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	生後57日から	
178	私立	グローバルキッズ 武蔵新田園	57日	6	10	11	12	13	65	下丸子1-17-15	6459-8616	7:30~18:30	~20:30 (2時間)	生後57日から	
179	区立	下丸子保育園	8か月	13	24	25	26	26	139	下丸子2-20-15	3757-1431	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から	
180	私立	さんさん森の保育園 下丸子	57日	6	12	12	12	12	66	下丸子3-9-9	3758-0336	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	満1歳から	
181	私立	丸子ベビー保育園	43日	10	10	10	10	10	60	下丸子3-21-17	3756-0469	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	生後57日から	
182	私立	キッズラボ 下丸子園	57日	6	8	8	8	8	45	下丸子4-6-19 1階	6715-0300	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	生後57日から	
183	私立	こどもヶ丘保育園 武蔵新田園	57日	6	10	11	15	15	70	矢口1-16-19	6459-8384	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	1歳児クラスから	
184	私立	ナーサリールーム ペリーペアー矢口	1歳	15	15	20	20	20	90	矢口2-14-5	6459-8664	7:30~18:30	~20:30 (2時間)	満1歳から	
185	区立 民営	矢口第二保育園	1歳	12	12	17	18	18	77	矢口2-21-16-101	3759-4300	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	満1歳から	
186	私立	今泉保育園	1歳	15	15	15	15	15	75	矢口2-26-17	3758-0074	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	1歳児クラスから	
187	私立	おひさま保育園	1歳	16	16	16	16	16	80	矢口3-34-12	5741-3900	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	満1歳から	
188	私立	キッズラボ 運沼園	1歳	10	12	12	12	12	58	東矢口3-5-6	6424-5073	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から	
189	小規模 B	こどもヶ丘保育園 東矢口園	1歳	9	10	75/79/184 191番で受入れ			19	東矢口3-11-27 ピアプランク1階	6715-8512	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から	
190	私立	キッズラボ矢口渡 駅前保育園	1歳	16	16	16	16	16	80	多摩川1-7-16	6459-8152	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から	
191	私立	にじいろ保育園 矢口渡	57日	6	10	11	12	12	63	多摩川1-34-5	6451-9561	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	生後57日から	
192	私立	多摩川保育園	57日	11	16	20	22	22	113	多摩川2-24-63	3758-3166	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	生後57日から	
193	区立 民営	東蒲田保育園	57日	13	19	20	24	24	124	東蒲田2-32-15	3731-4115	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	生後57日から	
194	小規模 A	しおどめ保育園 京急蒲田駅前	1歳	9	9	145/195/196 197/210番で受入れ			18	南蒲田1-1-17 エスタム2階	6892-3030	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から	
195	私立	えがおの森保育園・ かまた駅前	1歳	10	11	13	13	13	60	南蒲田1-1-25 3階	3730-1010	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から	
196	私立	第二蒲田保育園	1歳	6	12	18	18	18	72	南蒲田1-7-20	3731-0565	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から	
197	私立	レイモンド南蒲田保育園	57日	6	12	12	13	13	69	南蒲田2-16-2 別館1階	5744-4072	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から	
198	区立 民営	西蒲田保育園	57日	17	20	24	24	27	139	西蒲田3-13-12	3751-3372	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	生後57日から	
199	私立	大空と大地のなーさりい 西蒲田四丁目園	57日	6	11	12	17	13	70	西蒲田4-1-3	6410-6040	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	生後57日から	
200	私立	蒲田音楽学園第二 保育園	3か月	6	10	14	14	14	72	西蒲田4-11-5	3753-6302	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から	

番号	種別	保育園名	開始月	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	所在地	電話	開園時間	延長時間	延長保育対象年齢
201	私立	女塚保育園	1歳	10	15	15	15	15	70	西蒲田4-23-8	3754-3415	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から	
202	私立	蒲田音楽学園 保育園	3か月	6	10	14	14	14	72	西蒲田4-27-2	5747-3123	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から	
203	私立	明日葉保育園 相生園	57日	14	16	18	24	24	120	西蒲田6-18-8	3739-4548	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	生後57日から	
204	小規模 A	ほれほれ保育園 西蒲田	1歳	9	10	199/203 番で受入れ			19	西蒲田7-22-10 藤和シティコープ西蒲田Ⅲ 1階	6326-4523	7:30~18:30	~19:00 (30分)	満1歳から	
205	私立	ほけっとランド 西蒲田保育園	1歳	10	12	12	13	13	60	西蒲田7-35-1 3階	5711-8181	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	満1歳から	
206	私立	グローバルキッズ 蒲田第二保育園	57日	6	10	11	11	11	60	西蒲田8-4-7 N'sウエスト蒲田1階~3階	6715-7087	7:30~18:30	~20:30 (2時間)	生後57日から	
207	私立	グローバルキッズ 蒲田園	1歳	12	12	15	15	15	69	西蒲田8-20-8 2階	5703-5525	7:30~18:30	~20:30 (2時間)	満1歳から	
208	私立	アスク蒲田-丁目 保育園	57日	6	15	18	19	19	96	蒲田1-2-13	5480-7670	7:00~18:00	~20:00 (2時間)	生後57日から	
209	区立	本蒲田保育園	57日	15	22	23	25	25	135	蒲田1-4-23	3736-3138	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から	
210	私立	第一蒲田保育園	1歳	12	16	18	18	18	82	蒲田1-20-6	3738-5888	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から	
211	私立	おはよう保育園 梅屋敷	1歳	12	12	12	12	12	60	蒲田2-26-1	6428-6072	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から	
212	小規模 A	蒲田らびっと保育園	1歳	9	10	193/207/215 番で受入れ			19	蒲田4-40-10 グレイス11階	6424-5287	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から	
213	私立	キッズラボ 蒲田園	57日	6	6	7	7	7	40	蒲田5-44-5 1階	6424-7166	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	生後57日から	
214	区立 民営	蒲田本町保育園	57日	13	19	21	24	24	125	蒲田本町1-1-1-101	3739-2281	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	生後57日から	
215	私立	わおわお蒲田本町 保育園	57日	6	12	12	16	16	78	蒲田本町1-1-10	6715-8076	7:30~18:30	~20:30 (2時間)	生後57日から	
216	小規模 B	ティールカ保育園 新蒲田園	1歳	9	10	214/ティールカイ ンターナショナル (企業主導型保育施 設)で受入れ			19	新蒲田1-5-1 メゾンウィスタリア1階	6428-7645	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から	
217	私立	モニカ矢口渡園	57日	6	10	11	11	11	60	新蒲田2-10-5	6424-5833	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から	
218	区立	矢口保育園 ※2	1歳	19	19	20	25	25	108	新蒲田2-12-18	3731-4789	7:15~18:15	~19:15 (1時間)	満1歳から	
219	事業所内 B	ヤクルト新蒲田保育園	1歳	2	3	159/220 番で受入れ			5	新蒲田3-15-1	3738-0157	7:30~18:30	~19:30 (1時間)	満1歳から	
220	区立 民営	新蒲田保育園	57日	18	22	22	24	24	134	新蒲田1-18-16	3734-1020	7:15~18:15	~20:15 (2時間)	生後57日から	

番号に○がついている園は、小規模保育所・事業所内保育所の卒園児を受入れている園です。3歳クラス（の部分）で受入れます。2歳クラスから3歳クラスへの定員の差が、一部もしくは全て小規模保育所・事業所内保育所の卒園児に充てられています。詳細はP.14~15をご確認ください。

- ※1 「65：中央八丁目保育園」は3歳児クラス、「155：萩中保育園」は2歳児クラスまでのため、卒園時に改めて入所の申請が必要です。本園卒園時にほかの園へ申込みをした場合に、利用調整基準調整指数のL加算(詳細P.29)対象となります。
- ※2 医療的ケア枠を設けている保育園です。詳しくは保育サービス課までお問合せください(P.26参照)。
なお、1歳児・2歳児クラスは医療的ケア児(1名)を含みます。
- ※3 「98：多摩堤保育園」は園舎(鶴の木3-1-1-13)工事中のため仮園舎で運営中になります。
- ※4 「138：小池保育園」は園舎工事の予定があります。詳細は決まり次第、大田区ホームページでお知らせします。
- ※5 「140：あーと&えいごが好きになる保育園 かみいけだい」は、令和8年4月からの新名称です(旧：上池台保育園)。
運営法人は「社会福祉法人つぼみ会」から「社会福祉法人TSUBOMI EDUCATIONS」に変更となりました。
- ※6 「143：東糶谷保育園」は新園舎を建築し、移転する予定があります。詳細は決まり次第、大田区ホームページでお知らせします。
- ※7 「46：まごめ みんなの家」は、令和8年4月からの新名称です(旧：南馬込第二保育園)。運営法人等に変更はありません。

注意事項

- ・保育園によって入所可能年齢が異なります。お子様のクラス年齢(P.4)を確認のうえ、希望園を選択してください。
- ・本表の年齢別の数は定員であり、募集人数ではありません。4月入所は一番下のクラスを除き欠員(希望クラスの定員と一つ下のクラスの在籍児童数の差)補充の募集となります。また、定員は今後変更される可能性があります。
- ・申込み時には空きがなくても、転園などによって、利用調整会議日には空きが発生していることがあります。その場合、利用調整が行われるので内定が出る可能性があります。
- ・利用調整は希望した園のみ行います。
申請書に希望園を1園のみ記入した場合は、その保育園のみが利用調整の対象となります。
- ・「毎日通えるか」をよく検討したうえで、「入りたい保育園」を「入りたい順番」でお選びください。
- ・保育園には駐車場がないため、車での送迎はできませんのでご注意ください。

小規模保育所・事業所内保育所について

2歳児クラスまでのお子様を預かる最大定員19名までの保育所です。
事業所内保育所は、地域の子どもの他、当該事業所従業員の子どもも預かります。

【施設類型について】

保育従事職員の人数に対する保育士の割合によって、施設類型は以下のとおり分類されます。

施設類型A：保育士の割合が10割の保育所

施設類型B：保育士の割合が6割以上の保育所

B型における保育士以外の保育従事職員は、区が認めた基礎研修等を修了していることが条件になります。

【卒園後の預け先（連携施設について）】

小規模・事業所内保育所は、2歳児クラスまでの保育施設です。

小規模・事業所内（従業員枠を除く）保育所卒園後の預け先については、「連携施設」が設定されています。詳細は下記をご覧ください。

連携施設について

小規模・事業所内保育所は、2歳児クラスまでの保育施設です。3歳児クラス以降は連携施設で受け入れます。3歳児クラス以降、連携施設での保育を希望する場合、**自動的に進級しないため、改めて転園申込みが必要です。**

なお、当制度の目的は小規模・事業所内保育所の卒園児の保育の継続を確保することであるため、小規模・事業所内保育所の卒園児にのみ適用されます。

連携施設は変更となる場合があるため、最新情報は大田区のホームページでご確認ください。

★連携施設（認可保育園）への入所を希望する場合★

4月の入所申込みにおける一次利用調整のみ、他の希望者より優先されます。なお、連携施設以外の園を希望することも可能ですが、連携施設以外の園に内定した場合、内定した園を辞退しても連携施設に入所することはできません。

★複数の連携施設が設定されている場合★

各連携施設（認可保育園）に対して、それぞれの施設における受入れ枠以上の希望があった場合、その希望者内で利用調整を行います。すべての連携施設を希望し、利用調整の結果、第一希望連携施設の内定に至らなかった場合、第二希望以降の連携施設（認可保育園）に入所することができます。ただし、連携施設のうち一部の施設のみを希望した場合、利用調整の結果、いずれの連携施設でも内定に至らないことがあります。

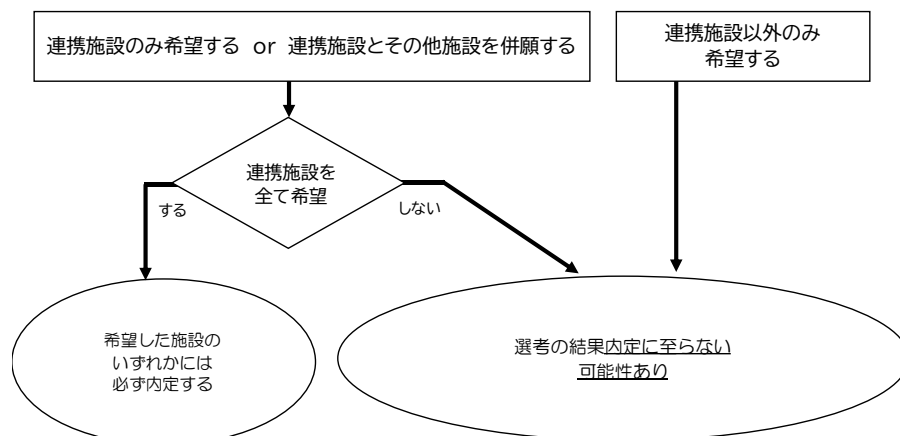
★連携施設以外の認可保育園への入所を希望する場合★

連携施設は必ずしも希望する必要はありません。連携施設以外の園のみを希望する、または複数ある連携施設のうち一部施設と連携施設以外の園を併せて希望することもできます。どちらの場合でも、通常の転園申込みとなるため、いずれの園でも内定に至らないことがあります。

★認可保育園以外の連携施設に入園を希望する場合★

各施設に直接お問合せください。

【小規模保育所・事業所内保育所の卒園児が4月一次利用調整に申請する際のフローチャート】



連携施設一覧表

連携施設は連携している施設や受入枠が変更になる場合があります。
 詳細は大田区のホームページをご確認ください。

令和8年4月時点（今後変更になることがあります）

小規模・事業所内保育所		連携施設			
しおりNo	施設名	しおりNo	施設名	所在地	受入枠
13	Ohana大森西保育園	2	大森東一丁目保育園	大森東1-31-2-105	3名
		7	Ohana平和島保育園	大森西2-2-29	3名
		8	グローバルキッズ大森西園	大森西2-15-24	2名
		11	富士見橋保育園	大森西3-2-2-101	1名
18	Ohana梅屋敷駅前保育園	16	大森西第二保育園	大森西4-13-11-101	1名
		7	Ohana平和島保育園	大森西2-2-29	3名
		14	大空と大地のな一さりい大森西園	大森西4-8-5	6名
31	こどもヶ丘保育園平和島園	208	アスク蒲田一丁目保育園	蒲田1-2-13	1名
		30	こどもヶ丘保育園大森北園	大森北6-30-18	10名
33	小鳩スマート保育所大森	22	えがおの森保育園・おもり駅前	大森北1-6-8	2名
		24	アスク大森保育園	大森北1-10-14 5階	2名
		27	このえ大森北保育園	大森北4-9-7	3名
		32	AIAI NURSERY 山王	山王1-26-4	1名
38	ヤクルト西馬込保育園 ※1	35	山王保育園	山王3-32-12	2名
		39	キッズラボ西馬込駅前保育園	西馬込1-29-5	3名
42	キッズラボ西馬込小規模保育園	39	キッズラボ西馬込駅前保育園	西馬込1-29-5	9名
54	小鳩スマート保育所北馬込	56	小鳩ナーサリースクール中馬込	中馬込2-2-18	10名
57	キッズガーデン馬込駅前	43	馬込ここわ保育園	南馬込1-1-6	4名
		48	にじいろ保育園南馬込	南馬込4-25-11	1名
		49	にじいろ保育園南馬込四丁目	南馬込4-29-7	2名
		50	このえ南馬込保育園	南馬込5-18-18	2名
		55	Gakkenほいくえん馬込	北馬込2-30-2	1名
74	池上らるスマート保育所	68	みらいく池上2丁目園	池上2-4-2	2名
		69	ベネッセ池上保育園	池上3-13-4	2名
		72	池上第三保育園	池上5-15-22	1名
		77	アスク池上保育園	池上8-1-3	3名
		78	みらいく徳持園	池上8-12-12	2名
91	キャリア保育園田園調布	88	さくらさくみらい田園調布	田園調布1-27-5	2名
		89	認可保育所Bambini	田園調布1-50-6	2名
		130	アスクゆきがや保育園	雪谷大塚町9-13-301	2名
101	久が原らるスマート保育所	100	千鳥保育園	千鳥1-1-25	5名
118	てくてく保育園 ※1	183	こどもヶ丘保育園武蔵新田園	矢口1-16-19	4名
124	このえ石川台小規模保育園	116	キッズラボ千束こどもの家大岡山園	北千束3-34-3	2名
131	チャレンジキッズ雪谷大塚園	115	このえ洗足池保育園	南千束3-33-6	6名
		83	北嶺町第二保育園	北嶺町28-7	2名
		84	チェリッシュ桜坂保育園	北嶺町37-29	1名
		86	田園調布保育園	田園調布本町7-15	2名
		87	みらいく田園調布本町園	田園調布本町21-12	2名
133	チャレンジキッズ長原園	129	にじいろ保育園南雪谷	南雪谷5-10-12	2名
		111	洗心保育園	南千束2-2-6	3名
		137	はぐはぐキッズ洗足池	上池台2-26-7	7名
135	えがおの森保育園・かみいけだい	110	このえ南千束保育園	南千束1-12-2	3名
		117	クオリスキッズ北千束保育園	北千束2-25-11	3名
		132	さくらさくみらい長原	南千束1-13-9	2名
		136	このえ長原保育園	上池台1-45-8	2名
141	小鳩スマート保育所上池台	56	小鳩ナーサリースクール中馬込	中馬込2-2-18	10名
146	BaBy Pearl Nursery		パール幼稚園（私立幼稚園）	東蒲田2-21-15	10名
153	簡野学園ふそく保育室	149	簡野学園ふそく糺谷駅前保育園	西糺谷4-29-16 2階	4名
			簡野学園ふそく幼稚園（私立幼稚園）	本羽田1-4-1	6名
156	MIRATZ大鳥居保育園	154	本羽田保育園	本羽田3-17-20-108	3名
		157	第三蒲田保育園	萩中2-13-16	6名
169	このえ雑色小規模保育園	172	このえ雑色保育園	仲六郷2-7-11	10名
173	こどもヶ丘保育園雑色園	163	ポピンズナーサリースクール西六郷	西六郷3-1-7	4名
		174	グローバルキッズ雑色園	仲六郷2-43-11	3名
		175	高畑保育園	仲六郷3-19-12	3名
189	こどもヶ丘保育園東矢口園	75	クオリスキッズいけがみ保育園	池上6-27-25	2名
		79	池上長尾保育園	池上8-25-6	2名
		184	ナーサリールームベリーベアー矢口	矢口2-14-5	5名
		191	にじいろ保育園矢口渡	多摩川1-34-5	1名
194	しおどめ保育園京急蒲田駅前	145	糺谷保育園	西糺谷2-14-18	2名
		195	えがおの森保育園・かまた駅前	南蒲田1-1-25 3階	2名
		196	第二蒲田保育園	南蒲田1-7-20	3名
		197	レイモンド南蒲田保育園	南蒲田2-16-2 別館1階	1名
		210	第一蒲田保育園	蒲田1-20-6	1名
204	ぼれぼれ保育園西蒲田	199	大空と大地のな一さりい西蒲田四丁目園	西蒲田4-1-3	4名
		203	明日葉保育園相生園	西蒲田6-18-8	6名
212	蒲田らびっと保育園	193	東蒲田保育園	東蒲田2-32-15	3名
		207	グローバルキッズ蒲田園	西蒲田8-20-8 2階	3名
		215	わおわお蒲田本町保育園	蒲田本町1-1-10	4名
216	ディルカ保育園新蒲田園	214	蒲田本町保育園	蒲田本町1-1-1-101	3名
			ディルカインターナショナル（企業主導型保育施設）	新蒲田1-5-1 2階	7名
219	ヤクルト新蒲田保育園 ※1	159	志茂田保育園	西六郷1-3-2	2名
		220	新蒲田保育園	新蒲田1-18-16	1名

※1 事業所内保育所の連携施設は、地域枠定員分のみの確保になります。


2 申込みをする

認可保育園、小規模保育所、事業所内保育所（地域枠）の申請方法について説明します。



申込みに必要な書類

提出書類の書式はこちらから取得できます。

※は区指定の書式です。大田区ホームページからダウンロードできます。大田区指定の書式以外では受付ができませんのでご注意ください。

提出していただいた書類は、いかなる事情でもご返却できません。入所後、就労証明書などの提出を保育園から求められる場合がありますので、あらかじめ提出前にコピーを取ることを推奨します。

入所申込みに必要な書類は、次の（１）～（８）です。※（７）及び（８）は該当する方のみ提出が必要です。締切日までにすべての書類をそろえてご提出ください。締切日までに提出いただいた書類で利用調整を行いますので、書類がそろわない場合は利用調整上不利になることがあります。

（１）個人番号確認書類

※次のいずれかの書類…保護者全員、申請に係るお子様
●個人番号カード、個人番号が記載された住民票の写し

（２）本人確認書類

※次のいずれかの書類…申請者本人（保護者）
●顔写真の貼付がある下記書類のうち１点
（個人番号カード、運転免許証、パスポート、在留カード、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳等）
●顔写真の貼付がない下記書類のうち２点
（健康保険の資格確認書、国民年金手帳、住民票の写し、母子手帳、児童扶養手当証書等）
※外国籍の方は、父母それぞれの在留カード、もしくは特別永住者証明書が必要です。
提出がない場合、申請を受付けることができない場合があります。
※代理申請の場合は上記の他に委任状、代理人の本人確認書類、委任者の本人確認書類の写しが必要です。

（３）保育所入所・転園等申込書兼保育の必要性の認定に係る申請書

２人以上のお子様を同時に申込みする場合も、１部のみ提出してください。

（４）保育の必要性を証明する書類

保護者それぞれの書類の提出が必要です。単身赴任もしくは海外赴任中の場合はP.35をご確認ください。

父 母 等 の 状 況		必 要 書 類
就 労	外 勤	就労証明書 証明後3か月以内のもののみ有効です。(P.38,Q18 参照) ※就労証明書は会社の担当の方へ作成を依頼してください。 保護者自身が会社で就労証明書の発行担当の場合は、他担当者にご依頼ください。 ※就労先が2か所以上の方は、それぞれの就労先の就労証明書を提出してください。 ※育児休業中の方は、就労証明書「No.9」育児休業欄の記載が必要です。 ※派遣中もしくは出向中の方は、派遣元や出向元に発行を依頼してください。 ※自主的に育児休業を取得している場合は自主的育児休業の申出書を提出してください。
	自営業・会社代表経営者等 ※保護者の2親等以内の親族が経営する会社等に勤務している場合は自営業となります	①就労証明書 ※就労証明書は保護者自身で記入してください。 ②自営を証明するもの(例：登記事項証明、開業届、営業許可書、業務委託契約書等) ③収入を証明するもの(例：確定申告書、源泉徴収票等) ※②③は写し。第三者機関発行、または公的機関の証明 ※親族経営の会社等で育児休業を取得している場合、原則、「育児休業給付受給資格確認通知書」の写し、「育児休業給付金支給決定通知書」の写し、または就業規則の育児休業に関する部分の写しを提出してください。 ※上記の就業規則等による育児休業取得ではないが、自主的に休業されている場合は自身で記載した自主的育児休業の申出書を提出してください。
就 労 内 定	就労証明書 証明後3か月以内のもののみ有効です。	
求 職 中	求職活動状況申立書	
疾 病 ・ 障 が い	診断書(原本)もしくは病状内容確認書または各障害者手帳の写し ※診断書および病状内容確認書は、発行後3か月以内のもので患者氏名、診断名、病状経過、保育や就労ができない理由の記載が必要です。	
同居親族の介護・看護	①介護・看護状況申告書 ②被介護・看護者の診断書(原本)、介護保険証または障害者手帳の写し ③介護サービス計画書(ケアプラン)の写しなど介護、看護の実態が分かるもの ※診断書は、発行後3か月以内のもののみ有効です。	
災害復旧に当たっている場合	り災証明書等	
就 学 (就学予定者含む)	①在学証明書 ②時間割、カリキュラム等 ※趣味の講座、カルチャースクール等は除きます。	

(5) 入所・転園・あっせんに関する同意書

内容をよくお読みいただき、ご記入と保護者のご署名をお願いします。
 ※郵送の場合は、複写部分を切り離し、1枚目のみご提出ください。
 2枚目の保護者様控えを送付された場合、返送はいたしません。
 ※窓口持込みの場合は、複写部分を切り離さずにそのままご提出ください。

(6) お子様の健康状況申告書

申込むお子様が2名の場合は表面裏面を記入、3名以上の場合はコピーをしてご記入ください。
 ※必ず母子手帳に記載の内容を確認しながらご記入ください。

以下に該当する方は、主治医が記載した次の書類も必要となる場合があります。

区 分	必 要 書 類
慢性疾患がある場合	
低出生体重児（出生時 2,500g 未満）または在胎週数 37 週未満で出生時に異常のあった2歳未満のお子様の場合 ※定期的な診察や観察中の方のみ	意見書
食物アレルギーがある場合 ※詳細はP.25 をご覧ください。	保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表

(7) 課税（非課税）証明書等（下表に該当する方のみです）

利用調整会議や保育料階層決定時に住民税情報が必要となります。下表に該当する場合は、保護者それぞれについて提出が必要です。また、住民税の申告をされていない方は住民税情報を確認できないため、申告が必要です。

入所希望月	令和7年9月～令和8年8月	令和8年9月～令和9年8月
対象となる方	令和7年1月1日時点で大田区に住民登録がない方 （例：令和7年1月2日以降に大田区に住民登録を行った方）	令和8年1月1日時点で大田区に住民登録がない方 （例：令和8年1月2日以降に大田区に住民登録を行った方）
必要書類	他自治体からの転入（国内）	令和7年度 課税（非課税）証明書
	海外からの転入、大使館職員など	令和8年度 課税（非課税）証明書
	令和6年中 （令和6年1月～令和6年12月）の 年間給与証明書	令和7年中 （令和7年1月～令和7年12月）の 年間給与証明書

※課税（非課税）証明書は、税額・所得・所得控除の記載があるものをご提出ください。税額・所得・所得控除の欄が空欄である場合、*（アスタリスク）等が記載されている場合は受け付けできません。

※被扶養者の方も課税・非課税証明書の提出が必要です。

※自治体が発行する住民税特別徴収税額の決定・変更通知書ではありませんのでご注意ください。

※課税（非課税）証明書の提出は写しでも可能です。

※令和7年度課税（非課税）証明書は、前住所地（令和7年1月1日時点で住民登録のある）の自治体で取得してください。

※令和8年度課税（非課税）証明書は、前住所地（令和8年1月1日時点で住民登録のある）の自治体で取得してください。

※住民税未申告または課税（非課税）証明書未提出の場合、住民税情報を確認できないため、利用調整上不利になります。（P.30 参照）

(8) その他の書類 (下記に該当する方のみです)

区 分	必 要 書 類
お子様を認証保育所、保育ママまたはベビーシッター等に預けている場合	受託証明書または契約書（児童名、預託先、預託期間、預託日数、預託時間、預託金額がわかる箇所）の写し ※複数預け先がある場合はすべて提出してください。 ※保育料が「日額」「時間単位」の場合は、実績確認のため契約書ではなく受託証明書でご提出ください。直近の預託実績から加算の条件となる有償預託が1か月以上継続している必要があります。
ひとり親の場合	ひとり親の手当・医療の資格があることが分かる書類、または離婚受理証明書、離婚日の記載のある戸籍謄本のいずれかの書類
離婚を前提とした別居の場合 ※入所後の保育料階層に関しては、離婚が成立していない場合は両親を算定の対象に含みません。	①父母が別居していることが分かる書類（住民票等） ②離婚調停していることが分かる書類（裁判所からの呼出状など） ※離婚協議中の書類は不可 ③申込保護者が申込児と同居し監護していることが分かる書類（①で提出した住民票で確認できる場合は不要） ※①～③がそろわない場合、相手方の保育ができないことを証明する書類（就労証明書等）が必要です。
DV等による別居の場合	裁判所の「保護命令」「接近禁止命令」、もしくは住民基本台帳事務における支援措置申出書等のDV相談証明 ※状況により、追加書類を依頼する場合があります。
里親世帯・ファミリーホームの場合	①児童相談所の措置通知書 ②里子であることがわかる書類（医療証などの写し）
保護者が区内の認可保育園、小規模保育所、事業所内保育所、認証保育所、定期利用保育室に保育士として勤務（内定も含む）の場合	保育士証の写し
保護者が障害者手帳をお持ちの場合	障害者手帳の写し
保護者が国の指定難病の場合	特定医療費の医療受給者証（東京都発行は「特定医療費（指定難病）受給者証」）の写し
区市町村税の所得割額が48,600円未満の世帯 ※生活保護世帯を除く	保護者それぞれの前年度の課税（非課税）証明書 ※税額・所得・所得控除の記載があるもの ※令和8年度入所の場合 →令和7年度の課税（非課税）証明書の提出が必要
生活保護を受給している場合	生活保護受給証明書
保護者が外国籍の場合	父母それぞれの在留カード、または特別永住者証明書の写し ※在留カードが「就労不可」の場合、就労要件及び求職要件での申込みはできません（ただし一部就労許可がある方等を除く）。 ※提出がない場合、申請を受付けることができない場合があります。
出産予定で申込みの場合 （4月のみ）	出生前の保育所利用申込みに関する同意書 詳細はP.24をご確認ください。
育児休業の延長を許容する場合	育児休業延長許容の申出書 同時に、申請書2面の育児休業取得状況欄『③口保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、「育児休業延長許容の申出書」を提出する。』にもチェックしてください。
郵送で提出の場合	大田区保育園申請書類チェックリスト 必ず追跡可能な郵便(書留等)で送付してください。 また、封筒の表面に朱書きで「申請書在中」と記載してください。 郵送事故については責任を負いかねます。
自宅の近く（500m以内）に65歳未満で無職又は求職中の祖父母がいるが、疾病等により子どもをみられない場合	障害者手帳の写しや通院していることがわかる書類等

※離婚後も父母が同一住所に住んでいる場合は、生計を一にしているものとみなし、ひとり親として取扱いできないため、相手方の保育の必要性を証明する書類（就労証明書等）が必要です。事実婚の場合も同様です。

申込み書類の提出について

- 保育サービス課の窓口へ直接お持込みいただくか、郵送でお送りください。また電子申請も可能です。
- 各地域庁舎及び各特別出張所での書類の受取りは行っていません。
- メールやFAXでの申込みの受け付けは行っていません。
- 代理人（申請される児童の保護者以外の方）が申込みをする際は以下の書類が別途必要です。
…委任状（保育サービス課ホームページに掲載）、代理人本人の本人確認書類、委任者の本人確認書類の写し

受付場所	所在地			受付時間
大田区役所保育サービス課	〒144-8621	蒲田五丁目 13 番 14 号	3階 21 番窓口	8時 30 分から 17 時まで ※土日祝日、年末年始除く

郵送時の注意事項

- 大田区保育園申請書類チェックリストを同封のうえ、封筒に「**申請書在中**」と朱書きし、簡易書留等の追跡可能な郵便で送付してください。郵送事故の責任は負いかねます。
- 申請締切日必着です。書類到着日が提出日となります。
- 郵便料不足は受け取ることが出来ません。不足がないようご用意ください。

電子申請時の注意事項

- 大田区在住もしくは、入所希望月の1日までに転入予定のある方で大田区内の認可保育園、小規模保育所、事業所内保育所のみを希望される場合のみ申請可能です。兄弟姉妹同時申込みの場合や他自治体の保育園等と併願する場合は利用できません。
- 締切日の24時以降に受け付けた申請は次月の申込み扱いとなります。またシステムメンテナンス等のため電子申請が利用できなくなる場合があります。
- 提出する必要がある書類（就労証明書など）は写真データまたはPDF化するなど準備してから入力を開始してください。
- 申込み時に不足していた書類や、不備のあった書類も電子申請で追加提出（締切日必着）できます。
- 添付ファイルが破損及び不明瞭だった場合は再提出を依頼する場合があります。
- 通信障害などで送信できなかった際の責任は負いかねます。
- 詳細は右記二次元コードをご確認ください。



(外部リンク)

申込みスケジュール（令和8年1月・4月入所）

…令和8年4月の申込みは終了しました。

入所希望月	欠員公開	申込受付期間		不足書類受付期間	希望園変更締切日 ※3
		窓口持込・電子申請の場合※1	郵送の場合※2		
令和8年1月	令和7年12月2日（火）	令和7年7月1日（火） ↓ 令和7年11月28日（金）	令和7年7月1日（火） ↓ 令和7年11月7日（金）	なし	令和7年12月4日（木）
令和8年4月（一次）	なし	令和7年10月1日（水） ↓ 令和7年11月28日（金） 【休日受付】 令和7年11月2日（日） 受付時間 9時～16時まで	令和7年10月1日（水） ↓ 令和7年11月7日（金）	申請書提出日 ↓ 令和7年12月8日（月）まで ※締切日必着	令和7年12月8日（月）
令和8年4月（二次）	令和8年2月2日（月） 令和8年2月12日（木）	令和7年12月1日（月）～ 令和8年2月9日（月）		なし	令和8年2月17日（火）

- ・4月（一次）入所申込みをされる方で、受付期間内に利用調整指数の回答を希望する場合は、11月上旬までに提出を済ませてください。11月中旬以降に提出された場合、受付期間内に回答できない場合がございます。
- ・4月（一次）入所の不足書類受付は、申込受付期間内に申請書を提出された方のみ対象です。

申込みスケジュール（令和8年5月入所～）

…例年2月と3月は利用調整による入所は行っていません。

入所希望月	欠員公開	申込受付期間（窓口受付・郵送・電子申請）※1※2	不足書類受付期間	希望園変更締切日 ※3
令和8年5月	令和8年4月2日（木）	令和7年11月4日（火）～令和8年4月7日（火）	なし	令和8年4月7日（火）
令和8年6月	令和8年5月1日（金）	令和7年12月1日（月）～令和8年5月7日（木）		令和8年5月7日（木）
令和8年7月	令和8年6月2日（火）	令和8年1月5日（月）～令和8年6月8日（月）		令和8年6月8日（月）
令和8年8月	令和8年7月2日（木）	令和8年2月2日（月）～令和8年7月7日（火）		令和8年7月7日（火）
令和8年9月	令和8年8月3日（月）	令和8年3月2日（月）～令和8年8月7日（金）		令和8年8月7日（金）
令和8年10月	令和8年9月2日（水）	令和8年4月1日（水）～令和8年9月7日（月）		令和8年9月7日（月）
令和8年11月	令和8年10月2日（金）	令和8年5月1日（金）～令和8年10月7日（水）		令和8年10月7日（水）
令和8年12月	令和8年11月2日（月）	令和8年6月1日（月）～令和8年11月9日（月）		令和8年11月9日（月）

※1 電子申請の場合は申込受付期間（入所希望月の前回分締切日の翌日0時00分から締切日当日の23時59分まで）の受付です。

※2 郵送の場合は締切日必着です。

※3 申請書類提出後でも、受付期間内であれば希望園の追加・変更が可能です。

保育サービス課保育利用支援担当への電話連絡でも受付しています。（締切日の17時まで）

・選考結果の発表方法や時期についてはP.31をご参照ください。

・申請書の有効期限は、提出月の翌月1日から6か月間です。

期限が切れることは事前に通知いたしませんので、あらかじめご了承ください。

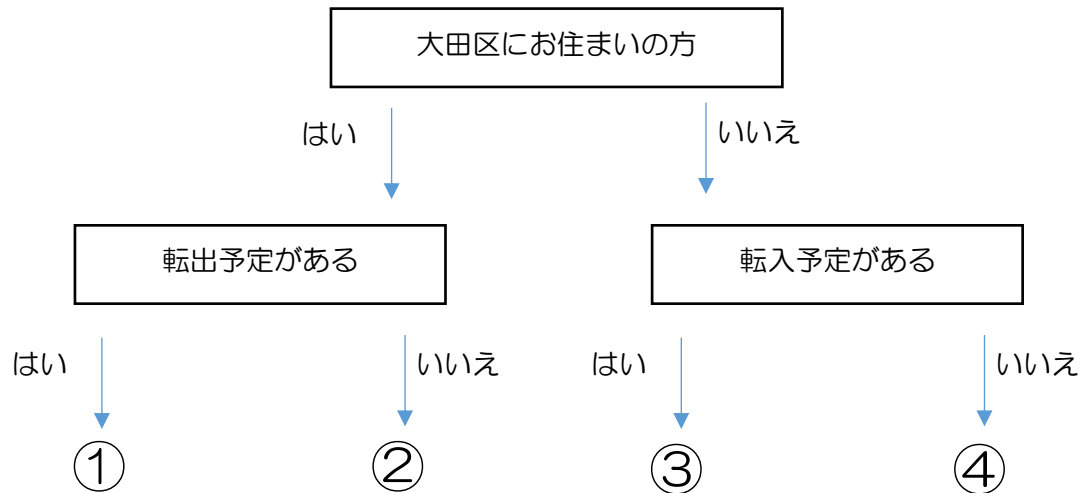
・申込時に疾病やアレルギーがあるお子様は、保育サービス課で面談を行うことがありますので、申請書は締切日の10営業日前を目安にご提出ください。面談の際はお子様の同席をお願いしております。

面談時は、母子手帳を必ずお持ちください（詳細についてはP.25をご参照ください）。

面談の結果によっては、入所を希望する保育園を看護師または栄養士が配置されている園に変更していただくことがあります。

・令和9年1月以降の申込みスケジュールは、決まり次第大田区ホームページ等でお知らせします。

大田区外保育園の申込み・大田区外からの申込み



大田区外の認可保育園のお申込みを希望する場合

① 大田区にお住まいで、区外へ転出予定がある方

受付窓口	転出先自治体の担当窓口
申込締切	転出先自治体へご確認ください
必要書類	転出先自治体へご確認ください
注意事項	<p>○転出を伴う申込みの場合、転出後に転出先自治体で改めて手続きが必要です。</p> <p>○大田区認可保育園に通園中で大田区外の認可保育園をご利用になることは、二重在籍になるためできません。退園する翌月 1 日までに「転出・退園届」の提出が必要です。</p> <p>○転出後も大田区認可保育園をご利用の場合には大田区と転出先の両自治体で手続きが必要です。各自治体にご確認のうえお手続きください。</p>

② 大田区にお住まいで、区外へ転出予定がない方

受付窓口	大田区役所保育サービス課
申込締切	<p>申請を希望する自治体へご確認ください</p> <p>(自治体間の書類のやり取りは郵送で行います。余裕を持って、締切日の 10 営業日前を目途にご提出ください。)</p>
必要書類	自治体へご確認ください※
注意事項	<p>○大田区の規則に従って通所していただきます。</p> <p>※在籍施設のある自治体によって、独自のルールが適用される場合がございます。必ず申請を希望する自治体へご確認ください。</p>

※大田区にて教育・保育給付認定が得られていない場合、大田区様式の申請書類も必要となります。

- ・「保育所入所・転園等申込書兼保育の必要性の認定に係る申請書」 1面2面のみ
- ・保育の必要性を証明する書類 (P.16 参照)

ご不明な場合はお問い合わせください。

大田区内の認可保育園のお申込みを希望する場合

・区外の認可保育園から区内の認可保育園、小規模保育所、事業所内保育所を申込み場合、入所の扱いとなります。

③ 区外(海外含む)にお住まいで、入所希望月の1日までに大田区に転入予定がある方

※海外から転入予定の場合、連絡の取れる電話番号・書類送付先を申請書の余白に明記してください。

受付窓口	大田区役所保育サービス課
申込締切	入園申込みのしおり P.20 をご確認ください ※お申込みのお子様1人の場合のみ電子申請で受付可
必要書類	① 保育所入所・転園等申込書兼保育の必要性の認定に係る申請書 ② 転入手続きに関する同意書 ③ 保育の必要性を証明する書類 (P.16 参照) ④ お子様の健康状況申告書 ⑤ 入所・転園・あっせんに関する同意書 ⑥ 税額・収入を証明する書類 ※課税(非課税)証明書等 ⑦ 保護者全員の在留カード(表面裏面)、または特別永住者証明書の写し ※外国籍の方のみ ⑧ その他の書類 ※該当する方のみ ※②の提出がない場合は入所希望月の1日までに転入予定がない方として取扱います。 よって、0～2歳児クラスの4～9月入所は利用調整の対象外になります(下記の表参照)
注意事項	○転入する方に関しては、利用調整の結果に関わらず、入所希望月の1日(曜日や祝日に関わりません)までに住民登録し、保育サービス課保育利用支援担当に「教育・保育給付認定申請書」をご提出ください。 ○入所内定した方は、上記の手続きがされない場合、入所内定取消しとなります。 ○入所内定した場合、二重在籍防止のため、転入元自治体に選考結果を共有します。

④ 区外にお住まいで、入所希望月の1日までに大田区へ転入予定がない方

受付窓口	現在お住まいの自治体の担当窓口
申込締切	入園申込みのしおり (P.20) をご確認ください。 自治体間の書類のやり取りは郵送で行います。 余裕をもって、締切日の10営業日前を目途にご提出ください。
必要書類	① 保育所入所・転園等申込書兼保育の必要性の認定に係る申請書 ② 保育の必要性を証明する書類 (P.16 参照) ③ お子様の健康状況申告書 ④ 入所・転園・あっせんに関する同意書 ⑤ 税額・収入を証明する書類 ※課税(非課税)証明書等 ⑥ 保護者全員の在留カード(表面裏面)、または特別永住者証明書の写し ※外国籍の方のみ ⑦ その他の書類 ※該当する方のみ
注意事項	○クラス年齢によって申込みの制限がございます。下記の表を必ずご確認ください。 ○お住まいの自治体のルールに従って通所していただきます。 詳細は各自治体にご確認ください。

●入所希望月の1日までに大田区に転入予定がない方の申込みの制限

	0～2歳児クラス		3～5歳児クラス
	4～9月入所申込	10月～翌年1月入所申込	通年(2、3月除く)
父母ともに区内勤務(在学)	申込不可	父母ともに減算(－2点)	
父母どちらか区内勤務(在学)		区内勤務(在学)の保護者 → 減算(－2点) 区外勤務(在学)の保護者 → 減算(－3点)	
父母ともに区外勤務(在学)		申込不可 世帯指数1点	

※3歳～5歳児クラスで、保護者全員が大田区在勤者または在学者でない申込みは、世帯指数を1点として取扱い、P.29の調整指数を適用しません。ただし、里帰り出産での申込みを除きます。

大田区に転入後、区外の保育園に継続通園する場合

大田区に転入後、転入前に通っていた区外の認可保育園を継続して利用することができます。

受付窓口	大田区役所保育サービス課保育利用支援担当
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 保育所入所・転園等申込書兼保育の必要性の認定に係る申請書 ② 保育の必要性を証明する書類（P.16 参照） ③ 税額・収入を証明する書類 <ul style="list-style-type: none"> ※課税（非課税）証明書等（P.17 参照） ※マイナンバー連携にて税照会可能な場合は省略可 ④ 保護者全員の在留カード（表面裏面）、または特別永住者証明書の写し ※外国籍の方のみ
手続方法	<ul style="list-style-type: none"> ① 転出前に、転出前自治体にて継続通園する旨の手続きを行う。 ② 転出届を転出前自治体へ届出。 ③ 大田区に転入届を届出（原則、転入日から2週間以内）。 ④ 転入届を届出後、継続通園を希望する月の1日までに保育サービス課保育利用支援担当窓口にて、継続利用の手続きを行う。
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・在園継続の管理や保育料の計算は、原則、月の1日時点で住民登録がある自治体が行います。月の途中まで区外保育園、月の途中から大田区の保育園、といった在籍方法は二重在籍となるため不可です。 ・自治体間での手続きに時間を要するため、転入後は速やかにお手続きをお願いいたします。

大田区外へ転出後、大田区の保育園に継続通園する場合

区外転出後も、通っていた保育園を継続して利用することができます。

受付窓口	<p>転出先の自治体の担当窓口 ※転出前に、利用継続ができるのか、その際に必要書類はあるのかを確認してください。 自治体によっては、年度末まで等の期限を定めている場合があります。</p>
手続方法	<ul style="list-style-type: none"> ① 転出前に、引き続き利用継続を希望する旨を記載した「転出・退園届」を大田区に提出。 ② 転出届を大田区役所へ届出。 ③ 転出先自治体に転入届を届出（原則、転入日から2週間以内）。 ④ 転入届を届け出後、継続通園を希望する月の1日までに転出先自治体の保育園担当窓口へ、継続利用の手続きを行う。
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・在園継続の管理や保育料の計算は、原則、月の1日時点で住民登録がある自治体が行います。月の途中まで区外保育園、月の途中から大田区の保育園、といった在籍方法は二重在籍となるため不可です。 ・給付認定の要件変更や保育料の手続きについては転出先の自治体にご確認ください。 ・自治体間での手続きに時間を要するため、転出後は速やかにお手続きをお願いいたします。

(4月のみ) 出産予定のお子様を申込みする方へ

…令和8年4月の申込みは終了しました。

- ① 申込み時に、申請書一式のほか出生前の保育所利用申込みに関する同意書の提出が必要です。
- ② 申請書(1面)の申込児童欄には、以下のとおりご記入ください。
氏名欄：苗字+ベビー 生年月日：出産予定日
- ③ 出産予定日により、希望できる保育園が異なります。受入れ開始月(日)齢にご注意ください。

受入れ開始月(日)齢	出産予定日
43日園	令和8年 2月 17日まで受付け可
57日園	令和8年 2月 3日まで受付け可
3か月	令和8年 1月 1日まで受付け可
4か月	令和7年 12月 1日まで受付け可

- ④ 郵送もしくは電子申請、窓口持参で保育サービス課へお申込みください。
- ⑤ 出産後、翌日(閉庁日にあたる場合は翌開庁日)までに保育サービス課に出産日と母子の状況について連絡してください。出生後 14 日以内に出生届の提出及び住民登録手続きを完了した後、速やかに保育サービス課へ教育・保育給付認定申請書・お子様の健康状況申告書を提出してください。提出がない場合、内定取消しとなる可能性があります。
- ⑥ 希望していた保育園の受入れ開始月(日)齢に達しない場合は、保育所入所等申込取下・辞退届を提出し、令和8年4月入所申請を取り下げてください。
- ⑦ 入所が内定していた場合であっても、受入れ開始月(日)齢に達していなければ、内定取消しとなります。また、43日園などの開始月(日)齢が低い保育園を希望していた場合でも再度選考は行いません。
- ⑧ 出生児が4月1日までに集団保育が困難と医師等により判断された場合、速やかに内定した保育園の保育所入所等申込取下・辞退届を提出してください。
- ⑨ 兄弟姉妹と同時申込みをしている場合、出生児で上記⑥の内定取消しや申込みを取下げた際には、利用調整指数が変更となり、兄弟姉妹の内定が取消しとなる可能性があります。

(例月共通) 申込み児童以外に出産予定がある方へ

入所希望月が、出産予定月をはさんで前後2か月以内の場合は、原則「妊娠・出産」要件での申込みとなり、指数は4点です。入所した場合、在園期間は出産予定月の2か月後の末日までとなります(詳細はP.37よくある質問Q14参照)。ただし、以下の要件に該当する場合は出産予定月の2か月後以降も在園することが可能です。

①産前産後休暇後に(自主的)育児休業を取得せず復帰を予定している場合

保護者の継続的な就労の事実が申込み時に確認できれば、「就労要件」での利用調整となり、就学前まで在園することが可能です。ただし、入所後に申込時と内容が変更した事実が判明した場合、指数の見直しの結果、退所になることがあります。

②産前産後休暇後に復帰せず(自主的)育児休業の取得を予定している場合

申込み時に産後休暇後に育児休業を取得する予定があることを確認できれば、「出産要件」での利用調整となり、育児休業の終了する日が属する月の月末まで在園することが可能です。

※自主的育児休業の場合は、別途「自主的育児休業の申出書」の提出が必要となります。
認められる期間は産後1年間です。

③(自主的)産後パパ育休を取得している場合

申込児童の兄弟姉妹の出産予定があり、産後パパ育休(出生時育児休業)を取得し、出生後8週間以内または上のお子様の入所月の当月中までに育児休業から復帰する場合の利用調整指数は「就労」指数となります。ただし、産後パパ育休(出生時育児休業)取得後、育児休業を取得する場合は、出産予定月と翌2か月以内(出産予定月も含む)は出産要件とみなし、利用調整基準指数は「妊娠・出産」指数となります。詳細は、P37よくある質問Q14②を参照ください。

※里帰り出産で大田区に住民票を置いた状態のまま、区外の保育施設に入所した方の在園期間は、原則出産予定月をはさんで前後2か月を含む最長5か月間です。

※なお、入園申込み時すでにお子様を出産されている場合、予定月ではなく実際の出産月で判断します。

障がいや疾病、アレルギーがあるお子様の申込み

障がいや疾病があるお子様

- 申込みにあたり、医師が記載した「意見書」や、通所施設からの「児童意見書」が必要です。意見書に基づいて保育を行うため、必ずご提出ください。意見書の内容により面談を行う場合があります。
- 特別な支援が必要となる可能性のあるお子様については面談を行う場合があります。そのため申請書は締め切り日の10営業日前を目安にご提出ください。面談の際はお子様の同席をお願いしております。
なお、面談したお子様全員が特別な支援を要する児童になるわけではありません。
- 保育園は、特別な支援を要する児童の受入れ人数に上限があります。入所を希望する保育園については面談時にご相談ください。面談の結果によっては、入所を希望する保育園を看護師または栄養士が配置されている園に変更していただくことがあります。
- 面談の結果、保育園入所の可否について判断しがたい場合は、「特別な支援を要する児童の保育の実施等審査会」にて決定します。場合によっては、「観察保育」を実施することがあります。
- 特別な支援を要する児童は、延長保育(P.44)を利用できない場合があります。
- 保育園入所後に、上記の事項が発生した場合、同様の対応をします。

特別な支援とは

- 保育園の生活の中で、支援が必要な状況を把握し、個別の目標を立てて保育します。
- 健康上の特別な配慮が必要な場合、日常の健康管理に加え、緊急時の対応に備えた配慮をします。

アレルギー疾患があるお子様

- 申込みにあたり、※保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表が必要です。医師の指示（診断）に基づいてアレルギーの対応を行うため、必ずご提出ください。
- アレルギーの内容・症状等によっては、保育サービス課において面談を行います。そのため、余裕をもってお申込みください。
- 保育園は集団給食のため、アレルギー食への対応は基本的に「完全除去」です。場合によってはお弁当の持参をお願いすることもあります。
- 保育園は集団生活であり、ご家庭とは異なる環境であることを考慮し、アレルギー疾患の内容によっては、希望園を看護師または栄養士が配置されている園に変更していただくことがあります。
※保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表は大田区ホームページ、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

申込み後に上記事項が判明した場合

- 至急、保育サービス課保育利用支援担当へご連絡ください。状況によっては内定取消し等になる可能性がありますので、ご注意ください。

看護師・栄養士が配置されている園について

- 看護師、栄養士は、保育開始月が43日～8か月の園などに配置されています。

小規模保育所・事業所内保育所の場合

- お子様は疾病やアレルギーがある場合、保育施設の受入れ態勢や保育環境によっては入所契約に至らない場合があります。
- 当課との事前面談の結果、小規模保育所・事業所内保育所での受入れが難しいと判断した際は、希望園を変更していただく場合があります。
- 食物アレルギーがある場合、保護者から希望園にアレルギー対応について事前に確認してください。

医療的ケアを必要とするお子様の申込み

大田区では医療的ケアを必要とする児童(以下医療的ケア児)の受入れを下記の保育園で実施します。

実施園及びクラス

大田区立森が崎保育園(大田区大森南二丁目2番15号)
大田区立大森西保育園(大田区大森西二丁目16番2号)
大田区立立新井保育園(大田区中央二丁目16番17号)
大田区立仲池上保育園(大田区仲池上一丁目21番16号)
大田区立羽田保育園(大田区羽田四丁目11番1号)
大田区立志茂田保育園(大田区西六郷一丁目3番2号)
大田区立矢口保育園(大田区新蒲田二丁目12番18号)
1歳児クラスから5歳児クラス(誕生日が令和2年4月2日から令和7年4月1日まで)
実施園の状況により受け入れができない場合があります。

令和8年度5月以降の申込について

医療的ケアを必要とする児童の申し込みについては、直接下記担当までお問い合わせください。
入所の可否については医療的ケア審査会の審査結果及び利用調整に基づき決定いたします。

受入れ対象児童

- ・実施するケア (1) 痰の吸引 (2) 経管栄養 (3) 導尿
(4) 酸素管理 (5) 血糖値測定および薬剤投与
(6) その他区長が実施を認めた医療的ケア
- ・疾患があるものの入院して治療をする必要がなく、容態が安定している児童
- ・医療的ケアが日常生活の一部として定着している児童又は今後定着する見込みのある児童であって、その行為によって状態の変化が起こりにくいと主治医が判断している児童

【申請書類】

- (1) 通常の申込み書類
- (2) 医療的ケアに関する書類
 - ① 意見書「大田区保育園入所用」(低出生体重児用・疾病用)
 - ② 医療的ケア意見書・医療的ケア指示書
 - ③ 保育のめやす
 - ④ 同意書兼委任状

入所利用調整会議より前に面談、体験保育、主治医との面談を行い「集団保育が可能か」を判断させていただきます。通常の申請とは異なり利用調整会議までに時間を要します。余裕をもってお申込みください。

※入園後に状態の変化などによって、集団生活に著しく影響があると主治医
あるいは医療的ケア審査会が判断した場合は、退園となることがあります。

🔍 検索 大田区医療的ケア児



【お問合せ先】月曜日～金曜日 8時30分～17時

大田区役所3階 保育サービス課 保育指導担当 TEL 03-5744-1643

3 申込書類提出後の変更

申込有効期間内に以下のような変更があった場合は、必ず各月の申込み締切日（P.20）までに、保育サービス課保育利用支援担当に該当する必要書類を提出してください。

世帯の状況は申込時から入所月の月末まで継続しているものとして利用調整します。そのため勤務条件の変更や妊娠・出産等で利用調整指数が変わった場合、内定取消しになることがあります。

入所後に判明した場合、指数見直しにより退所となることがありますのでご注意ください（申込み時点の会社を退職して別の会社に就職したが、未就労期間が1か月以上となる場合や、前職よりも勤務日数、時間が減少する場合、申込み後に出産予定が判明し、予定日が入所月の前後2か月以内の場合等）。

下表、 は保育サービス課指定の書類です。

変 更 点	必 要 書 類
住所、電話番号等を変更した	保育所等入所(転園)等申込内容変更届 ※個人番号（マイナンバー）と身元の確認を行います。
保護者の勤務状況 (転職した、求職から就労になった、就労内定から実際に勤務開始した（P.34 参照）、勤務先や勤務時間・日数が変わった等）	保育所等入所(転園)等申込内容変更届 就労証明書 または 就労開始前の 就労証明書 （就労内定の場合） ※転職の場合、前職の退職日が確認できる書類の提出も必要です。
就労していたが求職中となった	① 保育所等入所(転園)等申込内容変更届 ② 求職活動状況申立書
出産した、出産予定日が判明した	保育所等入所(転園)等申込内容変更届
(自主的) 育児休業から復帰した	保育所等入所(転園)等申込内容変更届 復帰証明書 もしくは 就労証明書
結婚した	① 保育所等入所(転園)等申込内容変更届 ② 結婚したことが分かる書類（婚姻届受理証明書、戸籍謄本等） ③ 結婚した相手方の保育の必要性を証明する書類（P.16 参照） ④ 結婚した相手方の課税（非課税）証明書 ※大田区で税情報が確認できない場合（転入者、住民税未申告等 P.17 参照）
離婚した	① 保育所等入所(転園)等申込内容変更届 ② 離婚したことが分かる書類（離婚受理証、戸籍謄本）
離婚を前提とした別居を開始した（※1）	① 父母が別居していることが分かる書類（住民票等） ② 離婚調停をしていることが分かる書類（裁判所からの呼出状など） ③ 申込保護者が申込児と同居し監護していることがわかる書類（住民票等）
申込児を預けるようになった (認証保育所、保育ママ、ベビーシッター等の保育事業者に限る)（※2）	受託証明書 または契約書の写し ※保育料が「日額」「時間単位」の場合は、実績確認のため契約書ではなく受託証明書でご提出ください。直近の預託実績から加算の条件となる有償預託が1か月以上継続している必要があります。
入所転園、あっせんの意思がなくなった（※3）	保育所入所等申込取下・辞退届
希望園の追加、希望順位の変更	保育サービス課保育利用支援担当への電話連絡か、 保育所等入所(転園)等申込内容変更届 を提出してください。
利用開始希望年月日の変更	保育所等入所(転園)等申込内容変更届
兄弟姉妹同時申込みの内定条件の変更	
申請書2面 「育児休業取得状況(予定含)」欄の変更	
出産後の予定の変更 (申込時に出産予定がある方のみ)	

(※1) 離婚を前提として別居している場合、別居の事実だけでは「ひとり親世帯」としてみなせません。締切日時点において、提出した書類で以下の条件が確認できる場合に限り、「ひとり親世帯」として扱います。

- ① 住民票等により父母が別居していること
 - ② 離婚調停をしていること※離婚協議中の書類は不可
 - ③ 申込保護者が申込児と同居し監護していること
- ①～③を満たさない場合、相手方の保育ができない状況を証明する書類（就労証明書等）が必要です。

提出がない場合は、利用調整上不利になる可能性があります。

詳しくは、保育サービス課保育利用支援担当までお問合せください。

(※2) (自主的) 育児休業中や就労内定の場合は、受託証明書が提出されても、預託の調整指数（P.29の記号K）は加算されません。また、その他の必要書類や加算の条件等については、P.35の「お子様を認可外保育施設に預けている方へ」をご参照ください。

(※3) 提出した保育所入所等申込取下・辞退届を取り消すことはできませんので、ご注意ください。

4 選考について（大田区保育の実施及び保育の確保利用調整基準）

番号	保護者の状況（同居の親族その他の者が児童の保育に当たれない場合）			利用調整 基準指数	保育を必要とする期間	
	類型	細 目				
1	外勤又は自営 （自宅外自営、祖父母等経営者を含む）	おおむね月20日以上の就労日数	8時間（月160時間）以上の就労を常態	11	小学校就学始期までの範囲内で保育を必要とすると見込む期間	
			7時間（月140時間）以上8時間（月160時間）未満の就労を常態	10		
			6時間（月120時間）以上7時間（月140時間）未満の就労を常態	9		
			5時間（月100時間）以上6時間（月120時間）未満の就労を常態	8		
			4時間（月80時間）以上5時間（月100時間）未満の就労を常態	7		
		おおむね月16日以上 20日未満の就労日数	8時間（月128時間）以上の就労を常態	9		
			7時間（月112時間）以上8時間（月128時間）未満の就労を常態	8		
			6時間（月96時間）以上7時間（月112時間）未満の就労を常態	7		
			4時間（月64時間）以上6時間（月96時間）未満の就労を常態	6		
		その他	月48時間以上の就労を常態	5		
上記以外の就労	5		3か月以内			
2	内 職	家計を助けることを目的とし、外勤月16日、1日4時間の就労相当の収入のあるもの		7	小学校就学始期までの範囲内で保育を必要とすると見込む期間	
		外勤月48時間の就労相当の収入のあるもの		3		
		上記以外のもの		3		3か月以内
3	妊娠・出産			4	出産予定月を中心に5か月以内	
4	疾 病	疾病	入院（入院内定者を含む。）	常時病臥	11	小学校就学始期までの範囲内で保育を必要とすると見込む期間
				精神性・感染性	11	
				一般療養	7	
				心身障害者	11	
		心身障害者	身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳（知的障害）1度・2度・3度、精神障害者保健福祉手帳1級・2級・3級	11		
身体障害者手帳3級、愛の手帳（知的障害）4度	9					
身体障害者手帳4級	7					
5	同居の親族の看護 （介護）	病院付添	入院・通院付添	週3日以上かつ1日4時間以上の付添	7	小学校就学始期までの範囲内で保育を必要とすると見込む期間
		施設等付添	週3日以上かつ1日4時間以上の付添		7	
		自宅介護	要介護高齢者	要介護度4度・5度（介護保険）	11	
				要介護度3度（介護保険）	7	
			重度重症心身障害者等の常時観察と介護		11	
上記以外の看護（介護）		3				
6	災 害	火災等による家屋の損傷その他災害復旧に係る事由のため保育に当たれない場合			11	保育を必要とする要件に該当しなくなった月の末日まで
7	求 職	就労内定・開業予定	就労状況が確認できる書類の提出があるもの	保育の実施（希望）月又は保育の確保（希望）月から月20日以上の勤務状態が確定している場合	4	1か月以内
				保育の実施（希望）月又は保育の確保（希望）月から月20日未満の勤務状態が確定している場合	3	
		求 職 中	就労状況が確認できる書類が未提出	申込時に具体的な就労予定内容が把握できる場合	2	3か月以内
8	就 学 （技能習得等を含む）	おおむね月20日以上の 就学日数	8時間（月160時間）以上の就学を常態	11	小学校就学始期までの範囲内で保育を必要とすると見込む期間	
			7時間（月140時間）以上8時間（月160時間）未満の就学を常態	10		
			6時間（月120時間）以上7時間（月140時間）未満の就学を常態	9		
			5時間（月100時間）以上6時間（月120時間）未満の就学を常態	8		
			4時間（月80時間）以上5時間（月100時間）未満の就学を常態	7		
		おおむね月16日以上20日未満の 就学日数	8時間（月128時間）以上の就学を常態	9		
			7時間（月112時間）以上8時間（月128時間）未満の就学を常態	8		
			6時間（月96時間）以上7時間（月112時間）未満の就学を常態	7		
			4時間（月64時間）以上6時間（月96時間）未満の就学を常態	6		
		その他	月48時間以上の就学を常態	5		
上記以外のもの	5		3か月以内			
通信教育	居室内で週4日かつ1日5時間以上の就学を常態	3	3か月以内			
9	その他	不存在	父又は母が死亡、離婚、行方不明、拘禁等の場合		11	小学校就学始期までの範囲内で保育を必要とすると見込む期間
		番号1から8までに掲げるもののほか、明らかに保育を必要とすると認められる場合			番号1から8までの利用調整基準指数及び保育の実施期間を準用	

※1 番号1～8の各項目は、重複して指数付けできません。
 ※2 番号1で勤務実績が確認できない場合、指数は5点以下になります（P.34②参照）。
 ※3 番号1の就労時間は、就労の間の休憩時間を含みます（ただし、最大1時間）。

選考の方法について

世帯指数の高い方から入所の内定を出します。

世帯指数の算定方法

父 利用調整基準指数 + 母 利用調整基準指数 + 調整指数 = 世帯指数
(P.28 参照) (P.28 参照) (P.29 参照)

世帯指数の算定例

父 11点 + 母 11点 + 兄弟姉妹同時申込み(2点) = 24
(月20日8時間以上の就労を (月20日8時間以上の就労を
常態かつ(自主的)育休復帰予定) 常態かつ(自主的)育休復帰予定)

世帯指数が同点となった場合の選考基準

希望順位にかかわらず、次の優先順位により選考します(1番から順に優先事項となります)。

番号	項目
1	「入所」または「転園」の場合、入所を優先
2	利用調整基準指数の高い世帯 ※1
3	ひとり親世帯 ※2
4	保護者の疾病 ※2
5	保護者の障がい ※2
6	児童の障がい ※3
7	在園保育施設の卒園年齢を迎える児童 ※4
8	保護者の区市町村民税所得割額合算値の低い世帯
9	入所希望月時点で兄弟姉妹が在園中または兄弟姉妹同時申込

※1 調整指数(加算)は含みません。

※2 P.28 利用基準番号の4 疾病や9 その他、または利用調整基準調整指数A、B、C、Eに該当する場合に適用します。

※3 P.25 に記載の意見書と事前面談により、特別な支援を要する児童と認められた場合に適用します。

※4 この項目は4月入所のみ適用し、以下の施設に在籍する児童が対象です。

- ・ 萩中保育園(2歳児クラス)
- ・ 中央八丁目保育園(3歳児クラス)
- ・ 小規模保育所、事業所内保育所(卒園クラス)
- ・ 大田区家庭福祉員(保育ママ) ※受託証明書の提出がある場合のみ

育児休業の延長が許容できる場合について

(1) 申請書2面の育児休業取得状況欄『③口保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、「育児休業延長許容の申出書」を提出する』にチェックをつける。

(2) 育児休業延長許容の申出書を提出する。

(1)(2)両方の申請を行った場合、世帯指数を著しく下げ、1点として取扱います。

※P.29の調整指数も不適用になります。

ただし、希望園の空き状況や申込み状況により内定となることがあります。
内定した場合は、保留通知書は発行できかねますのでご了承ください。

5 結果発表

結果発表の方法・時期

結果発表の方法について申込月によって異なります。詳細は下表をご覧ください。

4月入所申込みの方

…令和8年4月の申込みは終了しました。

一次利用調整	令和8年1月30日（金）に結果通知を発送する 予定 です。 利用調整結果のお問合せについては令和8年2月4日（水）から回答を開始します。 令和8年2月3日（火）まで、結果に関するお問合せには一切応じかねます。
二次利用調整	令和8年3月4日（水）に結果通知を発送する 予定 です。 利用調整結果のお問合せについては令和8年3月9日（月）から回答を開始します。 令和8年3月6日（金）まで、結果に関するお問合せには一切応じかねます。

※なお、土日、祝日は閉庁日のためお問い合わせには応じかねます。

※一次・二次ともに保留となった場合、二次の分の保留通知書（保育所入所・家庭的保育事業等あっせん保留通知書）は発行できませんのでご注意ください。

5月から翌年1月入所申込みの方

内定した場合	毎月中旬から下旬に結果を発表する予定です。 内定した方のみ電話でお知らせします。 必ず日中連絡の取れる電話番号を申請書に記載してください。
内定しなかった場合	入所を希望した最初の月のみ、「保留通知書（保育所入所・家庭的保育事業等あっせん保留通知書）」を郵送してお知らせします（希望月の前月中旬から下旬）。 申込み有効期間内のその他の月分の「保留通知書（保育所入所・家庭的保育事業等あっせん保留通知書）」が必要な場合、お申込み時または別途お電話等でお申出ください。

内定を辞退する場合

…転園の場合は、内定を辞退すると元の園には戻れないため退所となります。

…内定した保育園を辞退した場合、当月の「保留通知書」の発行はいたしません。

4月入所	一次	令和8年2月9日（月）までに <u>保育所入所等申込取下・辞退届</u> を保育サービス課保育利用支援担当に提出してください。 <u>内定を確保したまま二次利用調整の選考は行いません。</u>
	二次	令和8年3月11日（水）までに <u>保育所入所等申込取下・辞退届</u> を保育サービス課保育利用支援担当に提出してください。
5月 ↳ 翌年1月入所		原則、内定連絡日から数えて3日以内に <u>保育所入所等申込取下・辞退届</u> を保育サービス課保育利用支援担当に提出してください。

6 注意事項

(1) 共通内容

- ①有効期間内に入所・転園の必要がなくなった場合は、速やかに保育所入所等申込取下・辞退届を提出してください。P.27「申込書類提出後の変更」をご参照ください。
- ②申込み時に空きがない保育園でも転園等により空きが生じた結果、内定が出る場合があります。空き状況にかかわらず、利用したい順に希望園を選択してください。（P.36 QA9参照）
- ③住民税未申告または課税（非課税）証明書未提出の場合、住民税情報を確認できないため、利用調整上不利になります。（自主的）育児休業中や収入がない場合も住民税の申告が必要です。申込み時には必ず申告をしていただくか、課税（非課税）証明書の提出をお願いいたします。
- ④申請書受理後、保育の必要性を認定した「教育・保育給付認定証」を郵送します。教育・保育給付認定証についてはP.5～6をご覧ください。
- ⑤希望園の上限は25園です。第7希望園以降は別紙に記入の上、申請書に添付ください。
- ⑥保育園見学は、直接各保育園へお問い合わせください。

(2) 令和8年4月の申込みの方へ

…令和8年4月の申込みは終了しました。

- ①申請窓口は大変混み合う場合があります。混雑緩和のため郵送（書留等追跡可能な郵便）や電子申請での申請にご協力をお願いします。
また、受付期間内に利用調整指数の回答を希望される方は、11月上旬までに提出してください。11月中旬から下旬に提出された場合、受付期間内に回答できない場合があります。
- ②令和8年4月から区立の認可保育園の延長保育をご希望の方は、P.44の申込方法をご覧ください。私立保育園・小規模保育所・事業所内保育所はP.45をご覧ください。
- ③家庭福祉員（保育ママ）を申込みされる方はP.48～49をご覧ください。
- ④有効期間内に入所・転園・あっせんの必要がなくなった場合は必ず令和7年12月22日（月）までに保育所入所等申込取下・辞退届を提出してください。
- ⑤4月一次利用調整の結果、希望順位の低い保育園等に内定した方で、二次利用調整で他の保育園等を希望する場合は、**令和8年2月9日（月）**までに一次利用調整で内定した園の辞退が必要です。内定を確保したまま二次利用調整の選考は行いません。

(3) 毎月（5月～翌年1月）の申込みの方へ

- ①例年2、3月は利用調整による入所は行ってないため「保留通知書」は発行いたしません。（P.33参照）
- ②毎月2日（当日が閉庁日のときは翌開庁日）に大田区ホームページで空き情報を更新します。

(4) (自主的) 産後パパ育休を取得される方へ

申込児童の兄弟姉妹の出産予定があり、産後パパ育休（出生時育児休業）を取得し、出生後8週間以内または上のお子様の入所月の当月中までに育児休業から復帰する場合の利用調整指数は「就労」指数となります。ただし、産後パパ育休（出生時育児休業）取得後、育児休業を取得する場合は、出産予定月と翌2か月以内（出産予定月も含む）は出産要件とみなし、利用調整基準指数は「妊娠・出産」指数となります。詳細は、P.37よくある質問Q14②を参照ください。

6 注意事項

(5) (自主的) 育児休業を取得している方へ

申請書 2 面の育児休業取得状況欄の説明

「②☑ 育児休業を取得（予定含む）して復帰希望」を選択した場合

- ・ 育児休業中は保育の必要性がないため、申込みはできません。ただし、育児休業を取得した会社、事業所への復帰を予定している方のみ、就労指数で利用調整します。なお、曜日や祝日にかかわらず入所月の当月中までに復帰できなかった場合は、内定取消（退所）となります。復帰後、復帰証明書もしくは就労証明書をご提出ください。
- ・ 申込み中に育児休業から復帰した場合、復帰証明書もしくは就労証明書の提出が必要です。また、お子様の預け先を証明する受託証明書等の提出によって、利用調整指数の加算対象となる場合があります。

復帰後、育児短時間勤務を取得する場合の指数について

育児短時間勤務制度の取得により、勤務時間等が短くなる予定の方（すでに取得中の方を含む）で、勤務日数が減少する場合、または短縮後の拘束時間が6時間未満の場合は、短縮後の勤務時間・日数を勤務条件として指数付けを行います。

育児短時間勤務	指数付けの基となる勤務条件
勤務日数が減少する育児短時間 または 拘束時間が6時間未満の育児短時間を取得する場合	短縮後の勤務時間、日数
勤務日数が減少しない かつ 拘束時間が6時間以上の育児短時間を取得する場合	短縮前の勤務時間、日数

※就労証明書のNo6「就労時間」には正規のものを記入し、時短取得中（予定含む）の就労日数・時間をNo12「育児のための短時間勤務制度利用有無」に記入してください。

- 「復帰」とは、育児休業の承認を受けた会社で職場復帰し、仕事に就くことを指します。よって育児休業を取得した勤務先に復帰することが必要です。以下の場合は指数見直しとなり、その結果内定取消となることがあります。また、既に育児休業の要件で在園しているお子様がいる場合は、退所となるためご注意ください。
 1. 復帰せずに退職した場合
 2. 復帰せずに転職した場合（それまでと同じ勤務条件であっても指数見直しとなります）
 3. 入所内定後に復帰する勤務先を変更していることが判明した場合
 なお、就労形態が派遣社員の方は、派遣元での復帰が必要です。
- お子様認可保育園等に入所後、育児休業から復帰し再度認可保育園などに在籍のお子様の育児休業を取得した場合には保育の必要性がないため退所となります。

「③☑ 保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、「育児休業延長許容の申出書」を提出する。」を選択した場合

- ・ 必ず育児休業延長許容の申出書を提出してください。指数を著しく下げ、1点で選考を行います（③にチェックのみもしくは育児休業延長許容の申出書のみ提出の場合は通常の指数付けとなります）。なお、P.29の調整指数も適用しません。ただし、希望園の空き状況や申込み状況により内定する場合があります。内定の場合、「保留通知書」は発行できかねますのでご了承ください。

「④☑ 育児休業から復帰せずに、区内認可・小規模・事業所内保育所在園児の転園を希望」を選択した場合

- ・ この選択肢はすべての申込児童が転園申請の場合のみ選択できます（兄弟姉妹の一方が入所申請の場合は、復帰が必須なため選択できません）。
- ・ 育児休業を取得している保護者の利用調整基準指数を「求職活動」に準じた指数（1点）で選考を行います（加算ではありません）。※自主的育児休業を取得している場合も同様の扱いとなります。

- 大田区は、例年2、3月は利用調整による入所を行っていないため、「保留通知書」の発行はいたしません。お子様の誕生月が2、3月で育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが必要な方は、1月の保留通知書を求められることがあります。詳細はこのページの写しを持って勤務先の担当者または在職中の事業所を管轄するハローワークにお問い合わせください。また、育児休業給付金を受けている場合、支給対象期間延長手続き全般についても入園申込み前に必ず勤務先の担当者または在職中の事業所を管轄するハローワークにお問い合わせください。

6 注意事項

(6) 外勤の方へ

① 外勤の利用調整指数は就労証明書に記入された勤務条件、勤務実績を基に決定します。

(例1) 勤務条件が週5日(月20日)の8時間労働でも、勤務実績が勤務条件をみだしていない場合、P.28の「大田区保育の実施及び保育の確保利用調整基準」の番号1の利用調整基準指数11点にはなりません。

(例2) 勤務条件が週5日(月20日)の8時間未満の労働で、就労実績が週5日(月20日)の8時間以上の場合、P.28の「大田区保育の実施及び保育の確保利用調整基準」の番号1の利用調整基準指数11点にはなりません。

妊娠中の体調不良により実績が減少している場合、その期間と理由を就労証明書のNo.10もしくはNo.18に記載いただくことで実績を遡ることができる場合があります。なお欠勤や里帰り出産などの自主的な休業(下記の⑨を除く)は遡りの対象とはなりません。

- ② 就労証明書のNo.7「直近の就労実績」に記入がなかった場合(就労開始直後など)は、勤務時間・日数にかかわらず、指数は5点以下になりますのでご注意ください。
- ③ 拘束時間が6時間未満の育児短時間勤務や、勤務日数を短縮する育児短日数勤務の場合、短縮した勤務実績で指数算定となりますのでご注意ください(詳細はP.33を参照してください)。
- ④ 申請時既に育児短時間勤務をしており、それにより実績が減少している場合は、就労証明書のNo.12もしくはNo.18に期間、時間帯を記載してください。短縮前と同等の実績としてみることができる場合があります。
- ⑤ 就労証明書の提出後に勤務実績が増える場合、就労証明書を再提出していただくことで指数の見直しを行う場合があります。各締切日までに提出していただくと、該当月の利用調整指数を考慮します。給与明細等では指数の変更は行いません。
- ⑥ 就労証明書の証明日が採用年月日より前の日付の場合、就労予定証明書として取扱いますので、指数も「就労内定」を適用します(P.28参照)。就労を開始したら採用日以降に記入された就労証明書を改めてご提出ください。
- ⑦ 勤務条件上の就労時間が1か月に48時間未満の場合、入所後、要件を満たした就労証明書を提出する必要があります。ダブルワーク等で合算して1か月に48時間(目安として週3日かつ1日4時間)以上も可能です。ただし、就労+就学など、別々の要件で合算することはできません。
- ⑧ 提出された就労証明書に関して確認事項がある場合、会社の担当に問い合わせることがあります。ご了承ください。
- ⑨ 保護者以外の親族(保護者の2親等以内)が経営している会社等に勤務している方は「(7)自営業の方へ」をご確認ください。
- ⑩ 出産後自主的育児休業を取得している場合、産前休暇期間及び産後1年間実績の除外が可能です。ただし、会社担当者様が記載した「自主的育児休業の申出書」の提出が必要となります。

(7) 自営業の方へ

自営業の方(個人事業主の方等)や、保護者以外の親族(保護者の2親等以内)が経営している事業所で就労している方は、自営業として利用調整を行います。

「就労証明書」、「自営を証明する書類」と「収入を証明する書類」を提出してください(P.16参照)。

利用調整指数は、年間の収入を確認できる書類(確定申告書等)の収入金額を基に就労時間を算出し、指数付けを行います。これらの書類がない場合や収入金額が基準に満たない場合、指数は5点以下になります。就労開始年月日が現年になる場合は、現年分の収入を確認できる書類(年間給与証明書・年間収入申告書※大田区ホームページよりダウンロード可)の提出が必要になります。

育児休業を取得している場合は、原則「育児休業給付受給資格確認通知書」の写し、「育児休業給付金支給決定通知書」の写し、または就業規則の育児休業に関する部分(会社名、育児休業の対象者、育児休業の取得期間等)が分かる箇所)の写しの提出が必要ですが、自主的育児休業を取得している場合は「自主的育児休業の申出書」の提出が必要となります。

6 注意事項

(8) 求職中の方へ

求職要件で入所した場合、3か月間の期限付き入所・在園となります。保育園在園継続のためには、入所月から**3か月以内**に就労を開始し、就労開始日以降に記入された就労証明書等の提出が必要です。

(9) 兄弟姉妹がすでに認可保育園等に在園されている方へ

申込時に申込児童の兄弟姉妹である在園児や卒園児の保育料（月ぎめ・スポット含む）を6か月分以上滞納している場合、滞納がない方の利用調整後、定員に空きがあった場合に限り利用調整を行います。また、申込時に3か月分以上滞納している世帯は、調整指数（P.29の記号J、Q）は加算されません。

(10) お子様を認可外保育施設に預けている方へ

認可外保育施設に在園し、区内の認可保育園、小規模保育所、事業所内保育所へ入所する場合は入所扱いとなります。預託の調整指数（P.29の記号K）は、申込締切時に①（自主的）育児休業中②就労内定③大田区外在住のいずれかに該当する場合、加算されません。

加算Kの条件は、申込締切日までに継続して認可外保育施設に預けており、かつ週3日、1日4時間以上の就労等（就学や求職中、疾病、介護・看護を含む）を常態としていることにより保育の必要性が確認できることです。よって、申込み後の（自主的）育児休業取得や転職により、加算Kの条件の継続ができないと判断した場合は、加算されません。また、認可保育園、小規模保育所、事業所内保育所へ入所する前々月末以前に認可外保育施設を退園する場合は加算の対象外となります。

(4月入所の場合)

- ・不足書類受付期間終了日までに預託を開始する必要があります（P.20参照）。
- ・認可外保育園の預託年齢の制限により、3月末に卒園となる場合、4月の利用調整のみ加算の対象となります。

なお、上記の①～③に加え、以下のようなケースも加算対象外です。必ずご確認ください。

- ・認可保育園、区内の小規模保育所・事業所内保育所在園児の転園申請の場合
- ・（自主的）育児休業中の転園申請の場合
- ・預託先が祖父母・親類・友人等である場合
- ・保育事業者としての届出を行っていない施設への預託（ベビーシッターも届出が必要です）
- ・月々の保育料が一定でなく、直近の預託実績から加算の条件となる有償預託が1か月以上継続していることが確認できない場合
- ・兄弟姉妹申込みの場合で、上の子を預託しており、下の子の（自主的）育児休業を取得している場合

(11) 保護者の一方が単身赴任もしくは海外赴任中の方へ

保護者が単身赴任または海外赴任中等の世帯は、大田区在住の方と同等に扱える場合があります。その場合、**就労証明書**のNo4「本人就労先事業所」に赴任先の住所、No17「単身赴任期間」を記載してください。なお、単身赴任もしくは海外赴任による調整指数の加算はありません。

(12) すでに大田区内の認可保育園に在園し、転園申込みの世帯の方へ

利用調整方法は、入所やあっせんの場合と同様です。**転園が内定した場合、元の保育園には別のお子様**が内定しますので、**延長保育が利用できない等の理由にかかわらず、転園内定を辞退しても、元の園に戻ることはできません。**たとえ元の保育園に空きがあった場合でも、転園内定した時点で、元の保育園は退所となりますのでご注意ください。

転園の必要がなくなった場合は、必ず**保育所入所等申込取下・辞退届**を提出してください。

なお、産前産後休暇中や（自主的）育児休業中の保護者の方は、P.28の「大田区保育の実施及び保育の確保利用調整基準」の「3.妊娠・出産」「7.求職」に準じた指数での利用調整になります（ただし、産休復帰する場合や、入所月の当月中までに育休復帰する場合は、就労の指数で利用調整を行います）。

7 よくある質問



申込みに関すること

その他のご質問もホームページでご覧いただけます。

Q 1 入所は先着順ですか？また、提出書類がそろっていないと申込みできませんか？

P.3 参照

A 1：先着順ではありません。入所希望月の締切りまでに提出された書類に基づき、利用調整を行います。また、提出書類がそろっていない場合でも申請書は受け付けますが、利用調整上不利になることがあります。追加書類等も申請書と同様に郵送可能ですが、締切日必着となりますのでご注意ください。

Q 2 保護者が申込みに行けません。第三者による申込みでも可能ですか？

P.19 参照

A 2：可能です。入所申請書一式をご用意のうえ、委任状、窓口に来庁する方と委任者それぞれの本人確認書類をお持ちください。委任状は大田区のホームページからダウンロード可能です。また、郵送や電子申請もご検討ください（電子申請についてはP.19を参照）。

Q 3 入所申込みをしましたが、入所できませんでした。翌月以降も毎月申込みが必要ですか？

P.20 参照

A 3：申請書の有効期間は、提出月の翌月1日から6か月間です。その間は、再度の申請は必要ありません。ただし、有効期間終了後も引き続き入所を希望する場合は、再度入所の申込みが必要です。
(例)提出月が令和8年4月の場合は、令和8年10月入所まで選考対象となります。令和8年11月以降も引き続き入所を希望する場合は、再度申込みが必要です。

Q 4 現在、妊娠している子どもについて、出生前でも申込みはできますか？

P.24 参照

A 4：出生前の申込みはできません。出生後、入所希望月の申込締切りまでにお申込みください。ただし、4月入所申込みに関しては、出生予定のお子様も申込み可能です。詳細についてはP.24及び大田区ホームページでご確認ください。なお、希望園選択の際には、各園の保育開始月(日)年齢にご確認ください。

Q 5 大田区に転入予定です。大田区の認可保育園等に申込みことはできますか？

P.22 参照

A 5：転入日の翌月以降の入所から（転入日が1日の場合は当月から）申込みが可能です。大田区に直接、郵送や窓口、または電子申請でお申込みください（電子申請についてはP.19を参照）。詳細についてはP.22をご覧ください。なお、月の途中から入所はできません。入所日は必ず1日となります。

Q 6 (自主的)育児休業取得中の申込みを考えています。入所後復帰できなかった場合はどうなりますか？

P.33 参照

A 6：(自主的)育児休業取得中の方については、入所月の当月中までの復帰を条件としています。土・日・祝日にかかわらず入所月の当月中までに復帰が必要なためご注意ください。元の職場に復帰していないと指数の見直しにより、内定の取消し、または退所となります。**なお、復帰とは申込み時に提出した就労証明書に記載のある勤務先に復帰することであり、転職は復帰にあたりません**。詳細はP.33をご確認ください。

Q 7 空きのない保育園を希望することはできますか？

P.13 参照

A 7：可能です。申込みの時点では空きがなくても、欠員公開日以降の退所や利用調整の結果、転園などが発生することによって、急な空きが生じる場合があります。

Q 8 祖父母経営の会社に勤務している場合、自営業の取扱いとなりますか？

P.16 参照

A 8：なります。保護者からみて2親等以内の親族経営の会社勤務の場合は、会社が法人化していたとしても自営業の扱いとなります。ここでいう「2親等」とは、保護者の祖父母及び兄弟姉妹とその配偶者が含まれます。

利用調整に関すること

Q 9 希望園の数や希望順位は利用調整に影響しますか？

P.30 参照

A 9：利用調整会議では、まず希望者の選考指数を決め、指数の高い方から一人ずつ第一希望園(上限25園まで)から順に選考します。希望園の数や、順位によって利用調整が有利、不利になることはありませんので、「毎日通えるか」をよく検討したうえで、「入りたい保育園」を「入りたい順番」でお選びください。

Q 10 申込み後、転職しました。必要な書類はありますか？

P.27 参照

A 10: 新しい勤務先から就労開始日以降に発行された就労証明書と前職の退職日が確認できる書類の2点を提出してください。求職期間が1か月以上となる場合や、前職よりも勤務日数、時間が減少する場合は指数の見直しを行いますのでご注意ください。

Q 11 申込み時と申込み内容（就労等）に変更があった場合、連絡や書類の提出は必要ですか？

P.3・27 参照

A 11: 保育利用支援担当まで連絡及び書類の提出が必要です。申込み内容が変更になると利用調整指数に影響が出ることがあります。世帯の状況は、申込み時から入所月の月末まで継続しているものとして利用調整を行いますので、入所内定後に申込み時と内容が変更（父母の転職や婚姻・離婚、出産予定の判明等）していた事実が判明した場合、指数の見直しの結果、内定を取消すことがあります。

Q 12 育児休業から復帰後、育児短時間勤務を取得する予定です。指数はどうなりますか？

P.33 参照

A 12: 勤務日数を短縮する育児短時間勤務や拘束時間が6時間未満の育児短時間勤務の場合は、短縮された勤務実績での指数算定となりますのでご注意ください。詳細については、P.33 をご覧ください。

Q 13 派遣社員として働いています。復帰する際に注意することはありますか？

P.33 参照

A 13: 「復帰」とは同じ勤務先に復帰することですが、派遣社員の方の勤務先とは、「派遣元」を指します。派遣先が復帰前と異なる場合でも、同じ派遣元での復帰であれば「復帰」とみなします。また、派遣先での労働条件が変わる場合もご注意ください。復帰前よりも勤務日数・時間が少ない場合、指数の見直しにより内定の取消しの対象となる場合があります。

Q 14 出産を予定しています。上の子の入所申込みの利用調整と在園期間はどのようになりますか？

P.24 参照

A 14: 入所希望月の前後2か月以内に出産予定がある場合は、原則「出産要件」での利用調整となり、指数は4点、在園期間は出産予定月の2か月後までです。ただし以下の要件に該当する場合は、出産予定月の2か月後以降も在園することが可能です。在園継続には書類提出が必要です。

①産前産後休暇後に（自主的）育児休業を取得せず復帰を予定している場合

保護者の継続的な就労の事実が申込み時に確認できれば、「就労要件」での利用調整となり、就学前まで在園することが可能です。ただし、入所後に申込時と内容が変更した事実が判明した場合、指数の見直しの結果、退所となることがあります。

②産前産後休暇後に復帰せず（自主的）育児休業の取得を予定している場合

申込み時に産後休暇後に（自主的）育児休業を取得する予定があることを確認できれば、「出産要件」での利用調整となり、育児休業の終了する日が属する月の月末まで在園することが可能です。

<4月入所、6月出産予定の場合> 出産予定月の2か月後に産休復帰で就学前まで在園可能
もしくは育児休業取得で育児休業の終了する日が属する月の月末まで在園可能



Q 15 同じ勤務日数・勤務時間の場合、正社員の方が有利ですか？

A 15: 利用調整指数は、勤務日数・勤務時間の契約内容と、勤務実績を基に指数付けを行うため、正社員かどうかは影響ありません。

Q 16 内定した園を辞退した場合、次の利用調整の際に何か不利になりますか？

P.31 参照

A 16: 不利になることはありません。ただし、翌月の利用調整からは内定を辞退した園を除いた残りの希望園での選考となります。再度内定を辞退した園を希望する場合は、改めて申請書一式をご用意のうえ入所の申込みが必要となりますのでご注意ください。また、他の方の入所の機会を奪うことになりますので、申込みの取下届や内定の辞退届は至急提出をお願いします。例年多くの辞退者があり、内定をお待ちの方々には大きな影響が出ています。よくご検討のうえ、お申込みください。

その他

Q 17 (自主的) 育児休業中の保育の利用時間は何時間になりますか。

P.6 参照

A 17: 開園時間内の最長8時間を原則とします(産休中の方はこの限りではありません)。これを超える場合は、保育園にご相談ください。

なお、育児休業取得を機に教育・保育給付認定における保育標準時間、保育短時間が自動で切り替わることはありません。

Q 18 申請書提出のため、あらかじめ会社に就労証明書を依頼しようと思います。発行日は古くても大丈夫ですか？

P.16 参照

A 18: 申請日より3か月以内の証明日が記載されている就労証明書であれば、有効となります。

郵送申込みの場合は書類到着日から遡って3か月以内に証明された書類が有効です。

(例) 就労証明書の証明日が令和8年4月1日のものであれば、令和8年7月1日までに提出する場合、申請書類として有効なものとなります。

Q 19 保育所ごとの入所できた世帯の指数を教えてくださいませんか？

A 19: 窓口及び大田区のホームページで、令和6年度と令和7年度の4月入所一次利用調整指数を公開しています。申込みされる方の状況は毎年異なるため、内定指数は毎年変動します。あくまで参考としてご覧ください。

内定指数と申込み総人数以外の情報は、入所した方々の個人情報に配慮し、公開しておりません。ご了承ください。令和8年度4月入所一次利用調整指数は令和8年7月上旬に公開する予定です。

Q 20 育児休業の取得、育児休業給付金申請のための「保留通知書」はどのようにもらえますか？

P.31・33 参照

A 20: 保留通知書は、保育所入所の申込みをしたが内定しなかった方にお渡しする通知です。いつ時点での保留通知書が必要なのか必ずご確認ください。P.20の締切日に間に合うように入所申込みをしてください。

ご自身の育児休業の延長や給付金に関することは、勤務先または勤務先を管轄するハローワークへお問合せください。大田区は、例年2、3月は利用調整による入所を行っていないため、「保留通知書」の発行はいたしません。

P.33をご確認ください。

Q 21 育児休業を延長するための保留通知書が必要ですが、保育園の申請をし忘れてしまいました。さかのぼって発行可能ですか？

A 21: **申請のない月の保留通知書をさかのぼって発行することはできません。**

すでに提出している申請書の有効期限内である保留通知書は発行できますので、その際は保育サービス課までご連絡ください。ただし、**保留通知書の再発行はできません。**また、ご自身の育児休業の延長や給付金に関することは、勤務先または勤務先を管轄するハローワークにお問合せください。

Q 22 内定を辞退した場合保留通知書をもらえますか？

P.31 参照

A 22: 内定を辞退された方や申込みをしていない方には保留通知書を発行することはできません。

Q 23 私立保育園の延長保育料はいくらですか？

P.45 参照

A 23: 各私立保育園により異なります。

Q 24 認可保育園の受入れ開始日齢57日園は具体的にいつから申込みできますか？

A 24: 令和8年4月入所で生後57日園を希望する場合、令和8年2月3日以前に生まれた子となります。(生後〇〇日の数え方は、誕生日の翌日を第1日と数え始めます。57日目が利用月の1日となる場合、申込みいただけます)。

Q 25 認可保育園等に入所後、入所した子の育児休業を再度取得することは可能ですか？

A 25: 認可保育園等に入所したお子さんの育児休業を取得した場合には保育の必要性がないため退所となります。

8 入園前の手続き

園との面接、健康診断

- 内定した保育園で、お子様の面接と健康診断を行います。面接・健康診断は、必ず入所月の前月末までに受けてください。所定の期間に受けられない場合は、受入れ準備が整わないため、登園できません。
- 4月一次内定の方の面接・健康診断は、別途通知または大田区ホームページにてお知らせします。
- 月の途中に入所することはできません。
- 保育園への教育・保育給付認定証や就労証明書の提示が必要となる場合があります。
教育・保育給付認定証はご自宅で保管してください。就労証明書は入所申込みの前にコピーを取ることを推奨します。

延長保育料の口座振替（区立保育園）

●区立保育園の延長保育料（月ぎめ延長保育・スポット延長保育）のお支払いは、口座振替が便利です。内定通知または保育所入所・家庭的保育事業等あっせん承諾通知書に「大田区保育園保育料預貯金口座振替（自動払込）依頼書」を同封しますので、金融機関で手続き後、「口座振替依頼書」の2枚目「保育利用支援担当提出用」を保育サービス課に提出をお願いします。振替口座を変更する場合も同様の手続きが必要です。

●口座振替が開始されるまでは、保育サービス課から送付する納付書で金融機関（銀行・ゆうちょ銀行等）またはコンビニエンスストアでお支払いください。

※保育園保育料口座振替依頼書の用紙は複写式のため大田区ホームページからダウンロードできません。保育サービス課保育利用支援担当あてご連絡ください。

※ネットバンクで口座振替を希望する場合は手続き方法が異なります。詳しくは各金融機関のホームページ等でご確認ください。

※私立・小規模・事業所内保育所の場合は保育園へ直接お支払いとなります。詳細は各園にお問い合わせください。

保育園に在園できる期間

※ は保育サービス課指定の書類です。大田区指定書式以外では受付ができませんのでご注意ください。

保護者の状況	在園要件	在園期間	要件を証明する書類
就労 (外勤・自営) (※1)	1か月に48時間(目安として週3日かつ1日4時間)以上の就労を常態としており、相当の収入を得ていること(東京都の1時間あたりの最低賃金を満たしている状態をさします)。	最長、小学校入学まで	就労証明書
就労を理由に在園していたが産休に入る(※2)	産前・産後休暇中であること その申告があること	出産予定月の 2か月後の末日まで	教育・保育給付認定 変更申請書兼変更届
(自主的)育児休業 (※3)	在園児の下の子の育児休業を取得していること。	最長、出生児が3歳に達した日の 属する年度の3月末日まで	育児休業証明書 自主的育児休業の申出書
疾病	入院、常時病臥、精神性または感染性疾患、その他通院や自宅療養を要し保育が困難であること。	最長、小学校入学まで 又は療養を必要としなくなるまで	診断書 もしくは 病状内容確認書 (患者氏名、診断名、 病状経過、保育や就労 ができない理由の記載 がある)
心身障がい	身体障害者手帳4級以上、 愛の手帳、精神障害者保健福祉手 帳の交付を受けていること	最長、小学校入学まで	各種手帳
同居親族の 介護・看護	介護・看護を要する者が、要介護3以上である場合や、週3日かつ1日4時間以上の付添いを要する場合、または常時観察が必要な場合に該当すること。	最長、小学校入学まで または 看護、介護を必要としなくなる まで	介護・看護状況申告書 診断書 (常時介護・看護が必要との記載がある) 介護保険証及び ケアプラン
災害復旧	火災等による家屋の損傷、災害復旧に係る事由に該当すること	最長、小学校入学まで	り災証明書等、 災害復旧の必要性が 確認できるもの
就学	1か月に48時間(目安として週3日かつ1日4時間)以上の就学を常態としていること 通信教育は、居宅内で週4日かつ1日5時間以上の就学を状態としていること	最長、小学校入学まで 通信教育の場合、3か月	在学証明書及び 時間割
求職活動	求職活動を行っていること。 ※3か月以内に就労を開始し手続きを行ってください。	3か月	教育・保育給付認定 変更申請書兼変更届 及び 求職活動状況申立書
1か月に48時間未満の就労	3か月以内に1か月に48時間(目安として週3日かつ1日4時間)以上の就労を開始する	3か月	就労証明書
出産を理由に入所	出産で保育が困難であること	出産予定月の 2か月後の末日まで	/
その他	上記のほか、保育が必要と認められる場合	最長、小学校入学まで	保育の必要性が 確認できるもの

(※1) 就労期間が年間(在園期間)の6か月(半分)を超えていることが必要です(就労と求職を繰り返し、求職期間が長期にわたる場合は保育の要件がないと判断することがあります)。

(※2) 出産予定月の2か月前までは、就労を継続している必要があります。会社独自の規定により出産予定月の2か月以上前から休暇に入る場合には、疾病などその他の在園要件を満たさない限り退所となります。

(※3) (自主的)育児休業中に退職すると保育園は退所になります。保育を希望する場合、改めて申請が必要になります。また、育児休業とは「育児・介護休業法」に基づく休業です。自営業の方は「育児休業給付金支給決定通知書」の写し、「育児休業給付受給資格確認通知書」の写し、または就業規則の育児休業に関する部分の写しを提出してください。「育児・介護休業法」に基づかない場合は自主的育児休業の申出書を提出することで在園を認めています。(休業対象児童が1歳を迎えた日の月末まで)

9 保育料及び保育料階層について

保育料の無償化について

子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化を進めてきました。令和5年10月からは第2子保育料を無償化、令和7年9月からは第1子保育料についても無償化しています。月ぎめ延長保育料・スポット延長保育料は無償化対象外です。

保育料階層の決定方法

保育料階層は、世帯の区市町村民税所得割額により決定し、この階層が月ぎめ延長保育料の月額(P.42)になります。毎年9月に保育料階層の算定基礎となる区市町村民税の年度を切り替え、保育料階層を決定します。認可保育園・小規模保育所・事業所内保育所の保育料階層はいずれも同じです。入所したお子様の保育料階層は入所月下旬ごろに発送する保育料決定通知書にてお知らせします。

令和8年度保育料階層	算定基礎となる区市町村民税の年度
令和8年4月～令和8年8月分	令和7年度（令和6年分）の区市町村民税所得割額
令和8年9月～令和9年3月分	令和8年度（令和7年分）の区市町村民税所得割額

※保育料階層は各世帯の所得割額に応じて決定します。大田区にて区市町村民税額が確認できる方については、原則、税額を証明する資料は不要です。ただし、課税証明書が取得できない方（海外に在住していた方、大使館職員等）などは別途「年間給与証明書・年間収入申告書」の提出が必要です。

※通年制ですので、年度途中で誕生日を迎えてもクラスや保育料階層は変わりません。

※区立保育園の延長保育料は保育料階層及びお子様の在園年齢クラスにより異なります。

<区市町村民税所得割額について>

- ・保護者の区市町村民税所得割額の合計額で保育料階層を決定します。
※保護者（ひとり親の方を含む）の区市町村民税非課税かつ生活保護世帯でない場合で、祖父母が同居に居住している方は、祖父母の区市町村民税所得割額を合算して保育料階層を決定します。世帯を分けている場合も同様です。
- ・保育料階層は、調整控除以外の税額控除（住宅ローン、ふるさと納税など）を控除する前の税額で算定します。

【参考】保育料階層決定上の区市町村民税所得割額の計算

$$\begin{aligned} (1) \text{ 給与所得控除後の金額} - \text{所得控除の合計} &= \text{課税所得} \\ & \quad (1,000\text{円未満は切り捨て)} \\ (2) \text{ 課税所得} \times \text{税率}(6\%) - \text{調整控除} &= \text{区市町村民税所得割額} \\ & \quad (100\text{円未満は切り捨て)} \end{aligned}$$

※保育料決定通知書は入所月及び保育料階層等に変更があった際に送付します。毎年9月に保育料階層の再算定を行います。

保育料一覧表

- 4月分～8月分の保育料階層については、前年度の住民税額を基に決定します。
- 私立保育園の月ぎめ延長保育料・スポット延長保育料は下記表の金額とは異なります。詳しくは各保育園に直接ご確認ください。

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層		保育料基準額（月額）			区立園 1 時間延長保育料（円/月額）		区立園スポット延長保育料（円/1 時間）
		0 歳児クラス	1,2 歳児クラス	3 歳児以上のクラス	(0),1,2 歳児クラス	3 歳児クラス以上	
A	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく被保護世帯又は里親世帯・ファミリーホーム	0	0	0	0		0
B	A階層を除く区市町村民税非課税世帯	0	0	0			
C1	区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯	0	0	0	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">延長申請の延長希望回数</div> 15 日以下：1,500 16 日以上：2,000		
C2	区市町村民税のうち所得割課税額が 30,000 円未満の世帯	0	0	0			
C3	区市町村民税のうち所得割課税額が 30,000 円以上 50,000 円未満の世帯	0	0	0			
C4	区市町村民税のうち所得割課税額が 50,000 円以上 60,000 円未満の世帯	0	0	0			
C5	区市町村民税のうち所得割課税額が 60,000 円以上 70,000 円未満の世帯	0	0	0			
C6	区市町村民税のうち所得割課税額が 70,000 円以上 80,000 円未満の世帯	0	0	0			
C7	区市町村民税のうち所得割課税額が 80,000 円以上 90,000 円未満の世帯	0	0	0			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">延長申請の延長希望回数</div> 15 日以下：2,000 16 日以上：3,000
C8	区市町村民税のうち所得割課税額が 90,000 円以上 100,000 円未満の世帯	0	0	0			
C9	区市町村民税のうち所得割課税額が 100,000 円以上 114,000 円未満の世帯	0	0	0			
C10	区市町村民税のうち所得割課税額が 114,000 円以上 128,000 円未満の世帯	0	0	0			
C11	区市町村民税のうち所得割課税額が 128,000 円以上 142,000 円未満の世帯	0	0	0			
C12	区市町村民税のうち所得割課税額が 142,000 円以上 156,000 円未満の世帯	0	0	0			
C13	区市町村民税のうち所得割課税額が 156,000 円以上 170,000 円未満の世帯	0	0	0			
C14	区市町村民税のうち所得割課税額が 170,000 円以上 193,300 円未満の世帯	0	0	0			
C15	区市町村民税のうち所得割課税額が 193,300 円以上 216,600 円未満の世帯	0	0	0			
C16	区市町村民税のうち所得割課税額が 216,600 円以上 239,900 円未満の世帯	0	0	0			
C17	区市町村民税のうち所得割課税額が 239,900 円以上 263,200 円未満の世帯	0	0	0	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">延長申請の延長希望回数</div> 15 日以下：3,000 16 日以上：4,000		
C18	区市町村民税のうち所得割課税額が 263,200 円以上 286,500 円未満の世帯	0	0	0			
C19	区市町村民税のうち所得割課税額が 286,500 円以上 310,000 円未満の世帯	0	0	0			
C20	区市町村民税のうち所得割課税額が 310,000 円以上 340,000 円未満の世帯	0	0	0			
C21	区市町村民税のうち所得割課税額が 340,000 円以上 370,000 円未満の世帯	0	0	0			
C22	区市町村民税のうち所得割課税額が 370,000 円以上 400,000 円未満の世帯	0	0	0			
C23	区市町村民税のうち所得割課税額が 400,000 円以上 450,000 円未満の世帯	0	0	0			
C24	区市町村民税のうち所得割課税額が 450,000 円以上 500,000 円未満の世帯	0	0	0			
C25	区市町村民税のうち所得割課税額が 500,000 円以上 550,000 円未満の世帯	0	0	0			
C26	区市町村民税のうち所得割課税額が 550,000 円以上 600,000 円未満の世帯	0	0	0			
C27	区市町村民税のうち所得割課税額が 600,000 円以上の世帯	0	0	0	15 日以下：4,000 16 日以上：5,000		

延長保育料の減額（区立保育園）

延長保育料の減額理由に該当する場合は、延長保育料減額申請ができます。詳細は大田区ホームページもしくは、内定後、保育園で配付予定の「入園後の各種手続き（令和8年度版）」をご確認いただき、該当する場合は申請してください。

月ぎめ延長保育料及びスポット延長保育料は、P.42 保育料一覧表の階層区分に基づき算定します。保育料減額申請により階層区分が変更になった結果、月ぎめ延長保育料やスポット延長保育料が減額になる場合があります。

※私立保育園、小規模保育所及び事業所内保育所の月ぎめ延長保育料及びスポット延長保育料につきましては、各保育園にお問い合わせください。

保育料の滞納

正当な理由なく保育料を滞納した場合（無償化となる以前の保育料を含む。）は、督促状が発行されるほか、保育園を通じての請求や児童手当からの特別徴収、地方税の条例により滞納処分を行うことがあります。滞納がある場合、転園申込みや兄弟姉妹の保育園入所申込みの際に利用調整上不利となります。（P.29 参照）

10 延長保育を利用する

「延長保育」とは、通常の開所時間を超えて保育を行うことを言います。大田区の保育園の延長保育には、「月ぎめ延長保育」と「スポット延長保育」の2種類があります。「月ぎめ延長保育」がひと月単位で実施するものに対して、「スポット延長保育」は1日単位で延長保育を実施するものです。詳細については、下記表をご参照ください。

なお、定員制のため申込みをされても利用できない場合もございます。あらかじめご了承ください。

在園施設	延長保育の種類	申込先	必要書類
区立区営保育園 区立民営保育園	月ぎめ	大田区役所 保育サービス課	延長保育申込書および保育の必要性を証明する書類※父母両方
	スポット	各区立保育園	各区立保育園にお問合せください
私立保育園	月ぎめ・スポット	各私立保育園	各私立保育園にお問合せください
小規模・事業所内保育所	月ぎめ・スポット	各保育所	各保育所にお問合せください

区立保育園の月ぎめ延長保育

(1) 利用対象

- ① 保育の必要性の認定における保育必要量の区分が「保育標準時間」認定の児童であること。
※「保育短時間」認定の児童はご利用できません。
- ② 延長保育に適應できる児童であること。
※「特別な支援を要する児童」は利用できない場合があります（P.25 参照）。
- ③ 申込日現在、既に在園している児童であること（ただし、令和8年4月からの利用希望のみ、令和8年4月の入所内定児童であれば4月より前に申込み可能です）。
- ④ 原則就労を要件とし、勤務の都合で18時15分までにお迎えに間に合わない世帯であること。

(2) 定員

	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	対象年齢
区立区営保育園(1時間)	20	※	3	4	13			満1歳以上
大森西第二、矢口第二保育園	20	※	3	4	13			満1歳以上
東糶谷保育園	22	2	3	4	13			4か月以上
山王(3時間)、東蒲田、西蒲田保育園	30	5	5	5	15			生後57日 以上
浜竹、雪谷、大森北保育園	30	3	4	5	18			
田園調布二丁目保育園	25	3	4	5	13			
中央八丁目保育園	23	3	5	7	8			
萩中保育園	30	6	10	14				
新蒲田保育園	28	2	5	6	15			
蒲田本町保育園	31	2	5	6	18			

※（ ）表記がない園は2時間まで利用可能です。

※0歳児クラスでも満1歳からは申込可能です。

(3) その他

- ・実施日は月曜日から土曜日です（祝日を除く）。
- ・保育料（月ぎめ延長保育料、スポット延長保育料を含む）を滞納している世帯はご利用できません。
- ・1か月あたりの利用希望日数が「15日以下」と「16日以上」の、2通りの申込みになります。これに応じて延長保育料も異なります（P.42 参照）。
- ・大田区外の認可保育園での延長保育を希望する場合、保育園所在地の区市町村に申込み方法等をお問合せください。
- ・令和8年4月入所で内定した児童のみ、入所月からの利用が可能です。その場合、令和8年3月10日（火）までに必要書類をそろえて保育サービス課までお申込みください。
- ・延長保育の利用開始月が入所または転園月含む3か月以内の場合は就労証明書の添付は省略できます。
- ・申込み方法や、その他詳細については、入所後に配布される「入園後の各種手続き」や、大田区のホームページ等をご確認ください。

私立保育園等の延長保育

(1) 利用対象（月ぎめ延長保育）

- ①保育の必要性の認定における保育必要量の区分が「保育標準時間」認定の児童であること。
※「保育短時間」認定の児童はご利用できません。
- ②延長保育に適應できる児童であること。
※「特別な支援を要する児童」は利用できない場合があります（P.25 参照）。
- ③申込日現在、既に在園している児童であること（ただし、令和8年4月からの利用希望のみ、令和8年4月の入所内定児童であれば4月より前に申込み可能です）。

(2) 実施内容

- ・私立保育園等（認可保育所、小規模・事業所内保育所）の延長保育事業は、各保育園により実施内容が異なります。利用対象、申込み方法、減免制度の有無等の詳細は、各私立保育園等に直接お問い合わせください。
- ・延長保育料のほか、夕食費等の料金が発生します。
- ・参考までに、各私立保育園等での料金設定等の一覧を大田区のホームページにて公開しています。
※調査時から内容が変更となっている場合があります。ご了承ください。



※私立保育園等の延長保育については、こちらから

11 育児休業明け入所予約制度

大田区では、0歳児クラスの入所予約制度を実施しています。

入所予約制度とは、お子様が1歳の誕生日の前日まで育児休業・介護休業法等の法律に基づく育児休業を取得し、主に年度途中で職場復帰される保護者の方が、あらかじめ入所を予約しておくことで、安心して育児休業を取得し、スムーズに職場へ復帰できることを目的とした制度です。自主的育児休業は対象外です。

申込みができる方

次の条件をすべて満たしている方が対象です。

- (1) 児童と保護者が申込時に大田区に住民登録があること（単身もしくは海外赴任により大田区に住民登録がない場合は単身もしくは海外赴任を証明できる書類の提出が必要です）。
- (2) 保護者が申込児童の1歳の誕生日の前日まで、育児休業・介護休業法等の法律に基づく育児休業を取得していること（産後休暇から継続して育児休業を取得する方が対象）。ただし、育児休業給付金の受給資格がある方に限る（予定を含む）。
- (3) 申込児童が1歳に達する月（誕生日の前日が属する月）に入所希望であること。
- (4) 入所月の当月中までに育児休業から復帰可能であること。

実施園（区立保育園） 各園定員：前期1名、後期1名

大森西保育園、山王保育園、馬込保育園、わかば保育園、田園調布二丁目保育園、千鳥保育園
雪谷保育園、浜竹保育園、萩中保育園（2歳児まで）、志茂田保育園、東蒲田保育園、本蒲田保育園

- ※1 私立保育園は対象外です。
- ※2 各園の保育定員や所在地については、P.8～13をご覧ください。
- ※3 通常定員内の2名を入所予約枠として受入れます。

申請書の提出から入所予約内定まで

申込児童の出生時期を以下のように前期・後期に分け、年2回実施します。申込児童の出生日を確認し、以下をお読みください。申込みは重複してできませんので、ご注意ください。

- 令和8年度 後期【令和7年 10月2日生まれから令和8年 4月1日生まれの児童】
- 令和9年度 前期【令和8年 4月2日生まれから令和8年 10月1日生まれの児童】
- 令和9年度 後期【令和8年 10月2日生まれから令和9年 4月1日生まれの児童】

《申込受付》

◎受付期間（※ 締切日必着）

- 令和8年度 後期：令和8年 4月1日（水）～ 令和8年 4月20日（月）
- 令和9年度 前期：令和8年10月1日（木）～ 令和8年10月19日（月）
- 令和9年度 後期：令和9年 4月1日（木）～ 令和9年 4月19日（月）

※ 追加書類の提出の締切も上記と同様です。

◎提出書類 ※ は保育サービス課指定の書類です。

- ① 育児休業明け保育所入所予約申込書兼同意書
- ② 就労証明書 保護者それぞれの分が必要です。発行後3か月以内のもののみ有効です。
 - ※ひとり親の場合はひとり親の手当・医療の資格があることが分かる書類、または離婚届の受理証明書、離婚日の記載のある戸籍謄本のいずれかの書類が必要です。
 - ※外国籍の方は、父母それぞれの在留カード、もしくは特別永住者証明書が必要です。
 - ※育児休業の取得(予定)期間の欄に、会社と保護者の双方で決められた育児休業期間をご記載ください。育児休業の取得期間の記載が無い場合、後日育児休業証明書を提出していただく必要があります。
 - ※通常申込み及び在園児童に関する変更届等で申込日から遡って3か月以内に発行された就労証明書をすでに提出いただいている場合は省略できます。
 - ※申込みを取り下げの場合は、育児休業明け保育所入所予約申込取下・辞退届をご提出ください。

◎提出先

〒144-8621 蒲田五丁目13番14号 大田区役所保育サービス課保育利用支援担当
必要書類をそろえ、窓口で提出もしくは追跡可能な郵便（書留等）で上記へ郵送してください。
※郵送事故について責任は負いかねます。

《利用調整と結果発表》

◎利用調整

- ・前期・後期に保育園ごとに1名ずつ内定します。入所予約の申込みの希望は、1園のみとなります。
- ・保護者の状況に指数を付け、最高指数の方が内定になります。なお、通常申込みと異なり、育児休業からの復帰の必要性を鑑みるため、調整指数の加減算は行いません。同一指数で内定予定者数を超えた場合は、その中から抽選により内定者を決定します。抽選は非公開です。

◎抽選日程

令和8年度 後期：令和8年 5月19日(火)
令和9年度 前期：令和8年 11月中旬(予定)
令和9年度 後期：令和9年 5月中旬(予定)

◎結果発表

- ・内定者には、抽選日当日に電話にてお知らせします。
- ・後日、すべての申込者宛てに結果通知を郵送します。

《結果発表後》

◎内定した場合

- ・内定後、「育児休業給付金支給決定通知書」の写しの提出が必要です。
- ・申込みに必要な書類(P.16参照)の提出が必要です。申請の期間については別途通知いたします(原則入所月の前々月15日～前月7日までに手続きが必要です)。
- ・入所日は、申込児童が1歳に達する月(誕生日の前日が属する月)の1日となります。
- ・入所した月末までに復帰し、速やかに復帰証明書を提出していただきます。
- ・面接、健康診断と必要な手続きが入所月までに完了できない場合は受入体制が整わないため、登園できません。
- ・内定した児童が、「集団保育が困難」と判断される等の場合は、入所対象外になります。

◎内定しなかった場合

- ・入所予約申込は、再申込みできません。通常入所の申込みをご利用ください。

注意事項(必ずお読みください)

申込児童が1日生まれの場合の希望月はその前月になり、希望月の月末までに復帰しなければなりません。

例) 児童の誕生日 令和8年5月1日

令和9年4月1日入園

令和9年4月30日=入所月の月末

令和9年4月30日までに復帰する必要があります。

- ・入所した年度中は、転園できません。
- ・入所予約は、通常入所に優先してその籍を確保するものです。そのため、内定後のキャンセルはできません。
- ・内定した方は入所予定月以外の入所申込みをできません。
- ・内定後、入所月前に区外に転出した場合は、入所内定が取消しとなります。
- ・入所予約が内定した後に、入所希望月を変更することはできません。
- ・申込者数等の情報は、大田区ホームページにて掲載しております。
- ・保育が必要な事由等が申込時と変わった場合、内定取消しになることがあります。
- ・申込後の希望保育園の変更はできません。
- ・定員は各園前後期それぞれ1名ずつです。多胎児が同じ園に申込んだ場合であっても、定員が増えることはありません。

入園までの0歳児クラスの空きの活用について

4月の通常入所と異なり、内定者の利用開始が年度途中になる場合、利用を開始する月までの期間の0歳児クラスの空きを「緊急一時保育」等の利用拡大に充てる予定です。

12 認可保育園以外のサービス

大田区家庭福祉員（保育ママ）

〈大田区家庭福祉員（保育ママ）制度とは〉

保護者が就労等により昼間の子育てが困難な場合の、乳幼児の保育を目的にしています。保育ママの自宅かグループ保育室という家庭的な環境のもと愛情豊かに、生後43日から2歳未満までのお子様を保育します。保育ママは区の認定を受けている、心身ともに健康で、保育士・教員・看護師等の有資格者、もしくは育児経験者です。

大田区家庭福祉員〈保育ママ〉一覧

令和8年4月時点（今後変更になることがあります）

番号	氏名	住所	受託時間	延長	土曜
1	名嘉みど里	大森東5丁目	8:00~ 17:00	朝夕	有
2	大岩弘子*1	大森西2丁目 大森西 グループ 保育室	8:00~ 17:00		無
3	宮川優子		8:00~ 17:00		無
4	芦川恵子	中馬込3丁目 中馬込 グループ 保育室	8:00~ 17:00	夕	無
5	松原尚美		8:00~ 17:00	夕	無
6	鈴木清子	中央3丁目	8:00~ 17:00		無
7	小松 弘子	中央4丁目 中央グループ 保育室	8:00~ 17:00		無
8	中川由紀		8:00~ 17:00	夕	相談
9	菅野ゆかり	池上7丁目	8:00~ 17:00	夕	無

番号	氏名	住所	受託時間	延長	土曜
10	富岡佳苗	東雪谷3丁目	8:00~ 18:30	朝夕	相談
11	田辺幸子	東雪谷5丁目 池雪グループ 保育室*3	8:00~ 17:00		無
12	田屋良美		8:00~ 17:00	夕	相談
13	大久保美恵子 *2	北糺谷1丁目 北糺谷 グループ 保育室	8:00~ 17:00		無
14	小澤照美		8:00~ 17:00	夕	無
		西六郷1丁目 古川グループ 保育室*3			
15	石川まゆみ	下丸子4丁目 下丸子 グループ 保育室	8:00~ 17:00	朝夕	相談
16	須摩元子		8:00~ 17:00	夕	無

※1:2の保育ママは、5月末まで休室になります。
 ※2:13の保育ママは6月末まで休室になります。
 ※3:池雪グループ保育室、古川グループ保育室は、新規保育ママの開設を予定しています。詳細が決まりましたらお知らせします。
 保育ママの連絡先は、紹介が決まりましたら個別にお知らせします。

○家庭福祉員の基本受託時間は8時から17時までの9時間のうちの8時間です。各家庭福祉員の延長時間を含めた保育時間は、表のとおりです。（今後変更になる場合があります）。保育時間の延長をご希望の場合は、ご紹介後に個別にご相談ください。
 ○土曜日の受託は、各家庭福祉員により異なります。一覧表をご覧ください。

〈保育ママをご紹介できる条件〉 次の条件を満たしている方に限ります。

- ① 大田区に住民登録があること。
- ② ひと月48時間以上の就労があるか就労内定している、もしくは1か月以内に復帰見込みである、または求職中（受託後3か月以内に就労が決定かつ開始しない場合、解除となります）、出産予定（出産予定月を含む前後2か月、合計5か月のお預かりになります）、育児休業中であること。その他の理由で委託を希望される場合はご相談ください。（必ずご紹介できるというお約束はできません）
- ③ お子様^が委託開始時、生後43日以上2歳未満で健康であること（食物アレルギーのあるお子様はお預かりできません）。
- ④ 保育ママの親族（3親等以内）でないこと。

〈大田区家庭福祉員（保育ママ）ご利用の決まり（令和8年4月現在）〉

- (1) 保育時間・休日・保育料
 - ① 8時から17時の間の8時間以内。これを超える場合は延長保育となります。委託可能時間は保育ママにより異なります。大田区家庭福祉員〈保育ママ〉一覧でご確認ください。
 - ② 日曜・祝日・12/29～1/3がお休み。その他保育ママの有料休日、有料夏季特別休日、弔事休暇等があります。土曜日の受託については、保育ママにより異なります。一覧表をご確認ください。また、保育力の向上のため区が主催する研修受講日等も保育がお休みになる場合があります。
 - ③ 保育料（諸雑費を含む）月額23,000円です。すべての世帯を対象に保育料（諸雑費を除く）の補助制度（保育料の還付）があります。別途手続きが必要になりますので、詳細は保育サービス課にお尋ねください。
※延長保育については超過料金（30分250円）を別途徴収します。
- (2) 持ち物
お子様の食事、衣類等は、保護者にお持ち込みいただきます。詳細は保育サービス課にお尋ねください。
- (3) その他
家庭福祉員は単年度利用です。
ご利用開始時期にかかわらず、年度末の3月31日で契約は終了となります。引き続き4月からのご利用を希望する方は、再度お申込みが必要になります。

〈申込み、登録、受付から紹介まで〉

1 令和8年度内のご利用について

現在（第2版発行時）は利用申込みと登録（空き待ち）の受け付けを行っています。

2 令和8年度内の登録から紹介までの流れについて

- (1) 定員に空きのある保育ママについては、利用希望日の1か月前から保育サービス課で申込みを受け付けます。定員に空きがない場合は、利用希望登録（空き待ち）を随時電話、来所でお受けします。保育ママの定員に空きが出た時点で、登録順にご案内します。
- (2) 保育ママの定員に空きがありご案内した際には、保育サービス課窓口にて、担当者による面接を受けていただきます。面接には、母子手帳と就労の方は就労証明書（保護者の方全員の証明が必要です。入園申請で提出済みの場合、有効期限内であれば提出は不要です）をお持ちの上、必ずお子様と一緒にお越しください。担当者が制度の説明、お子様の健康状態の確認をします。面接後、保育ママに紹介します。お子様の健康診断受診後、保育ママとの面接に進みます。
- (3) 保護者が保育ママと面接をし、双方合意のもとで「保育委託契約」を結び、保育開始となります。

〈お問合せ先〉

月曜日～金曜日 8時30分～17時 大田区役所 3階 保育サービス課
お申込みについて・・・保育指導担当 TEL 03-5744-1643
保育料について・・・保育サービス基盤担当 TEL 03-5744-1277

〈定期利用保育について〉

- 定期利用保育の概要は P.4 をご覧ください。
- 各施設との直接契約になります。詳しくは施設へ直接お問合せください。

1 利用対象者	保護者が下記のいずれかの状態にあり、保護者及び児童の住民登録が大田区にあること ・パートタイム勤務、育児短時間勤務等の形態で勤務している※1 ・求職中※2 ・親族の介護または看護にあっている ・大学または専門学校に在学している ※1 フルタイム勤務の方でもご利用になれます。 ※2 求職中の保育は原則として最長3か月までとなります。
2 開所日	月曜日から土曜日 ※施設によっては異なる場合がありますので、詳しくは施設にお問合せください。
3 保育時間	保育時間は、1日8時間までの利用が目安となります。 これを超えて利用を希望する場合、時間外の保育となります。
4 保育料	保育料は、日額 2,200 円（1日8時間まで）、月額 44,000 円（月 160 時間まで）の範囲内で設定しています。1日8時間または月 160 時間以上の利用については、各施設が定めた時間外の保育料が別途発生します。詳しくは、各施設にお問合せください。
5 申込方法	各施設との直接契約になります。詳しくは各施設にお問合せください。 お問合せ時間は、月曜日から金曜日の9時から16時までとなっております。
6 欠員状況	大田区のホームページにて各施設の欠員状況を公開しています（ 毎週金曜日更新 ）。 最新の欠員状況については、直接各保育所にお問合せください。

併設型定期利用保育事業保護者負担軽減補助金

ひと月あたりの補助額は、月の利用料（保育料＋食材料費）と以下の補助上限月額のうちどちらか低い方です。令和7年9月から、東京都の支援が拡充され、補助上限額が増額しました。

1. 補助対象者及び補助上限月額

私立保育園・小規模保育所に併設する定期利用保育事業を利用しており、大田区に住民登録のある保護者

補助上限額	67,000 円
-------	----------

令和7年9月から子の順位及び世帯の課税額を問わず
補助上限額が、一律になりました。

2. 申請方法等 次のとおりご提出ください。

【提出書類】

①所定の申請書（区ホームページからダウンロードしてください）

※ ①以外に、必要な書類がある場合があります。

【提出時期及び提出方法等】

大田区役所保育サービス課ホームページにてご確認ください。
 保育施設等へ保育料を支払後、要件を満たした場合に四半期ごとに補助金を交付します。

「定期利用保育専用施設」については、
 P.53『認可外保育施設等保護者負担軽減補助金』をご確認ください



〈お問合せ先〉 大田区役所 3階 保育サービス課内 認可外保育施設等保護者負担軽減補助金事務センター
 〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 電話 03-5744-1312

定期利用保育等施設一覧

令和 8 年 4 月時点

番号	施設名	所在地	電話	定員・年齢	開園時間	保育料
定期利用保育専用施設						
1	たんぼぼ保育園	石川町2-9-3	3726-1537	13名 0~2歳児	8:00~18:00	1日2,200円(~8時間) (9時間以降 1時間毎275円追加)/月契約
2	KN蒲田園	南蒲田1-25-7 ハイツヒラヤマ1階	6428-7654	30名 0~2歳児	8:00~18:00	週5日利用コース: 44,000円 週4日利用コース: 35,200円 週3日利用コース: 26,400円 週2日利用コース: 17,600円
私立認可保育園併設型						
3	キッズガーデン 大森駅前	大森北1-2-3 大森御幸ビル4階	6423-1197	5名 1~2歳児	8:30~16:30	月額44,000円 (1日8時間または月160時間まで)
4	ケンパ西馬込	西馬込1-16-18	6429-9885	1歳児 3名 2歳児 3名	8:15~18:15	日額2,200円×利用日数分 (1日8時間まで)
5	ケンパ池上	池上4-25-9	5747-4520	1歳児 2名 2歳児 2名	8:15~18:15	日額2,200円×利用日数分 (1日8時間まで)

キッズなルーム大森、キッズなルーム六郷、保育室サン御園、メリーポピンズ南蒲田ルーム、美原保育園、クオリスキッズくがはら保育園、北嶺町第二保育園は、令和8年3月で廃止になりました。

大田区こども誰でも通園制度（おててひろば）

全てのこどもの育ちを応援するとともに、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、保護者の就労条件を問わず保育所等へ通園できる、大田区こども誰でも通園制度（おててひろば）を開始します。

対象者	保育所等に在籍していない生後6か月から3歳未満の乳幼児
利用時間数	区内施設は160時間・区外施設は10時間
利用料	原則無料。※施設によりその他費用がかかる場合あり。
実施施設、 申込み方法等	右記記載の二次元バーコードから区のHPをご確認ください。

※詳細はこちら



〈お問合わせ先〉

大田区役所 3階 子育て支援課 電話 03-5744-1653

東京都認証保育所

- 東京都認証保育所の概要はP.4をご覧ください。
- 各施設との直接契約になります。詳しくは施設へお問合せください。
- 基本料金はあくまで目安です。年齢や預ける時間によって異なり、別途入園料や延長料などがかかります。申込みの際は必ずご確認くださいませますようお願いいたします。
- 一定の要件を満たす保護者に対して、保育料を補助する制度があります。詳細はP.53をご確認ください。

令和8年4月時点

番号	施設名	所在地	電話	開所時間	定員	対象	基本料金（月額）
1	山崎こじか園	西糀谷1-31-1	3731-5091	7:00~20:00	40人	0~5歳児	74,000~77,000
2	チャイルドケアセンター青い鳥大森山王園	山王2-1-6 キャピックビル5階	5718-5336	7:00~20:00	40人	0~5歳児	77,000~80,000
3	ナーサリールームベリーベア-下丸子	下丸子2-1-1 ジェイコート下丸子1階	5741-1900	7:30~21:30	27人	0~5歳児	65,500~69,500
4	まなびの森 保育園蒲田ブチ・クレイシュ	蒲田5-20-10 第二美須ビル2階	5711-5977	7:30~20:30	40人	0~5歳児	53,500~71,500
5	パレット保育園・大岡山	北千束3-1-1	5754-1149	7:00~20:00	40人	0~5歳児	66,000~71,000
6	KN久が原ライラック通り園	久が原3-37-5 メゾン久が原1階	5747-2555	7:30~20:30	28人	0~5歳児	58,000~66,000
7	まごめ共同保育所	西馬込1-18-13	3771-1969	7:00~20:00	35人	0~5歳児	69,000~77,000
8	まなびの森 保育園池上ブチ・クレイシュ	池上6-1-7 ブルースカイハイツ2階	3753-2288	7:00~20:00	40人	0~5歳児	51,000~62,000
9	ポピンスナーサリースクール下丸子	下丸子4-21-13 ザ・リバープレイスモール2階	5741-2100	7:30~21:00	30人	0~5歳児	77,000~80,000
10	はなその保育室	西蒲田7-12-10 サンパレス花園2階	3736-1187	7:30~20:30	30人	0~5歳児	62,000~79,500
11	マミーズエンジェル大森保育園	大森北1-31-5 大森大東ビル1・2階	3763-8787	7:30~22:00	40人	0~5歳児	57,000~70,000
12	KN久が原園	久が原3-36-13 久が原クリニックビル2階	5748-7171	7:30~20:30	22人	0~5歳児	58,000~66,000
13	KN蒲田駅前園	蒲田4-46-2 TMKビル1・2階	5713-0622	7:30~20:30	40人	0~5歳児	58,000~66,000
14	羽田空港アンジュ保育園	羽田空港3-3-2 羽田空港第1旅客ターミナル北3階	5756-7311	7:00~20:00	40人	0~5歳児	63,000~80,000
15	マミーズエンジェル上池台保育園	上池台2-15-1 共立上池台ビル1階	3726-7288	7:30~22:00	30人	0~5歳児	57,000~70,000
16	ポピンスナーサリースクール多摩川	下丸子3-29-14	5741-2181	7:30~20:30	50人	0~5歳児	77,000~80,000
17	ココロポインターナショナル田園調布	田園調布本町29-2 ウェル田園調布2階	3721-8391	7:00~20:00	40人	0~5歳児	72,320~80,000
18	青い保育園	山王4-1-16	3777-1946	7:00~20:00	27人	0~5歳児	71,000~76,000
19	マミーズエンジェル池上保育園	池上3-32-17 ツインウッドスクエアA館2階	3752-8877	7:30~22:00	30人	0~5歳児	60,000~70,000
20	マミーズエンジェル上池台第二保育園	上池台5-16-6 ロックビル稲荷坂1階	3728-8808	7:30~22:00	26人	0~5歳児	60,000~70,000
21	保育ルームフェリーチェ大田馬込園	中馬込2-23-7 ゴールドクレスト2A号室	3778-9800	7:30~21:00	34人	0~5歳児	60,900~66,150
22	子供の部屋保育園	中央5-10-16	3753-5679	7:00~20:00	33人	0~5歳児	63,000~68,000
23	こもれび保育園 大森山王園	山王2-3-13 シオカワビル3階	3774-6066	7:30~20:30	36人	0~2歳児	40,000~70,000
24	こもれび保育園 石川台園	東雪谷2-8-3 第一石川台ビル1階	5499-0122	7:30~20:30	26人	0~5歳児	40,000~70,000
25	ポピンスナーサリースクール羽田	羽田旭町11-1	5735-2177	7:30~20:30	34人	0~5歳児	68,000~75,000
26	ここわ保育園	北千束1-1-6 フォルトゥーナ1階	6459-5933	7:30~20:30	30人	0~2歳児	50,000
27	すみれナーサリ-	北馬込2-50-1 ラ・メルシー荏原町1階	5746-3457	7:30~20:30	23人	0~2歳児	68,000~72,000
28	ローリスナーサリ-大森	大森北1-26-17 第一生命ビル1・2階	5763-5200	7:30~20:30	37人	0~5歳児	73,500~79,500
29	チャレンジキッズ北千束園	北千束2-7-1 プラティーク北千束グラン1階	6451-3951	7:30~20:30	25人	0~2歳児	71,500~72,500
30	ヒューマンアカデミー蒲田保育園	西蒲田8-12-6	3731-0635	7:00~20:00	29人	0~5歳児	64,500~71,500
31	こどものこころ保育園	南六郷1-12-9 クロフィルコート1階	3735-0033	7:30~20:30	40人	0~5歳児	62,000~80,000
32	スマイスセレソンスポーツ保育園池上	池上7-5-4 オーケーコート2階	6410-3025	7:30~20:30	28人	0~5歳児	49,000~77,000
33	クオリスキッズくがはら第2保育園	南久が原2-9-1 mii8久が原0001号室	6459-8352	7:30~20:30	26人	0~2歳児	63,000~67,000
34	ミントリーフ雪谷園	東雪谷2-17-2 グリーンエイト雪谷1階	3720-6710	7:30~20:30	30人	0~5歳児	57,000~72,000

認可外保育施設等保護者負担軽減補助金

大田区では、認可外保育施設等にお子様を預けている大田区に住民登録のある保護者に対し補助金を交付することにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図っています。

ひと月あたりの補助額は、月の利用料（保育料＋食材料費）と以下の補助上限月額のうち低い方です。

令和7年9月から、東京都の支援が拡充され、0-2歳児クラス、3-5歳児クラスそれぞれの補助上限額が増額しました。

1. 補助対象者及び補助金額

(1) 施設等利用給付（無償化）の認定（※）を受けている方

- ア 東京都認証保育所、都道府県等が指導監督基準を満たす旨の証明書を交付した認可外保育施設、定期利用保育専用施設を利用している場合

クラス	補助上限月額	内訳（参考）	
		施設等利用給付分	負担軽減費分
0-2歳児	80,000円	42,000円	38,000円
3-5歳児	77,000円	37,000円	40,000円

※ 施設等利用給付（無償化）の認定とは、認可外保育施設などの利用料を無償化（上限 42,000円/月（0-2歳児）、37,000円/月（3-5歳児））するために必要な認定です。

施設等利用給付分の交付には、負担軽減費分とは異なり、月120時間以上の月ごめの利用契約は不要です。

また、対象月の翌月から2年間の補助金（施設等利用給付分に限る）請求が可能です。

概要及び手続き等はP.58及び大田区ホームページをご確認ください。

（注意）負担軽減費分は、月120時間以上の月ごめの利用契約を結び、保育の提供を受けている場合に交付します。ただし、定期利用保育専用施設は、この時間要件はありません。

- イ 特定子ども・子育て支援施設（一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート））を利用している場合

※ 大田区内の対象となる施設は、大田区ホームページ（右の二次元コード参照）「幼児教育・保育の無償化の対象施設・事業」から確認できます。

クラス	補助上限月額
0-2歳児	42,000円
3-5歳児	37,000円

※ 補助額のすべてが施設等利用給付分です。



※施設等利用給付（無償化）の概要については、こちらから

(2) 施設等利用給付（無償化）の認定（※）を受けていない方

東京都認証保育所、都道府県等が指導監督基準を満たす旨の証明書を交付した認可外保育施設、定期利用保育専用施設を利用している場合

クラス	補助上限月額
0-2歳児	80,000円
3-5歳児	77,000円

令和7年9月から子の順位及び世帯の課税額を問わず補助上限額が、クラスに応じて一律になりました。

（注意）補助対象額のすべてが負担軽減費分です。したがって、月120時間以上の月ごめの利用契約を結び、保育の提供を受けている場合に交付します。

ただし、定期利用保育専用施設は、この時間要件がありません。

2. 申請方法等 次のとおりご提出ください。

【提出書類】

- ①所定の申請書（区ホームページからダウンロードしてください）
 - ②施設から交付される領収証兼提供証明書
- ①及び②以外に、必要な書類がある場合があります。

【提出時期及び提出方法等】

大田区保育サービス課ホームページにてご確認ください。
保育施設等へ保育料を支払後、要件を満たした場合に四半期ごとに補助金を交付します。



制度詳細や申請書ダウンロードはこちらから

〈お問合せ先〉 大田区役所 3階 保育サービス課内 認可外保育施設等保護者負担軽減補助金事務センター
〒144-8621 大田区蒲田 5-13-14 電話 03-5744-1312

保育サービスアドバイザー

保育を希望する保護者や在宅で育児をしている保護者、出産予定の方などからの相談に応じ、ご家庭の状況に合った保育施設や子育て支援サービスについて情報提供や育児相談を行っています。

保育サービスアドバイザーは、区立保育園勤務経験のある保育士です。お気軽にご相談ください。

〈サービスの内容〉

- ・各種保育施設の利用対象年齢、申込方法などの案内や利用相談
- ・一時的にお子様を預けたい場合の預け先の相談
- ・大田区の子育て支援事業や施設の利用案内等
- ・子育てに関する相談
- ・区内幼稚園の問合せ先など



保育サービスアドバイザーの窓口相談は、**予約制で行っております。**

事前に電話または電子申請で予約をお取りください。相談日時は月曜日～金曜日(祝祭日を除く) 8時30分～17時です。電話相談は予約不要です。

保育所入所に関する説明動画の配信やオンライン相談、窓口相談の予約方法など詳しくは大田区ホームページ内の「保育サービスアドバイザー」をご覧ください。

〈お問合せ先〉

月曜日～金曜日(祝祭日を除く) 8時30分～17時
大田区役所3階 保育サービス課 保育サービスアドバイザー
電話 03-5744-1617



保育サービスアドバイザー

ファミリー・サポートおおた

(保育園の送り迎えなどを有償で行います。)

育児の援助を行いたい方(提供会員)と、育児の援助を受けたい方(利用会員)が「ファミリー・サポートおおた」に登録し、会員同士の助け合いのもとで援助活動が行われます。

※援助活動は、提供会員と利用会員の条件が合致し、相互理解が得られた場合に行われます。

〈サービスの内容〉 主な援助活動の内容は、以下のとおりです。

- ①保育園、幼稚園、学校、学童保育などの送迎、その前後に子どもを預かること。
- ②冠婚葬祭、子どもの学校行事や買い物など、保護者等の外出の場合に子どもを預かること。
- ③保護者の通院、短時間の臨時就労、または求職中の場合に子どもを預かること。

※原則として保育場所は、提供会員の自宅です。

〈援助の対象、時間、謝礼〉

- ・対象 生後4か月～おおむね12歳(小学生)までの児童
- ・時間 6時～22時までの希望する時間
- ・謝礼 月～金曜日の9時～17時……………1人1時間あたり 800円
月～金曜日のその他の時間……………1人1時間あたり 900円
土曜・日曜・祝日・年末年始……………1人1時間あたり 900円

※活動中の提供会員の交通費は実費をいただきます。

〈申込み・お問合せ先〉

月曜日～土曜日(祝祭日を除く) 9時から18時
ファミリー・サポートおおた事務局(キッズな大森内)
大田区大森北4-16-5 電話 03-5753-1152

一時預かり事業

保護者の用事やリフレッシュのためなど、理由を問わずにお子様をお預かりする事業です。各施設へのお申込みとなります。申込み方法等の詳細については直接お問合せください。

開所日	月曜日～土曜日（日曜日、祝日、年末年始を除く） ※施設によっては異なる場合があります。詳しくは各施設にお問合せください。
利用料金	基本料金として全施設 1 時間 500 円となります （施設によってパック料金の設定あり）。 なお、基本料金のほか実費負担として別料金が発生する場合があります。
利用対象	区内に住民登録がある方。保育室サン御園は区外の方の利用も可能です。
負担軽減制度	同一世帯の児童 2 人以上を同時に預ける場合、2 人目以降の利用料金が 1 時間 250 円となります。
その他	原則、食事やおやつの提供はありません。

令和 8 年 4 月時点

施設名	所在地	電話	定員・年齢	時間	基本料金
ナーサリールームベリーベア大森西	大森西 5-25-21 (本園)	5763-5676	3 歳～就学前 ※2	9:30～16:30	1 時間 500 円
キッズな大森一時保育室	大森北 4-16-5 キッズな大森 1 階	5753-0805	18 人 5 か月～就学前	9:00～18:00	
小鳩スマート保育所大森	山王 3-1-7 GS 大森ビル 1 階	6429-9357	1・2 歳児※2	8:30～17:00	
小鳩スマート保育所北馬込	北馬込 2-1-1 サンファスト北馬込 1 階	6809-9670	1・2 歳児※2	8:30～17:00	
ケンバ西馬込	西馬込 1-16-18	6429-9885	1 歳～就学前※1	9:00～17:00	
小鳩ナーサリースクール中馬込	中馬込 2-2-18	6303-8027	1 歳～就学前※2	8:30～17:00	
グローバルキッズ千鳥町園	千鳥 1-24-5	6715-5862	1 歳～就学前※2	9:30～16:30	
グローバルキッズ上池台園	上池台 5-5-12	6425-6816	2 歳～就学前※2	9:30～16:30	
小鳩スマート保育所上池台	上池台 5-19-14 ヒルサイド上池台 1 階	6425-8590	1・2 歳児※2	8:30～17:00	
森の保育園	仲池上 1-27-20 グリーンライフ仲池上 1 階	3754-2525	5 か月～就学前 ※2	9:00～17:00	
萩中児童館一時保育室	萩中 1-1-8 萩中児童館 2 階	3734-1806	7 人 5 か月～就学前	9:00～18:00	
乳幼児ひろば東嶺町一時保育室	東嶺町 20-4	3753-3054	7 人 5 か月～就学前	9:00～18:00	
キッズな六郷一時保育室	仲六郷 2-44-11 六郷地域力推進センター 3 階	3733-1152	16 人 5 か月～就学前	9:00～18:00	
保育室サン御園	西蒲田 7-49-2 大田区社会福祉センター 1 階	6424-5088	16 人 5 か月～就学前	8:30～18:00	
チャレンジキッズ雪谷大塚園	雪谷大塚町 13-19 パークサイドスベック田園調布 1 階	3727-6422	1・2 歳児 ※2	8:30～17:00	
チャレンジキッズ長原園	上池台 1-7-7 スベックレジデンス長原 1 階	6421-9311	1・2 歳児 ※2	8:30～17:00	
アスクうのき保育園	鵜の木 2-34-20	5741-2208	5 か月～就学前※2	9:00～16:00	
アスク下丸子保育園	下丸子一丁目 8 番 23 号	5732-1129	5 か月～就学前※2	9:00～16:00	
アスク大森保育園	大森北 1-10-14 Luz 大森 5F	3766-2721	5 か月～就学前※2	9:00～16:00	
アスク久が原保育園	久が原二丁目 23 番地 10 号	5747-3090	1 歳～就学前※2	9:00～16:00	
アスクみなみ久が原保育園	南久が原一丁目 24-16	5741-7077	5 か月～就学前※2	9:00～16:00	
アスクおんたけ保育園	東嶺町 5 番 17 号	5700-7281	5 か月～就学前※2	9:00～16:00	
アスクゆきがや保育園	雪谷大塚町 9 番 13 号 301	5754-7881	5 か月～就学前※2	9:00～16:00	
アスク池上保育園	池上 8 丁目 1-3	5748-5821	5 か月～就学前※2	9:00～16:00	
アスク蒲田一丁目保育園	蒲田 1-2-13	5480-7670	5 か月～就学前※2	9:00～16:00	

※1 本施設は定期利用保育の利用状況により、希望する日に利用（予約）できない場合があります。

※2 本施設は保育定員に余裕（空き）がある場合等に限り、受入れを行います。なお、当日の行事や職員配置状況により、希望する日に利用（予約）できない場合があります。ご利用にあたっては、必ず事前に施設にお問合せください。

緊急一時保育

保護者が出産、疾病などにより、日中お子様の家庭での保育ができなくなった際、緊急かつ一時的にお子様をお預かりする制度です。

申込みの際は必ず事前にお電話でお問合せください。 利用について詳しくご案内します。
希望する保育園の空き状況により利用できない場合もありますのでご了承ください。

利用できる方	<p>(1) 大田区に住民登録がある保護者とお子様</p> <p>(2) 生後 57 日から小学校就学前のお子様</p> <p>(3) 保護者が次のいずれかに該当する場合</p> <p>① 父母が病気や出産で入院又は自宅療養を必要とし、その間家庭での保育が困難であると医師が認めた場合</p> <p>② 同居の家族が入院し、その付き添い看護が必要な場合</p> <p>③ 同居の家族の葬儀又は婚儀がある場合</p> <p>④ 保護者又は、そのお子様を保育している近親者が死亡、失踪、離別等で不在となった場合</p> <p>⑤ 災害等で緊急を要する場合</p> <p>⑥ 裁判所等専任の呼び出しがあったとき、裁判員として裁判に係わる場合</p>
--------	---

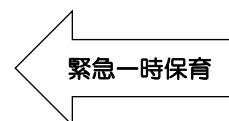
実施園 (区立保育園)	森が崎・大森東一丁目・大森西・大森西第二・富士見橋・大森北・馬込・池上第三・山王入新井・中央八丁目・田園調布・わかば・田園調布二丁目・久が原・千鳥・雪谷・仲池上千束・東糀谷・糀谷・浜竹・羽田・本羽田・萩中・いずも・南六郷・志茂田・みどり矢口第二・下丸子・西蒲田・矢口・新蒲田・東蒲田・蒲田本町・本蒲田
----------------	--

受入年齢	保育園の預かり開始月齢から 小学校就学前	電話受付 開始日	出産の場合	出産予定日の1か月前から
保育時間	8時30分から17時まで ※原則延長保育は不可	保育期間	出産以外の 場合	利用日の2週間前から
保育料	日額：1,400円 (昼食代含む)		出産の場合	出産予定日を含んだ 1か月以内
			出産以外の 場合	利用開始月から翌月の月末まで 最大2か月間

〈利用にあたっての注意事項〉

- ・利用は大田区に住民登録がある方に限ります。
- ・就労、就学、求職、病院や施設等への面会及びリフレッシュを目的とした利用はできません。
- ・疾病や障がい、アレルギーのあるお子様はご利用できない場合があります。

*詳しくは大田区ホームページをご覧ください。



〈お問合わせ先〉 月曜日～金曜日（祝祭日を除く） 8時30分～17時
大田区役所3階 保育サービス課 保育サービスアドバイザー
電話 03-5744-1617

緊急一時保育は一部の私立保育園でも実施しています。申込み、利用方法については各保育園にお問合せください。

<私立認可保育園での実施施設、所在地等>

番号	施設名	所在地	電話	定員・年齢	開園時間	保育料
1	あっぷる池上保育園	池上3-29-11	3752-3528	満1歳～就学前	8:30～17:00	月額1,400円
2	池上長尾保育園	池上8-25-6	3759-9302	満1歳～就学前	9:00～17:00	
3	大森北六丁目保育園	大森北6-9-1	3763-1262	満1歳～就学前	9:00～16:00	
4	さくら中央保育園	中央5-30-18	5748-8373	満1歳～就学前	8:30～17:00	
5	ナーサリー新井宿	中央4-13-18	3775-5653	満1歳～就学前	8:30～17:00	
6	まごめ みんなの家	南馬込1-24-9	3777-2267	満1歳～就学前	9:00～17:00	
7	みなみまごめ保育園	南馬込4-6-5	3772-0751	満1歳～就学前	8:30～17:00	
8	美原保育園	大森東1-28-2	3761-1855	満1歳～就学前	9:00～16:00	
9	明日葉保育園相生園	西蒲田6-18-8	3739-4548	満1歳～就学前	8:30～17:00	
10	簡野学園心ぞく仲六郷保育園	仲六郷1-29-10	3742-1513	満1歳～就学前	8:30～17:00	
11	簡野学園心ぞく東六郷保育園	東六郷1-13-25	6715-1514	満1歳～就学前	8:30～17:00	
12	簡野学園心ぞく六郷保育園	南六郷3-10-11	6423-2078	満1歳～就学前	8:30～17:00	
13	高畑保育園	仲六郷3-19-4	3739-3591	満1歳～就学前	8:30～17:00	
14	多摩川保育園	多摩川2-24-63	3758-3166	満1歳～就学前	8:30～17:00	
15	西二なかよし保育園	西六郷2-30-3	5744-4475	満1歳～就学前	8:30～17:00	
16	今泉保育園	矢口2-26-17	3758-0074	満1歳～就学前	8:30～17:00	
17	大森南保育園	大森南4-14-5	3745-0054	満1歳～就学前	9:00～17:00	
18	簡野学園心ぞく北糞谷保育園	北糞谷1-14-10	3744-2895	満1歳～就学前	8:30～17:00	
19	簡野学園心ぞく糞谷駅前保育園	西糞谷4-29-16-2階	6715-1510	満1歳～就学前	8:30～17:00	
20	ナーサリー糞谷	西糞谷4-5-7	3743-2974	満1歳～就学前	9:00～17:00	
21	西糞谷しろはと保育園	西糞谷1-4-22	3745-5165	満1歳～就学前	9:00～17:00	
22	弁天橋保育園	羽田5-18-16	3741-1691	満1歳～就学前	9:00～17:00	
23	大森保育園	大森南4-10-4	3741-7645	満1歳～就学前	8:30～17:00	
24	あーと&えいごが好きな保育園 かみいけだい	上池台5-11-17	3727-2997	満1歳～就学前	9:00～17:00	
25	北嶺町保育園	北嶺町19-13	3729-3132	満1歳～就学前	8:30～17:00	
26	久が原ハーモニ保育園	久が原1-1-9	3752-2982	満1歳～就学前	8:30～17:00	
27	小池保育園	上池台4-23-9	3729-4616	満1歳～就学前	9:00～17:00	
28	多摩堤保育園	矢口1-5-1KIPIビル2F	3750-5462	満1歳～就学前	9:00～17:00	
29	千鳥さくら保育園	千鳥2-28-11	3750-4983	満1歳～就学前	9:00～17:00	
30	森の保育園	仲池上1-27-20-1階	3754-2525	満1歳～就学前	9:00～17:00	
31	鶉の木いまいずみ保育園	南久が原2-30-5	3756-0505	満1歳～就学前	8:30～17:00	

病児・病後児保育

お子様が病気で保育園等に通えない場合に、医療機関に併設された専用スペース及び医療機関と提携した保育室の専用スペースで一時的にお預かりする制度です。

病児・病後児保育室は、大田区と事業委託契約を結んだ施設です。

病児とは・・・病気の回復期に至らない児童で、医療機関併設の専用スペース及び要件を備えた保育室の専用スペースで保育を実施する場合に利用の対象となります。

病後児とは・・・病気の回復期にあり、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する児童をいいます。

〈利用条件〉

大田区内の保育所等に通所しているか、大田区外の保育所等に通所しているが大田区に住民登録がある就学前の児童で、保護者が勤務等の都合により家庭で育児を行うことが困難なお子様を対象になります。なお、入院治療が必要な病状やはしか・水ぼうそう等の急性期など、利用当日の病状によってはお預かりできません。

〈利用期間〉原則、1回につき連続7日以内です。（土日及び祝日を含む）

〈利用料〉児童1人につき次の利用料を施設にお支払いください。

	対象世帯	保育料
①	生活保護世帯、住民税非課税世帯及び里親世帯	無料
②	住民税均等割額のみ課税世帯	1,500円/1日
③	その他の世帯	2,500円/1日

区内保育所等に通所していて、大田区外に住民登録があり、上記①、②に該当する方については、それを証明する書類の提出をお願いする場合があります。

〈利用方法〉

利用にあたっては、施設に直接電話予約し手続等を確認してください。施設が指定する医師連絡票等の提出が必要となる場合があります（医師連絡票の文書料は自己負担になります）。昼食は児童の病状に応じた食事を持参してください。持ち物などについては、各施設に直接お問合せください。

※実施している医療機関の休診等により各施設の「お休み」以外に保育が休止になる場合があります。

〈施設名・所在地等〉 令和8年4月時点（内容は、今後予告なく変更となる場合があります）

施設名	所在地	電話	対象児童	定員	保育時間	お休み
病児保育ルーム アリエル ※1	田園調布2-34-3-104	3721-7676	生後4か月～ 小学校就学前	5名	8:30～ 17:30	土、日、祝日、 夏休み、年末年始
OCFC病児保育室 うさぎのママ ※1、※3	多摩川1-26-28	6715-2966	生後43日～ 小学校就学前	30名	8:30～ 17:30	土、日、祝日、 年末年始
キッズ メディカル ステーション ※1、※3	中央7-15-14-102	3755-8827	生後4か月～ 小学校就学前	10名	8:30～ 17:30	土、日、祝日、 夏休み、年末年始
病後児保育室 ライオンのこどもべや ※1	久が原3-36-13 2F	5747-0750	生後3か月～ 小学校就学前	5名	8:30～ 17:30	土、日、祝日、 夏休み、年末年始
病後児保育室 山崎こじか園	西糞谷1-31-1	3731-5093	生後3か月～ 小学校就学前	3名	8:30～ 18:00	土、日、祝日、 夏休み、年末年始
ろくごう病児保育室 ※1、2、3	仲六郷4-19-2	5480-5088	生後4か月～ 小学校就学前	14名	8:30～ 17:30	日、祝日、 夏休み、年末年始
大森医師会病児保育室 ピッコロボスコ	中央4-31-14	3772-2412	生後4か月～ 小学校就学前	7名	8:30～ 17:30	土、日、祝日、 夏休み、年末年始
病児保育室 ドリーミーキッズ ※1	南馬込5-26-7	6429-9815	生後5か月～ 小学校就学前	8名	8:30～ 17:30	土、日、祝日、 夏休み、年末年始
蒲田小児科医院 病児保育室かまたっ子 ※1	蒲田3-15-18	080-3252-7084 (病児保育施設専用)	生後6か月～ 小学校就学前	7名	8:30～ 17:30	土、日、祝日、 夏休み、年末年始
わかば病児保育ルーム	大森中1-14-6 1F	4362-6733	生後6か月～ 小学校就学前	6名	8:30～ 17:30	土、日、祝日、 夏休み、年末年始

※1 診療所等医療機関に併設しています。

※2 ろくごう病児保育室の土曜日の保育については施設に直接お問合せください。

※3 送迎事業とは、保育中にお子様が悪化となった際に、仕事等の理由でお迎えに行くことができない場合に限り病児保育施設の看護師もしくは保育士が保育園等にお迎えに行くサービスです。利用には病児保育施設への事前登録が必要となります。

幼児教育・保育の無償化

認可保育園を利用する場合

(1) 対象者・利用料

- ①第1子から保育料（延長保育料を除く。）を無償化しています。
 ②教材費等、保育料以外の実費については、保護者の負担になるものがあります。保育所ごとの徴収額については、各園にお問合せください。

(2) 対象となる施設・事業

認可保育園に加え、地域型保育事業（小規模保育所・事業所内保育所）も無償化の対象です。

(3) 食材料費の取扱い

①区内在住で区内の保育施設を利用する場合

食材料費は、主食費・副食費（おかず代）とも保護者の負担はありません。
 ※延長保育利用時における補食費・夕食費に関しては別途実費負担が発生する場合があります。

②区内在住で区外の保育施設を利用する場合

利用施設によって、実費負担となる場合があります。なお、その場合副食費については、月額4,900円を上限とする区独自の補助制度があります（対象者には別途通知にてご案内予定）。申請には領収書等が必要となりますので、各人で保管をお願いします。

③区外在住で区内の保育施設を利用する場合

お住いの自治体によって、実費負担となる場合があります。なお副食費は、月額4,900円が上限となります。

認可外保育施設等を利用する場合

(1) 対象者・利用料

- ①無償化の対象となるためには、施設利用開始前に大田区（原則住民登録をしている自治体）から「保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）」を受ける必要があります（P.5の教育・保育給付認定とは異なります）。要件や申請方法等は、大田区のホームページをご確認ください。
 ※「保育の必要性の認定」は、仕事をしているなどの理由により、保育ができない状況を証明する手続きを行うことで受けられます。
 ※無償化の対象とならない施設等の利用にあたっては、認定を受ける必要はありません。
 ②3歳児クラスから5歳児クラスまでのお子様は月額37,000円まで、0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯のお子様は、月額42,000円までの利用料が無償化されます。
 ※上記①の認定を受けた後に、区へ『認可外保育施設等保護者負担軽減補助金』の申請を行う必要があります。詳しくはP.53をご覧ください。

(2) 対象となる施設・事業

認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象となります。

※認可外保育施設とは、東京都認証保育所、一般的な認可外保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育施設等を指します。大田区に所在する、無償化の対象となっている認可外保育施設等については、大田区のホームページをご覧ください。

幼児教育・保育の無償化の対象とならない児童についても、『認可外保育施設等保護者負担軽減補助金』の補助対象となる場合があります。詳しくはP.53をご覧ください。

区立保育園の民営化について

民営化の方針

区では、多様なニーズに応え、保育サービスの充実に向けた取り組みを行うため、区立保育園の民営化を進めています。平成16年度から開始し、令和4年度までに37園を民営化しました。

充実を図るサービス

多様なニーズに応え、弾力的かつ速やかにサービスの充実を実現します。

〈「サービスの充実」の例〉

- ①2時間以上の延長保育、延長定員の拡大
- ②休日保育、年末保育 ※詳細については大田区のホームページをご覧ください。
- ③保育内容の充実のため、事業者が工夫した内容を保育計画の中に積極的に取り入れていきます。

民営化の方法

民営化の方法は、以下の(1)か(2)です。いずれの方法においても、引継については、十分な期間を設けて支障のないよう配慮します。

- (1) 区から民間への土地、建物の貸与等により「民立民営(私立)」の認可保育園として事業を行います。
- (2) 区が民間に運営業務を委託して、「区立民営」の認可保育園として事業を行います。

民営化の計画がある保育園

民営化の計画がある保育園は、右記のとおりです。
ただし、社会経済状況の変化により保育ニーズが不透明な状況にあること等を鑑み、委託事業者の募集を見送っています。

【民営化の計画がある保育園】

- ・南六郷保育園
- ・みどり保育園
- ・本羽田保育園
- ・富士見橋保育園
- ・いずも保育園

運営を引き継ぐ法人等

運営する法人は、法人の保育方針などの提案内容を審査して、区長が決定します。

保護者の皆さんへの説明

円滑に民営化の実施ができるよう、保護者の皆さんに情報提供と説明を行っていきます。

〈お問合せ先〉

月曜日～金曜日 8時30分～17時
大田区役所3階 保育サービス課 保育サービス基盤担当 電話 03-5744-1277

保育サービス選択時の参考情報

※以下の情報は、サービスを選択するための参考のひとつとしてご活用ください。

- インターネット上の「とうきょう福祉ナビゲーション」(<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/>)では、保育園の特色などの情報や、福祉サービス第三者評価の結果をご覧になれます。

福祉サービス第三者評価とは……

「東京都福祉サービス評価推進機構」が認証した評価機関が、保育園への訪問調査や利用者アンケートなどに基づき、サービス内容や保育の質などを評価するものです。



- 東京都はホームページ上で、無認可保育施設である「ベビーホテル」の一覧を公開しています。また、ベビーホテルへの立入調査の結果も、公表しています。詳細は東京都福祉保健局のホームページ(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/index.html>)をご覧ください。



- 【子ども・子育て支援情報公表システム「ここdeサーチ」】
←地図上で保育所等の施設情報を検索することができます。

大田区公式 LINE で

保育園が検索できるようになりました！

～LINE で簡単に保育園情報をGETできます～

♪まずは LINE の友達登録からスタート！

STEP1.・・・スマートフォンのカメラ機能もしくは、LINE の「友達追加」で「二次元コード」を読み込む

※二次元コードが読み取れない場合は、LINE のホーム上の『友達追加』から『大田区』または『@otacity』で検索してください

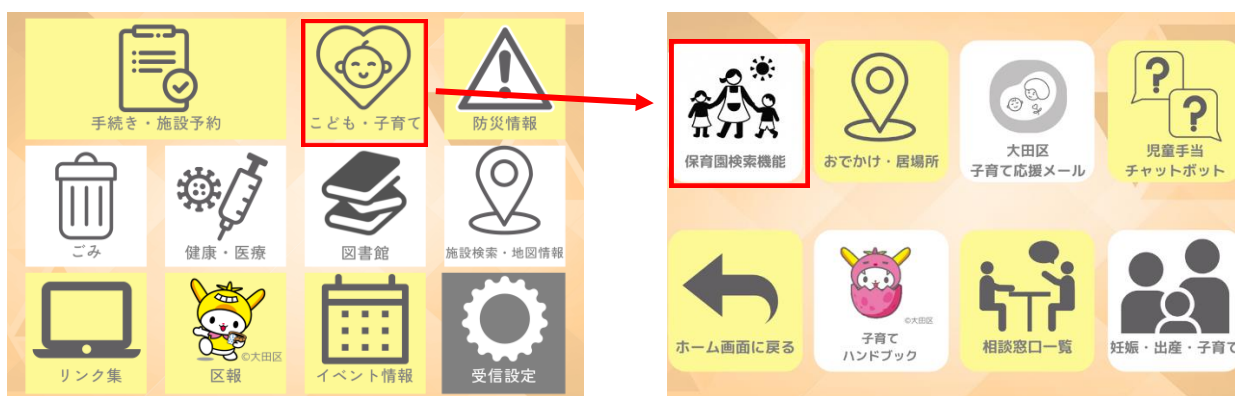


STEP2.・・・「追加」ボタンをタップして登録完了！

【大田区公式 LINE】

♪保育園検索をしてみよう！！

Step1: リッチメニューから「**子ども・子育て**→**保育園検索機能**」をタップ！



Step2: 「**検索する**」→「**位置情報**」を開く

起点とする場所を設定し、画面右上の『送信』を押します

Step3: 「**詳細を見る**」→**各施設のHP**へ

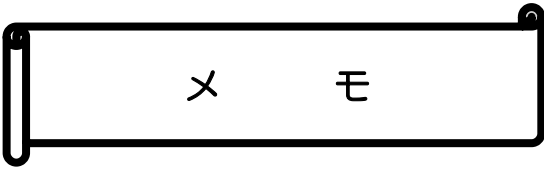
地図→地図アプリから地図上の施設の場所が表示

経路→地図アプリから経路を表示



@大田区

大田区役所保育サービス課保育利用支援担当 電話番号:03-5744-1280



×

㇀

A large rectangular area with a solid border, containing 15 horizontal dashed lines for writing.

メモ

Blank memo area with horizontal dashed lines for writing.

認可保育園・小規模保育所・事業所内保育所の 申込み手続きについて	保育利用支援担当	電話：03-5744-1280
家庭福祉員（保育ママ）の申込みについて	保育指導担当	電話：03-5744-1643
保育園の新規開設や、区立保育園の民営化 について	保育サービス基盤担当	電話：03-5744-1277
保育サービス利用に関する相談について	保育サービスアドバイザー	電話：03-5744-1617